第７次 小諸市部落差別等
あらゆる差別をなくす総合計画

（令和６年度～令和９年度）

小　諸　市

互いの人権を尊重するまちを目指して

小諸市では、平成８年に「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定し、平成１１年度には、条例の目的達成のため、「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定しました。その後も、この計画の見直しを行いながら、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を推進してまいりました。

このたび、小諸市総合計画「第１２次基本計画」の策定に合わせて、「第７次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定しました。この計画は、令和３年に策定した前計画を継承しつつ、情勢の変化を反映させて、「第１２次基本計画」の個別計画とするものです。

策定にあたって実施しました市民人権意識調査や実態調査等の結果からも、私たちの身の回りでの偏見や差別が、残念ながら無くなっていないということがわかります。更には、インターネットを悪用した人権侵害が後をたちません。

国は、平成２８年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」（人権三法）を施行し、インターネット上で発生する人権侵害に対しても「情報流通プラットフォーム対処法」を令和６年５月に公布して、対応の強化を図っています。

令和４年３月に全国水平社が創立から 100 周年となり、長野県においても令和６年４月には、長野県水平社が創立 100 周年を迎え、記念集会が創立の場である本市において開催されました。

憲法１２条では、基本的人権は「不断の努力によって、これを保持しなければならない」としています。他者の気持ちを理解し、その権利を認めることができるのは、人としてだれもが持ち合わせている理性から生み出せるものです。そして、そのことを維持していくためには、国や地方公共団体はもちろん、一人ひとりのたゆみない努力が必要です。市では、本計画のもとに、「互いの人権を尊重するまち」をめざして、市民の皆様とともに、より一層の取組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、慎重なご審議をいただきました小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員の皆様はじめ、各調査にご協力いただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和７年２月

小諸市長　小　泉　俊　博

第７次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画

目　　次

第１章　基本的事項

１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置付けと期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３　計画がめざす姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４　計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章　様々な人権課題に対する現状と取り組み

１　同和問題に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２　女性に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
３　子どもに関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４　高齢者に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
５　障がいのある人に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １３
６　外国籍等の市民に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １４
７　ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者・元患者等に関する課題 ・・・・・・・ １６
８　犯罪被害者に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １７
９　インターネットによる人権侵害に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・ １８
１０　その他の人権に関する課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２０

第３章　人権同和教育の推進

１　行政及び地域における人権同和教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２１
２　就学前の人権同和教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２２
３　学校教育における人権同和教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２３

４　解放子ども会 ………………………………………… ２５
５　企業における人権同和教育 ……………………………… ２５

第４章　人権センター（隣保館）における取り組み ………… ２７

第５章　計画の推進のために ………………………… ２８

【　資　料　】

小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例 ……… ２９
部落解放都市宣言に関する決議 ……………………………… ３０
日本国憲法（抜粋） ………………………………… ３１
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ……………………… ３３
部落差別の解消の推進に関する法律 ……………………………… ３５
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋） ……………… ３７
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋） ……… ３８
小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員名簿 ……………………… ３９
人権・同和問題に関する市民意識調査まとめ ……………………… ４０

第１章　基本的事項

１　計画策定の趣旨

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられないこと」「すべての国民は、個人として尊重されること」「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこと」を定めています。

本市では、基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定めた日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権意識の高揚を図ることにより、一人ひとりの人権が尊重され、小諸市民憲章に謳われた「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある小諸市を実現するため、平成７年に「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定しました。そして、条例に基づいて具体的な施策の推進を図るため、「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定し、以後４回にわたって見直しを行いながら、「互いの人権を尊重するまちづくり」に取り組んできました。

こうした中、令和４年度に行った「人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）は、２８．７％の人が「人権を侵害されたことがある」と回答し、このうち５２．１％の人が、そのときに「黙って我慢した」としています。また、令和５年度から６年度に行った各種団体との聞き取り調査においても、様々な差別や偏見、不平等などの実態が語られました。

このように、差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた切実な願いや、これまでの様々な取り組みにもかかわらず、依然として、部落問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障がいのある人、外国人、感染症、性の多様性等に対する差別や偏見などが存在し、人権侵害の事例が後を絶たないのが現実です。さらには、インターネット上において、匿名による書込みが可能なことを悪用し、個人の名誉やプライバシーを侵害する事例が増加するなど、社会環境の変化とともに、人権侵害の形態も複雑・多様化し、より深刻化しているといっても過言ではありません。

本市では、このような状況を踏まえ、小諸市総合計画「第１２次基本計画」の策定に合わせ、「互いの人権を尊重するまちづくり」に引き続き取り組んでいくため、「第７次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」を策定したものです。

２　計画の位置付けと期間

「小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」は、小諸市総合計画の個別計画として位置付けられるものです。

今回策定した「第７次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」は、「第６次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画（計画期間：令和２年度～令和５年度の４年間）を継承しつつ、小諸市総合計画「第１２次基本計画」（計画期間：令和６年度～令和９年度）と同様に、令和６年度～令和９年度の４年間とします。なお、この計画は、計画期間内においても、社会情勢の変化など必要に応じて、見直しを行うものとします。

３　計画がめざす姿

「互いの人権を尊重するまち」

すべての市民が、個人として尊重され、明るく、健やかに、そして、いきいきと暮らすためには、一人ひとりの人権意識が高まり、「互いの人権を尊重すること」が、特別なことではなく、ごく当たり前のこととして、一人ひとりの心の中にしっかりと根付くことが必要です。

このような、「互いの人権を尊重するまち」をめざして、諸施策に取り組んでいきます。

４　計画の構成

（１）「第１章」では、「基本的事項」として、計画策定の趣旨、計画の位置付けと期間、計画がめざす姿、計画の構成について記述しました。

（２）「第２章」では、「様々な人権課題」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。

（３）「第３章」では、様々な場における「人権同和教育の推進」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。

（４）「第４章」では、人権啓発等の拠点施設である「人権センター」について、現状と課題、取り組みの方向、それに基づく具体的な事業例を記述しました。

（５）「第５章」では、計画推進にあたっての一体的な取り組み、関係機関等との連携、取り組みについての定期的な評価などについて記述しました。

第２章　様々な人権課題に対する現状と取り組み

人権課題は、極めて多岐にわたっており、国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成１４年策定、平成２３年変更）において、また、長野県においては平成２２年に人権政策推進基本方針として主な人権課題を掲げています。

本計画では、国及び県の人権課題を踏まえ、本市の実情に即して、１０項目に整理し、「現状と課題」を明らかにした上で、「取り組みの方向」及びそれに基づく具体的な「事業例」を記述しました。

１　同和問題に関する課題

〔現状と課題〕

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられ、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の重大な人権問題です。

国においては、昭和４０年に、同和対策審議会から「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とする答申がなされ、これを踏まえ、昭和４４年に、具体的な施策の展開を図る「同和対策事業特別措置法」が施行されました。以降、「地域改善対策特別措置法」等により、平成１４年３月まで格差を解消するための様々な事業が行われてきました。しかしながら、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとの認識から、平成２８年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

上記の「部落差別解消推進法」に加え、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」の制定を受けて、令和５年４月１日には、「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」の一部を改正し、「相談体制」「教育」「啓発活動」の充実に係る条文を追加しました。

本市では、「同和対策事業特別措置法」等を受け、同和問題の解決を市の重要課題と位置付けて、県及び関係団体と協力しながら各種の事業に取り組んできました。この結果、同和地区に関する生活環境や経済環境、福祉の面では一定の向上が図られました。

平成１４年に同和対策事業特別措置法が失効した後も、教育と啓発を中心に

各種の施策を推進してきました。しかし、同和地区に関する電話での問い合わせがある等、本市においても、依然として差別は解消されていないのが実態です。

令和４年に同和地区を対象に実施した「生活実態調査」では、１６３人が「自ら又は家族、親族が差別を受けた」と回答しており、そのうち１１人が「５年以内に差別を受けた、あるいは差別に出会った」と回答しています。また、最後の壁ともいわれる結婚差別については、無作為抽出で行った「市民意識調査」によると、家族や親戚に同和地区の人との結婚について「最後まで反対する」とする人が０．８％、「反対するが、最終的には当人同士の意思を尊重する」が 16．5%で、いまだに多くの人が否定的な前提に立っており、差別意識の解消には至っていないことが調査からうかがえます。

インターネット上では、差別を助長する目的で、全国の被差別部落の所在地などを記載した書籍を販売しようとすることや、同和地区を撮影して回り、動画をアップするなどの行為が行われています。

また、同和地区について、偏見や誤解に基づいた記事や書込みが多く見られ、インターネットを利用した人権侵害が重大な問題となっており、関係団体からの危惧する声が上がっていたなか、東京高裁で認められた「差別されない権利」についての判決内容が最高裁の決定により確定しており、今後の動向を注視していきます。

こうしたことから、同和問題について、全ての人が歴史的経緯を正しく理解し、人権が尊重されるよう、教育と啓発を続ける必要があります。

〔取り組みの方向〕

部落差別の完全撤廃に向け、同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識を深めるため、家庭、学校、地域、企業等で人権同和教育と啓発活動を推進します。

平成２８年に新たに制定された部落差別解消推進法の中で明示されている

①「現在もなお部落差別が存在すること」

②「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」

③「相談体制の充実」

④「地域の実情に応じた地方公共団体の施策」

を踏まえ、地方公共団体の責務として、部落差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

また、差別事象の発生に対しては、関係機関・関係団体と連携し、問題解決に取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施

同和問題の歴史的経緯を正しく理解するとともに、差別の現状について認識

を深めるため、地域、学校、ＰＴＡ、企業等で同和教育と啓発活動を推進します。

① 地域の取り組み

区や公民館等で「各区人権懇談会」「人権同和教育研修講座」を開催し、学習・啓発活動に取り組みます。

② 学校教育の取り組み

児童・生徒が、同和問題の歴史的経緯など同和問題を正しく理解できるよう、各学校において人権同和学習計画を定め、学習に取り組みます。また、ＰＴＡにおいても研修会等での取り組みを行います。

③ 教職員の取り組み

同和教育に関する教職員の資質向上とスキルアップのため、同和問題に特化した研修会を実施します。

④ 企業の取り組み

市内の企業で構成する、「企業内人権同和教育推進連絡協議会」において、同和問題や“えせ同和行為”に関する啓発や研修を行います。

⑤ 市職員の取り組み

市職員人権同和教育研修や各区人権懇談会への参加を通じ、同和問題は、本市の行政にとって極めて重要な取り組み課題であるという認識を持つとともに、歴史的経緯やこれまでの取り組みについて理解を深め、常に人権尊重の視点をもって仕事をしていくことのできる職員の育成を図ります。また、人権侵害につながる身元調査や問合せ等に対し、的確な対応ができるよう、職員の人権意識・人権感覚の向上を図ります。

（２）相談体制の充実

① 職員相談体制の配置

部落差別に関する相談体制の充実を図るため、職員においては同和問題・同和教育についての積極的な研修等により、スキルアップを図ります。また、人権センターにおいては、「隣保館設置要綱」（平成 14 年厚生労働省通知）による指導職員を配置し、日常における相談体制を進めます。

② 関係機関、関係団体等との連携

法務省から委嘱された人権擁護委員による「特設相談所」の開設や他の行政機関、教育機関との相談体制の連携を図ります。また、同和問題の解決をめざして積極的な運動を展開している団体を支援するとともに、団体と連携して相談体制の充実に取り組みます。

（３）インターネットによる部落差別を助長する問題に対する取り組み

近年、インターネットにより部落差別を助長する誹謗中傷や開示について、全国的に大きな問題となっています。本市においても長野県や他市町村及び

法務局等との連携を図りながら、特に長野県が行うモニタリングの情報を共有し、問題解決に向けて取り組みます。

（４）差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、迅速・的確に事実関係を把握するとともに、個人情報の保護に配慮しながら、関係機関等と情報を共有し、運動団体、法務局、人権擁護委員などと連携して、必要な対策を行います。

差別事象に関する対応マニュアル等を活用するとともに、差別事象の分析、内容に即した啓発の実施などを通じ、再発防止を図ります。また、その成果をその後の人権同和教育に生かします。

（５）一般対策事業による取り組み

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効後の各種事業については、今後も一般対策事業により取り組みます。

一般対策事業の主な内容について、保健福祉関係では、健康づくり推進のための教室や相談業務等を行うとともに、疾病予防や疾病の早期発見・早期治療のため、自らが各種健康診断を積極的に受診できるよう保健推進員等を通じた啓発活動を行います。障がい者や高齢者が自立した社会生活や日常生活を営めるように、相談支援体制や福祉サービス等の充実を図ります。

生活環境整備では、緊急性や継続性を踏まえ、計画的・効率的な市道の道路改良、舗装改良、維持管理を行うとともに、老朽化した水道施設の更新などを図ります。

産業において、夢の持てる農業の実現に向け、営農支援センターを核に関係機関と連携し、担い手確保・育成、地産地消システムの確立などを進めます。また、起業の支援・中小企業者の経営安定のため、各種助成制度の充実を図り、生活基盤となる雇用の場を確保するため、企業の新規誘致及び既存企業の支援を行います。さらに、関係機関と連携し、就業機会を確保するための取り組みや、勤労者の技術・能力の向上を支援する取り組みを進めます。

【事業例】

・各区人権懇談会、公民館人権同和教育研修講座等の実施
・小中学校同和教育統一単元の実施
・新任転任教職員研修、教職員アンケートの実施
・教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
・企業内人権同和教育推進連絡協議会での研修・啓発の実施
・市職員研修の実施
・運動団体への支援
・集会所活動の支援

・関係機関との相談体制の連携
・インターネット対応に係る関係機関との連携
・実態調査の実施による現状把握
・人権センターにおける各種事業及び相談事業
・人権同和教育推進のための各種事業

２　女性に関する課題

〔現状と課題〕

女性の人権問題については、国連が昭和５４年に「女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」を採択し、女性の権利を包括的に保障するとともに、女性の地位向上をめざした活動を展開しています。

国内においては、一人ひとりが、性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる社会をめざして、平成１１年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また、雇用の面では、「雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」が、女性への暴力防止に向けては「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等が、それぞれ制定されています。さらに、平成２７年には、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」、平成３０年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活や政治分野における活躍を推進するための取り組みが進められています。

本市では、昭和６３年に「小諸市婦人行動計画」を策定し、平成５年度からは「小諸市男女共同参画計画（男女共同参画こもろプラン)」として定期的に見直しをしながら各種施策を展開してきました。また、平成１８年には、性別にとらわれず一人ひとりがいきいきと輝いて暮らすことができる小諸市の実現をめざして、男女共同参画の推進に関する基本理念などを定めた「小諸市男女共同参画推進条例」を制定しました。これらの結果、審議会等への女性の参画率の向上や子育て支援体制の充実など、一定の成果をあげてきました。

しかし、審議会等への参画率は、全体的には向上が図られてはいますが、男女比に極端な片寄りがあるものもあります。区長については、令和６年４月１日現在、６８区の中で女性はわずか２人という状況です。男女の役割について固定的な考え方を変えていく必要があります。また、職業生活においても、「採用や出産・育児休暇後の扱いに不利な実態があり、働きにくさを感じている」との声が多くあり、不十分な状況があることがうかがえます。企業においては、制度面での充実を図るとともに、共に働く男性を含めた従業員の理解や配慮を促進することが必要です。

令和６年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、生活を営む上で、女性であることによって、様々な困難な問題に直面することに鑑み、その支援を国・地方公共団体が、施策として取り組むことを定めました。

県では、令和６年に「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、困難な問題を抱える女性の支援を進めていくこととしています。

〔取り組みの方向〕

市が定める「男女共同参画こもろプラン８」に基づき、施策を進めていきます。

男女の違いを正しく認め合った上で、互いに尊敬し合い、一人ひとりが社会のあらゆる分野で、希望に沿って、個性と能力を発揮できる社会をめざし、ジェンダー平等※を推進します。職場においては、男女の平等をめざすとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント※などの防止について、企業等と連携しながら啓発活動に取り組みます。また、地域においては、男女の役割等についての固定的な考え方を払拭し、女性の活躍の場が広がるよう、啓発活動に取り組みます。

このほか、家庭でのＤＶ※被害、若者を中心としたデートＤＶ※など、男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

※ジェンダー平等

社会的、文化的につくられた性差（ジェンダー）で、女性はこうあるべき、男性はこうあるべき、女性だから、男性だから･･･という固定的な観念をなくして、男女平等をめざすこと。

※マタニティハラスメント

妊娠、出産、子育てなどをとおして、嫌がらせや不利益な扱いをうけること。

※DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にあった者から振るわれる暴力のこと。

※デートDV

交際中の男女間でおこる暴力（身体、言葉、態度など）のこと。

（１）人権尊重と男女共同参画社会の意識づくり

人権尊重とともに、男女共同参画についての理解を深め、意識の向上を図るため、広報 啓発活動を行うとともに、地域等における学習機会の提供、学校や企業における教育、啓発の推進などに取り組みます。

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るため、市民及び企業等に必要な情報を提供します。

働く保護者の多様な就業形態に合った保育への対応、児童クラブ、子どもセンター、児童館、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの充実等、

子育てのための支援を行います。

家庭介護者への支援や介護予防事業等の充実により、男性も女性も仕事と家庭生活が両立できるような環境整備を進めます。

※ワーク･ライフ･バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態をいう。

（３）働く場における男女共同参画の推進

企業等に対し、企業内人権同和教育推進連絡協議会、人権擁護委員、関係機関などと連携して啓発を行うとともに、女性の再就職についての情報提供や就職活動支援を行います。

また、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなどの防止について、啓発や相談を行います。

（４）政策、方針決定への男女共同参画の推進

各種審議会等への女性の登用を進め、参画率の向上を図ります。

誰もが参加できる広聴活動を行い、市政への女性の参画を推進します。

地域における女性の参画を進めるため、区へ働きかけを行うとともに、学習会や懇談会を通じて、意識改革に努めます。

（５）男女がともに安心・安全に暮らすことができるまちづくり

男女間のいかなる暴力も、犯罪行為を含む重大な人権侵害であることを周知・啓発するとともに、相談対応と被害者への支援体制の充実を図ります。

【事業例】

・男女共同参画事業の推進
・各区人権懇談会の実施
・企業内人権同和教育推進連絡協議会での研修、情報提供の実施
・人権センターにおける女性相談対応や関係機関、庁内関係部署との連携
・人権同和教育の推進のための各種事業

３　こどもに関する課題

〔現状と課題〕

こどもの人権は、国連において「児童の権利に関する条約※」 が発効されるなど、国際的に重要な課題となっています。

日本においても、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や教育基本法などに基本原理及び理念が示され、人権の尊重と心身の福祉の増進などが求められています。こうした中にあって、社会状況の変化等を背景に、学校等でのいじめや性的ハラ

スメント、家庭での虐待や育児放棄、ヤングケアラー※やデート DV などが深刻な問題となっています。近年では、インターネット関連のトラブルが顕著となっています。

令和４年度の「市民意識調査」では、「特に関心のある人権問題」について最も高かったのは「インターネットによる人権侵害」で２３.０％、次が「子どもに関する問題」で１８.3%という結果で、多数の市民が関心を寄せる問題です。

国では、令和４年に「こども基本法」を施行し、こども家庭庁を新設して、こどもに関する施策を推進する姿勢を見せています。

小諸市においても、令和６年度より、こども家庭支援課を新設して、こどもに関する様々な問題に対処していきます。

このような状況を踏まえ、大人たちは、大人がこどもに与える影響の大きさをあらためて認識し、こどもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくために、自らの責任を果たしていく必要があります。

※児童の権利に関する条約

平成元(1989)年に国連によって採択された児童(18 歳未満の者)の権利に関する条約で、日本は平成6(1994)年に批准した。従来、こどもは保護・養育の対象としてみられてきたが、この条約においてこどもは「人格を持つ一人の人間」として認めなければならないという精神で貫かれている。

※ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと。

〔取り組みの方向〕

「児童の権利に関する条約」の理念と精神にのっとり、基本的人権を有する一人の人間として、すべての子どもたちが尊重される地域づくりに取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施

こどもの人権についての学習・啓発活動を、地域において人権懇談会や人権同和教育研修講座等を通じて行います。

学校においては、いじめの防止などに対する取り組み等を通じて、こどもたちの人権意識を高めます。

（２）家庭に対する取り組み

保護者自身が、家庭での日常生活がこどもに与える影響の大きさを認識し、こどもたち一人ひとりの人格を尊重し、自らの責任を果たすよう、啓発活動を進めます。

（3）相談体制の充実と虐待やいじめ等への対応

虐待やいじめなどの人権侵害について、こども も保護者も安心して相談ができ、こどもたちの人権が守られるよう、法務局の「こどもの人権 SOS ミニレター」の取り組みや学校、教育支援センター、人権センター等の相談体制の充実を図ります。

虐待やいじめなどの人権侵害事案が発生した場合は、学校、児童相談所等の関係機関と連携し、支援にあたります。

【事業例】

・各区人権懇談会、公民館人権同和教育研修講座等の実施
・要保護児童対策地域協議会
・家庭児童相談員の設置
・関係機関との連携による相談対応
・人権同和教育の推進のための各種事業
・人権センターにおける各種事業

4　高齢者に関する課題

〔現状と課題〕

本市の高齢化率（人口に占める６５歳以上の人の割合）は、令和６年４月１日現在 33．2%で、今後もさらに上昇していくものと予想されます。

介護保険制度が導入されて以降、介護は、社会全体で担い支え合うものとされ、介護サービスを利用しながら地域で生活する高齢者が増えてきています。

こうした中で、高齢者の権利擁護の問題や要介護高齢者に対する虐待、高齢者の孤独死など、高齢者に対する人権問題が顕在化しています。このため、平成１８年度に「高齢者虐待防止法」が施行され、市町村が通報窓口になるとともに、被虐待高齢者の保護及び養護者への支援、虐待を防止するネットワークづくり、また、高齢化の進行に伴う認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に対する制度の充実が求められています。

本市では、令和６年度～８年度にかけ、「第１０期高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画」により事業を推進していきますが、介護を必要とする高齢者の疾病等を理解し、「老い」に対する偏見をなくすとともに、一人ひとりが高齢者の人権について認識を深め、高齢者が生きがいをもって生活し、その豊かな知識や経験が次代を担う人々に引き継がれていくような地域づくりが必要です。

〔取り組みの方向〕

一人ひとりが高齢者の人権についての認識を深め、「老い」による生活上の困難があっても、住み慣れた地域、住み慣れた環境のもとで、互いに支え合い、いつまでも自分らしく生活ができるような地域づくりに取り組みます。

（1）学習・啓発活動の実施

高齢者の人権についての学習・啓発活動を、各区人権懇談会や公民館人権同和教育研修講座等を通じて行います。

（2）高齢者の社会参加と支え合う地域づくりの推進

高齢者が生きがいをもって生活し、その豊かな知識や経験が活かされるよう、ボランティア活動などができる場づくりに取り組みます。

民生委員や区役員と連携・協力し、互いに支え合う地域づくりに取り組みます。

一人ひとりが、認知症を正しく理解し、認知症の高齢者やその家族を温かく見守る地域づくりに取り組みます。

（3）高齢者に対する感謝・敬愛の念の醸成

地域の中で、高齢者の豊かな知識や経験が活かされ、それらを継承できる場を設けることなどを通じ、高齢者に対する感謝・敬愛の念の醸成を図るとともに、「老い」に対してプラスのイメージをもつことができるよう、交流事業などに取り組みます。

（4）相談体制の充実

高齢者への虐待の防止などについて、関係機関と連携・協力して対応するとともに、高齢者とその家族が抱える問題等について安心して相談できる体制の充実を図ります。

【事業例】

・地域包括支援センター等による相談対応
・認知症サポーター養成事業
・各区人権懇談会など人権同和教育推進のための各種事業
・園児、児童・生徒による地域や老人福祉施設での交流事業
・人権センターにおける各種事業

５　障がいのある人に関する課題

〔現状と課題〕

わが国の障がいのある人に対する福祉政策は、平成１８年の「障害者自立支援法」の施行を機に、「施設から在宅へ」とその中心を移すとともに、「自己決定・自己選択の尊重」を柱に進められてきています。

差別に関しては、平成２８年に、不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮の提供を定めた「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。

障がい者の雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、企業等における障がい者の雇用がより一層促進されることが期待されています。

長野県では、令和４年に「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を制定しています。

このように、法制度は一定の整備が進みましたが、これらがめざす「障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重しながら、いきいきと暮らせる地域社会」を実現するには、すべての主体のたゆみない努力が求められます。

令和４年度の「市民意識調査」では、「あなたの意識の中に差別や偏見がありますか」という問いに対し、「障がいのある人に対して」と回答した人が１４．２％あり、「思想・信条に対して」に次いで２番目の高さでした。歩道や乗り物、建築物等における段差をなくす等ハード面だけでなく、社会全体における一人ひとりの意識の変革が必要であると考えられます。

本市では、令和６年に「小諸市手話言語条例」を施行し、手話言語にすべての人が親しむことで、障がいのある人もない人も、お互いに支えながら共生する地域社会を目指します。

障がい者団体との聞き取り調査においても、地域や学校、企業との関わりが大切であるという意見が多く出され、障がいに対する周囲の理解や配慮についての取り組みがまだまだ不十分であると考えます。

〔取り組みの方向〕

障がいの特性について正しく理解し、障がいのある人もない人も、社会の一員として「居場所と出番」を見出すことのできる地域づくりに取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施と交流の促進

障がいについて正しく理解するための学習・啓発活動を、各区人権懇談会をはじめ、学校教育及び社会教育等を通じて行います。

障害者支援事業所等の情報を、地域や学校などに広く提供し、互いの理解の促進を図ります。

（２）交流の促進

障がいのある人やその家族等による団体が行う地域での交流活動や相互理解につながる活動等を支援します。

（３）相談体制の充実

障がいのある人やその家族が抱える問題について、安心して相談ができるよう、佐久広域連合障害者相談支援センターや小諸市地域活動支援センターなどの関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

（４）障がいに対する企業の理解の促進

企業内人権同和教育推進連絡協議会や商工会議所などと連携し、障がいに対する理解を促進するための啓発活動等に取り組みます。

（５）障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の促進

障害者差別解消法では、事業主に対し、障がいに配慮した施設の整備や援助を行う人の配置などの「合理的配慮」の提供を義務付けています。企業内人権同和教育推進連絡協議会や商工会議所などと連携し、障害者差別解消法に基づく合理的配慮等を促進するための啓発活動等に取り組みます。

【事業例】

・当事者団体等への支援
・佐久広域連合成年後見支援センターの共同設置
・佐久圏域障害者自立支援協議会による相談支援体制の構築
・佐久広域連合障害者相談支援センターの共同設置
・地域活動支援センターの設置
・市の職員対応要領の策定による合理的配慮等の促進
・地域や学校等での交流事業
・人権同和教育の推進のための各種事業
・人権センターにおける各種事業

６　外国籍の市民に関する課題

〔現状と課題〕

わが国では、令和元年に在留資格「特定技能」が創設されるなど、外国籍住民の増加が見込まれる中、令和２年に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化に対応することを目指しています。

長野県では、令和２年に「共に学び、共に創るしんしゅう多文化共生新時代」を目指し、「長野県多文化共生指針２０２０」を策定しました。

また、平成２８年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務が明記されました。

本市には、令和６年４月１日現在で、１，０５７人の外国籍の市民が暮らしています。今後も増えていくことが予想され、これらの人々は、言語、宗教、習慣の違いなどから、人権が十分に尊重されているとはいえない状況であり、外国籍を理由に職場での不利益な扱いや地域での疎外感の解消を図る必要があります。

〔取り組みの方向〕

外国籍の市民も日本国籍の市民も、同じ地域の構成員として共に尊重し、助け合い、安心して暮らすことのできる多文化共生の地域づくりに取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施

公民館の講座、広報紙などを通じて、「やさしい日本語」を普及するなど、学習・啓発活動を進めます。

（２）交流の促進

支援団体等と連携し、外国籍等の市民との交流の場をつくります。

（３）相談体制の充実

母語による通訳が可能な相談員を配置し、外国籍等の市民とその家族が生活情報を入手でき、また、地域生活で生ずる様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

（４）コミュニケーションの支援

外国籍等の市民が日常生活に必要な日本語を学ぶ教室を開催するとともに、外国籍等の市民の日本語学習を支援するセミナーを行います。

【事業例】

・外国籍等市民くらしの相談員による相談、通訳対応
・日本語教室の開催
・日本語学習支援セミナーの開催
・学校での教育相談支援
・国、県等の関係機関による情報共有、情報提供
・人権同和教育推進のための各種事業

７　ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者・元患者等に関する課題

〔現状と課題〕

ＨＩＶ※やハンセン病※などの感染症に対する不正確な知識や思い込みなどにより、偏見や差別意識が生まれ、感染症患者のほか、元患者や家族等に関する様々な人権問題が生じています。

ＨＩＶ感染症は、感染経路が特定でき、感染力も強くないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、発病を遅らせたり、症状を緩和させることが、医学の進歩により可能になってきています。

ハンセン病は、病原性の極めて弱いらい菌による感染症であり、治療方法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により短期間で治癒できる病気であり、遺伝病ではないことが明らかになっています。

また、世界中に広がった新型コロナウイルス感染症に対して、感染者やその対応にあたっている医療従事者やその家族等への偏見や差別が問題となりました。

一人ひとりが、ＨＩＶやハンセン病、その他の感染症や難病などについて正しく理解し、誤解や偏見をなくし、患者や元患者、その家族等の人権が尊重される地域づくりを進める必要があります。

※HIV（ヒト免疫不全ウイルス）

人の免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して、エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）を発症させるウイルスである。

※ハンセン病

「らい菌」による感染症で、遺伝はしない。かつては「らい病」と呼ばれていたが、現在はらい菌の発見者であるハンセン医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。らい菌の病原性は弱く、たとえ感染しても発病することはまれである。有効な治療薬により、早めに治療すれば、障がいを残さずに治る。また、回復された人に接触しても感染することはない。

〔取り組みの方向〕

ＨＩＶやハンセン病をはじめ、感染症や難病などについて、誤解や偏見、差別意識を無くし、患者や元患者、その家族等の人権が尊重される地域づくりに取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施

関係機関等と連携し、ＨＩＶやハンセン病をはじめ、感染症や難病などに対する理解を深め、誤解や偏見などをなくすための学習・啓発活動を行います。

（2）相談体制の充実

関係機関等と連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

【事業例】

・小中学校や成人式等でのＨＩＶ・エイズ※に関する学習や啓発の取り組み
・人権同和教育の推進のための各種事業
・人権センターにおける各種事業

※エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）
HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染することによって、免疫の機能が著しく低下し、重症な感染症やガンを併発するようになる病気。

8　犯罪被害者に関する課題

〔現状と課題〕

誰もが犯罪被害者となる可能性があることを踏まえ、近年、犯罪被害者やその家族等が置かれる厳しい社会的状況や心理的状況に対する関心が高まっています。

国では、平成１６年に「犯罪被害者等基本法」を制定するとともに、これに基づく「犯罪被害者基本計画」により、犯罪被害者等※の権利利益の保護を図っています。

長野県では、ＮＰＯ法人長野犯罪被害者支援センターの開設・運用などが行われ、長野県警も各警察署に相談窓口を設置しています。

本市においても、令和６年に「小諸市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復と軽減、生活の再建等に寄与するため、「小諸市犯罪被害者等支援金支給要綱」・「小諸市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱」を定め、庁内・庁外の関係組織と連携しながら、運用を進めていきます。

犯罪被害者やその家族等は、生命や身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害を受けたことによる精神的なショック、周囲のうわさ話、報道機関の過度の取材等による苦痛といった二次的な被害も受けています。また、その状況から、自ら被害を訴えることが困難なこともあり、犯罪被害者やその家族等の立場に立って人権を守っていく取り組みが必要です。

※犯罪被害者等
犯罪被害者当人とその家族･遺族。

〔取り組みの方向〕

犯罪被害者やその家族等が置かれている厳しい状況を理解し、その立場に立って犯罪被害者等の人権を守っていく取り組みを推進します。

（1）学習・啓発活動の実施

関係機関等と連携し、犯罪被害者やその家族等に対する理解を深め、人権を守る対応ができるよう、学習・啓発活動を行います。

（2）相談体制の充実

関係機関等と連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

（3）犯罪被害者及びその家族等に対する支援

犯罪被害者及びその家族等に対して、要綱に基づき支援金や日常生活助成金を支給します。

【事業例】

・犯罪被害者支援団体であるＮＰＯ法人長野犯罪被害者支援センターへの支援、協力
・啓発資料の配布等
・人権同和教育の推進のための各種事業
・人権センターにおける各種事業
・要綱に基づいた、支援金・助成金の給付

9　インターネットによる人権侵害に関する課題

〔現状と課題〕

インターネットは、情報の入手や発信が容易であり、利用者にとっては非常に便利なツールですが、発信者に匿名性があることや情報の拡散性が高いことなどから、利用の仕方によっては重大な人権侵害を引き起こす可能性があります。

インターネット上には、他人への誹謗や中傷、侮蔑、無責任なうわさ，特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる膨大な情報が流れています。また、それらの情報は、画像なども含めて、回収することは不可能と言ってもよく、被害者は将来にわたって長く苦しむことになってしまいます。

インターネット上での人権侵害が後を絶たないなか、インターネット上の違法・有害情報に迅速に対応することを目的として、従来の「プロバイダ責任制限法」を改正した「情報流通プラットフォーム対処法※」が令和６年５月に公布され、インターネット上の誹謗や中傷などによる権利侵害の被害回復が実効的に

行われるように法整備が進められています。

小中学生のうちからスマートフォンを所持するなど、ネット環境に触れる人の低年齢化が進んでおり、個人で防衛するのも限界があります。

令和４年度の「市民意識調査」では、「特に関心のある人権問題」として「インターネットによる人権侵害」を上げた人が２３．０％と平成３０年度の調査と同様に最も多い結果でした。

このような状況を踏まえ、インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損などの人権侵害が起きないよう、利用する上でのモラルや責任についての教育や啓発を推進する必要があります。

※情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）

インターネット上でプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダ（インターネット接続業者）が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律で、平成14年に施行された「プロバイダ責任制限法」を改正したもの。大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化と運用状況の透明化に係る措置を義務付けている。正式名称は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」という。

〔取り組みの方向〕

インターネットによるプライバシーの侵害や名誉棄損などの人権侵害が起きないよう、利用する上でのモラルや責任についての教育や啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実に取り組みます。

（１）学習・啓発活動の実施

スマートフォンなどを正しく利用するため、学校におけるメディアリテラシー※教育を推進します。

家庭、地域、企業などに対する啓発活動を行います。

※メディアリテラシー

インターネットなどの情報を正しく理解し、見極め、発信する能力。

（２）相談体制の充実

法務局等の関係機関を連携し、様々な問題等について、安心して相談ができる体制の充実を図ります。

【事業例】

・人権同和教育推進のための各種事業
・関係機関との情報共有及び連携
・人権センターにおける各種事業

１０　その他の人権に関する課題

〔現状と課題〕

その他の様々な人権に関する課題について、理解を促進し、適切な対応ができるよう、関係機関等と連携し、啓発活動に取り組みます。

（１）多様な性のあり方

LGBTQ＋（エル・ジー・ビー・ティ・キュー・プラス）※という言葉に表されるように、「身体の性」と「心の性」の食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされ、苦しんでいる人々が、年代を問わずいます。こうした、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、社会・地域・学校等で、理解を深めることが必要です。多様な性のあり方についての啓発活動に取り組みます。

国では、令和５年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定し、長野県では、令和５年８月から同性カップルを認証する、パートナーシップ届出制度をスタートさせました。

※LGBTQ＋

L：女性に愛情を感じる女性（レズビアン）

G：男性に愛情を感じる男性（ゲイ）

B：両方の性に愛情を感じる人（バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性との不一致（トランスジェンダー）

Q：性自認や性的指向を決められない、迷っている（クエスチョニング）

+：その他様々な性のあり方（プラス）

（２）その他の人権

刑を終えて出所した人々、アイヌの人々の問題、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレスの人々に対する暴力、東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因した風評被害など、それぞれの問題に対する理解を図るため、啓発活動に取り組みます。

【事業例】

・関係機関からの情報提供による啓発
・人権同和教育の推進のための各種事業
・人権センターにおける各種事業

第３章　人権同和教育の推進

１　行政及び地域における人権同和教育

〔現状と課題〕

人権同和教育を推進するため、国では、平成１２年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成１４年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定（平成２３年一部変更）し、その推進を図っています。

長野県では、平成１５年に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、平成２２年には、これに代わるものとして「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。これらにより、人権政策の基本的な考え方や方向性を示し、取り組みを進めています。

本市では、昭和４８年に「小諸市人権同和教育の基本方針」を策定（平成１１年改定）し、これに基づいて、同和問題を中心に据えながら、様々な人権問題について、教育・啓発活動を推進してきました。

しかし、地域が主体になり、各区や公民館分館で開催することとしている「人権懇談会」は、開催されていない区があり、開催しても参加者数が少ないなどの課題を抱えています。令和４年度の「市民意識調査」では、「人権同和教育の学習会に参加したことがない」と回答した人が８７．２％もあり、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、地域での人権懇談会が開かれなかった時期があり、前回調査である平成３０年の７８．５％よりも増加しています。

１年で交代することの多い区の役員さんに中心になっていただいていることもあり、取り組みやすさ、内容の充実などを図りながら、多くの地区で取り組んでもらえるよう、工夫する必要があります。

〔取り組みの方向〕

（１）推進体制の充実

市民一人ひとりが、人権同和問題を正しく理解し、解決にあたることができることをめざして、人権同和教育を推進する重要な主体となる人権同和教育推進委員会の充実を図ります。

（２）地域における人権同和教育の推進

地域において、人権に関する学習を進め、人権感覚を醸成するため、区や公民館分館による各区人権懇談会や、地域の実情に応じた学習会を積極的に推進します。

（３）公民館による人権同和教育の推進

小諸市公民館において、人権同和教育の講座等を開催します。

（４）学習教材の整備と活用

人権同和教育を効果的に行うため、視聴覚教材など各種教材の充実を図り、積極的に活用します

（５）啓発・広報活動の充実

広報紙への記事掲載や回覧物の配布、市民集会の開催など、各種の啓発事業を行います。

国、県及び人権に関する団体等と連携しながら、様々な人権課題に関する啓発活動を推進します。

【事業例】

・人権同和教育推進委員会の設置・運営
・公民館人権同和教育研修講座の実施
・集会所活動の支援
・各区人権懇談会の実施
・人権を考える市民集会（人権フォーラム）の実施
・男女共同参画社会づくりに係る各種事業

２　就学前の人権同和教育

〔現状と課題〕

乳幼児期は、遊びを中心とした友だちとの関わり合いの中で、他者の存在に気付き、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。また、こどもたちの人権感覚を育む上では、こどもたちと関わる保護者をはじめとする周囲の大人たちの人権感覚・人権意識が重要になります。

しかし、近年、少子化や核家族化の進行や人間関係の稀薄化などとともに、人権感覚・人権意識の基礎を養う機会が薄れつつあることが懸念されます。

〔取り組みの方向〕

（１）人権感覚を育む保育・教育の推進

幼稚園・保育園において、年間計画を立て、人権感覚を育む保育・教育に取り組みます。

（２）教職員等研修の実施

人権同和教育を推進するため、教職員・保育士の研修を行うとともに、課題の共有と研究を行います。

（３）学校や地域との交流、連携

幼稚園・保育園において、学校との連携や、地域の行事へ参加しての世代間

交流、福祉施設への訪問などを通じて、人権感覚を育む保育・教育に取り組みます。

（４）家庭への啓発

家庭教育の重要性を踏まえ、家庭への人権啓発活動を推進します。

【事業例】

・幼保小中養高人権同和教育研究委員会の運営
・新任転任教職員研修会の実施
・教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
・園児による、地域や老人福祉施設での世代間交流

３　学校教育における人権同和教育

〔現状と課題〕

本市では、平成１８年度から３年間、文部科学省の「人権教育総合推進事業地域事業」の指定を受けて事業に取り組み、それ以降も、「連携」をキーワードに、様々な人権課題の当事者の「顔がみえる人権教育」を進めてきました。

また、幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校が、一貫して、共通した考え方のもとに人権同和教育を進めていくため、共同して研究や事業の推進を図ってきました。

市民意識調査では、小中学校での人権同和教育について「ぜひともするべきである」と回答した人は全世代で４８．０％を占め、３０歳代が７１．７％と一番高く、４０歳代以下の若い年代が高い傾向でした。

今、学校教育では、インターネットによる情報通信技術を利用した ICT 教育を行っています。こどもたちは、日常、容易にインターネットを利用できる環境にあり、その利用の仕方によっては、深刻な人権侵害の被害者にも加害者にもなりかねない日々を過ごしています。社会環境の変化とともに、人間関係が希薄化し、価値観が多様化している中で、いじめや虐待、自殺などが大きな社会問題となっています。

このような状況を踏まえ、児童・生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義や内容、その重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが具体的な態度や行動に現れるような人権同和教育を進めることが必要です。

〔取り組みの方向〕

（1）人権同和教育の推進

学校ごとに、人権同和学習計画を立て、人権同和教育の推進を図ります。

（2）教職員研修の実施

人権同和教育を推進するため、教職員の研修を行うとともに、課題の共有と研究を行います。

（3）異種校間等の連携

幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校が連携し、調査研究や研修等を行います。

学校、ＰＴＡ、地域が連携し、研修会等を行います。

（4）一貫した同和教育

副読本「あけぼの」を活用するほか、それぞれの段階に応じた同和教育をすべての学校で統一単元として実施します。

（5）人権啓発作品コンクールの実施

児童・生徒の人権意識の高揚を図る一環として、人権を題材にした標語やポスター等の人権啓発作品コンクールを行います。

【事業例】

・幼保小中養高人権同和教育研究委員会の運営
・新任転任教職員研修会の実施
・教職員現地研修（フィールドワーク）の実施
・小中学校人権教育公開授業の実施
・小中学校人権同和教育推進事業の実施（交付金の交付）
・小中学校人権啓発作品コンクールの実施

4　解放子ども会

〔現状と課題〕

「同和対策審議会答申」の精神に基づき、同和地区のこどもたちが、「差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘う」力を身につけ、部落解放の次代の担い手として望ましい成長が図れるよう、解放子ども会が設置されました。

近年、少子化や社会環境の変化等に伴い、意識の多様化などが見られますが、部落差別が依然として解消されていない中では、引き続き、こどもたちが「差別を受けても負けることなく、解放に向けて力強く生きる」ための取り組みが必要です。

〔取り組みの方向〕

一人でも多くの同和地区出身のこどもたちが「解放子ども会」で学び、「差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘う」力を身につけることができるよう、年間計画に基づき、保護者及び教職員と連携して取り組みます。

【事業例】

・解放子ども会の設置、指導
・解放子ども会ＯＢとの交流
・他の解放子ども会との交流

５　企業における人権同和教育

〔現状と課題〕

企業は、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの人権侵害がない職場環境をつくるという責任があります。また、法令遵守や説明責任といった社会的責任も求められており、企業活動及び採用の機会にも人権の視点は欠かせません。

平成２２年には、企業等の組織の社会的責任について定め、７つの原則の一つとして人権の尊重が明示された、国際規格 ISO26000 が発行されました、

しかしながら、法務省が発表した令和５年度における全国の「人権侵犯事件」の状況によれば、人権侵犯事件のうち労働権関係事案は１，４８７件で、全事件数の１６．６％を占めています。カスタマーハラスメントも問題になっています。令和２年６月には改正「労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法)」が大企業を対象に施行されました。

また、女性の活躍をより一層進めるため、平成２７年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法)」が制定され、平成２８年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」が施行されました。事業主には、女性の活躍推進、障がい者に対する不当な差別的扱いの禁止と合理的配慮を行うことが新たに求められるようになりました。

日常生活において最も長い時間を過ごす職場は、その人の人間形成に大きく影響すると考えられることから、人権に関する重要な社会教育の場と言えます。

本市では、これまで小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会を組織し、企業における人権教育の促進を図ってきましたが、引き続き積極的な取り組みを行います。

〔取り組みの方向〕

（１）公正採用と就職差別の撤廃

公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関と連携し、企業への働きかけを行います。

（２）人権同和教育及び啓発

企業に対し、様々な機会を通じて人権同和教育の推進について働きかけを行います。

（３）小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会の運営

企業の小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会への加入を促進し、企業における人権同和教育の推進を図ります。

（４）女性活躍推進法や障害者差別解消法に関する取組み

商工会議所や関係機関と連携・協力しながら、情報提供や啓発を行います。

【事業例】

・小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会の運営
・企業向け講演会等の開催及び啓発資料による情報提供

第４章　人権センター（隣保館）における取り組み

〔現状と課題〕

本市では、昭和３１年、社会福祉事業法（現：社会福祉法）に基づく隣保事業を行うため「隣保館」を設置し（平成２４年廃止・解体)、昭和５４年には、「第二隣保館」を設置しました。

平成１８年、「第二隣保館」を、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みの拠点「人権センター」として位置付け、人権同和教育や啓発、相談事業などを推進してきました。また、「人権センター」が、周辺地域を含めた住民交流の場として地域に密着したコミュニティセンターとして機能するよう、各種の事業に取り組んできました。

これらの結果、これまで「人権センター」を利用したことのなかった市民の利用も着実に増加しており、多様な市民相互の交流を通じ、同和問題をはじめとする様々な人権課題についての啓発の場となっています。なお、「人権センター」の年間利用者数は、新型コロナウイルス流行の影響で、令和２～３年度は延べ５千人台に落ち込みましたが、令和５年度は延べ７，３９３人でした。

しかしながら、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象は、依然として

なくなっていないばかりか、複雑化してきている状況にあるため、今後も、様々な機会をとらえながら、人権同和教育をはじめとする各種施策を推進していく必要があります。

〔取り組みの方向〕

（１）相談事業

福祉、職業、教育など生活上のあらゆる人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員や関係機関等と連携・協力しながら、その充実を図ります。

（２）啓発・広報事業

人権尊重について正しく理解し、認識を深めるため、人権講演会、人権同和教育研修会、人権フェスティバル等を開催するとともに、広報紙の発行などを通じて、幅広い人権啓発・広報活動を推進します。

（３）文化・教養に関する事業

地域住民をはじめ、広く市民の交流を深めるとともに、地域に根ざした文化・教養事業を推進します。

（４）社会福祉に関する事業

社会福祉の推進と人権センターの役割を踏まえ、障がいのある人などとの交流会などを実施します。

（５）人権関係啓発資料の掲出及び図書等の整備

あらゆる人権学習が実施できるセンターをめざして、人権関係資料の掲出や関係図書等の整備などを行います。

【事業例】

・会議室の貸出による学習・交流の場の提供
・人権や生活相談事業、関係機関との連携
・文化・教養事業（各種教室等）の開催
・人権フェスティバルの開催
・啓発チラシ「じんけんの風」、来館者等配布用啓発紙「ひだまり」の発行

第５章　計画の推進のために

１　すべての主体が一体となった取り組み

市民をはじめとするすべての主体が、人権を日常の問題として考え、学び、行動することを通じ、一体となってこの計画を推進します。

２　国、県等との連携

時代の変遷とともに複雑・多様化する人権問題に対応するため、国、県等の関係機関や運動団体などの情報を積極的に活用するとともに、連携・協力しながら、各種施策の推進を図ります。

３　計画の評価・実態把握等

計画に基づく施策を円滑に推進していくため、小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会に対し、定期的に計画の進捗状況及び評価等を報告し、市民に公表するとともに、意見を求めながら、施策の検討や取り組みの改善などを図ります。

また、差別は、差別する側からは気づきにくいものであることから、市民意識調査や実態調査、関係団体の聞き取りやアンケートなどにより、その把握に努めます。

小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例

（平成７年小諸市条例第３５号）

（目的）

第１条　この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別を根本的かつ速やかになくすための必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、生きがい、働きがい、住みがいのある小諸市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、市民の自主性を尊重し、本市行政のすべての分野で市民の人権を守り、部落差別等あらゆる差別をしない、させない、許さない社会の形成促進に努めるものとする。

（市民の責務）

第３条　すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、部落差別等あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

（施策等の推進）

第４条　市は、人権思想の普及・啓発及び部落差別等あらゆる差別をなくす教育活動並びに市民福祉の増進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（推進体制の充実）

第５条　市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

（審議会）

第６条　市は、部落差別等あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会を置く。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

（小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年小諸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

部落解放都市宣言に関する決議

人間の平等と社会的身分による差別の解消を定める日本国憲法及び国際人権規約の理念にのっとり、人間の尊厳を否定する部落差別を根本的かつすみやかに解決することは、国、地方公共団体及びすべての国民の共同の責務である。

小諸市においても、国の同和対策審議会答申以来、同和行政を実施し多くの成果を上げてきた。しかし、今なお人権侵害事象は後を絶たない現状にあり、差別の解消に向けた教育、啓発活動と人権擁護活動の充実強化、生活環境の向上や産業・職業の安定さらに教育の向上等の事業を総合的に推進し、部落の完全解放を実現しなければならない。

我々は、２１世紀に差別を残さない固い決意のもと、昭和６０年９月議会の決議に基づく人権擁護の理念に立脚した「部落解放基本法」の早期制定と部落問題の正しい認識と理解、実践により明るい住みよい　小諸市を築くためここに「部落解放都市宣言」を決議する。

平成５年３月１７日

小 諸 市 議 会

日 本 国 憲 法（抜粋）

（昭和２１年憲法）

第１１条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第１２条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第１３条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第１４条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第１８条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第１９条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第２０条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第２１条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第２２条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第２３条　学問の自由は、これを保障する。

第２４条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第２５条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第２６条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第９７条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第９８条　この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成１２年法律第１４７号）

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第 120 号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

（平成２８年法律第１０９号）

（目的）

第１条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第２条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第３条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第４条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第５条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第６条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（平成２５年法律第６５号）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第７条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第８条　事業者はその事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　事業者はその事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抜粋）

（平成２８年法律第６８号）

（基本理念）

第３条　国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第４条　国は、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

２　地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第５条　国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

小諸市部落差別等撤廃人権擁護審議会委員名簿

（任期　令和６年４月１日～令和８年３月31日）

職　名	氏　　名	選　出　団　体　等
会　長	高　地　菊　男	佐久人権擁護委員協議会小諸部会
副会長	金　　秀　玉	外国籍市民
委　員	砥　石　　信	部落解放同盟小諸市協議会長
委　員	髙　橋　牧　人	全日本同和会長野県連合会小諸支部長
委　員	荻　原　　司	小諸市校長会（美南ガ丘小学校長）
委　員	三　井　文　博	佐久公共職業安定所（統括職業指導官）
委　員	岡　田　耕　一	小諸市民生児童委員協議会副会長
委　員	大　井　千代子	小諸市身体障害者福祉協会理事
委　員	舟　田　千鶴子	小諸市手をつなぐ育成会長
委　員	山　田　孝　雄	小諸市高齢者クラブ連合会副会長
委　員	塩　川　侑　佳	小諸市 PTA 連合会長
委　員	森　泉　浩　行	小諸市企業内人権同和教育推進連絡協議会長（小諸商工会議所）
委　員	依　田　勝　彦	小諸市区長会副会長（相生区長）

人権・同和問題に関する市民意識調査まとめ

第７次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画の策定に向け、18 歳以上の無作為抽出した市民を対象として実施したアンケートの結果です。

回答者の属性

◆ 回 収 状 況

今回調査（令和4年）		前回調査(平成30年)	
調査依頼数	971人	調査依頼数	2,000人
回収数	383枚	回収数	634枚
回収率	39.4%	回収率	31.7%

・前回調査より 7.7%増加。

◆ 回 答 者 の 男 女 別 比 率

	男性	女性	どちらともいえない	答えたくない	不明	合計
人 数	150	206	1	7	19	383

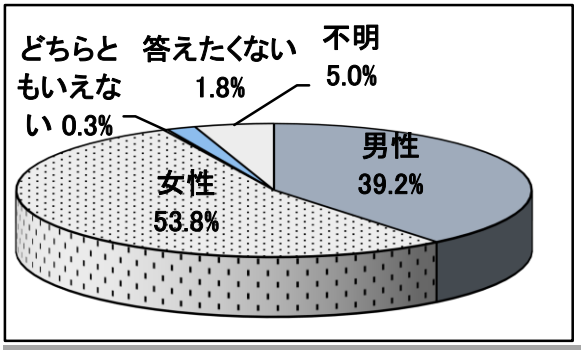

	前回比
男性	△ 4.0%
女性	4.0%
どちらともいえない	—
答えたくない	—
不明	△ 1.9%

・今回から性別で「どちらともいえない」と「答えられない」を追加した。

◆ 回 答 者 の 年 代 別 比 率

	10～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明	合計
人 数	37	53	67	93	33	51	26	23	383

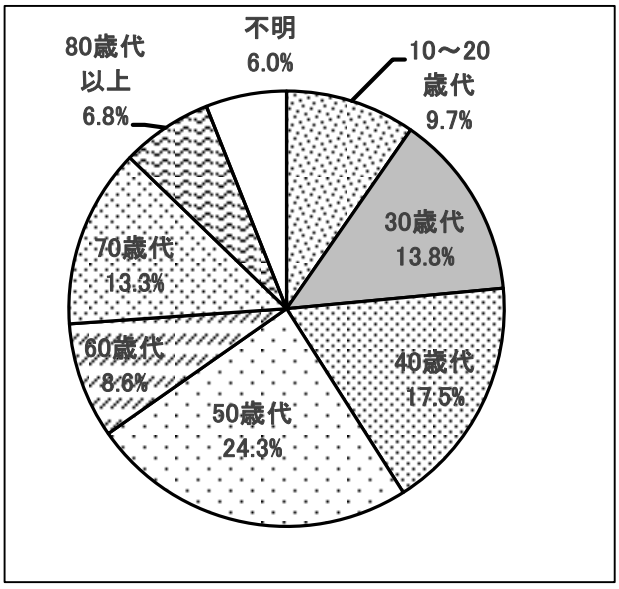

	前回比
10～20歳代	4.8%
30歳代	8.4%
40歳代	2.7%
50歳代	3.0%
60歳代	△ 3.2%
70歳代	△ 14.0%
80歳代以上	△ 5.3%
不明	3.6%

・前回は年代が 20 歳代で区切ったが今回は 10～20 歳代というくくりになった。

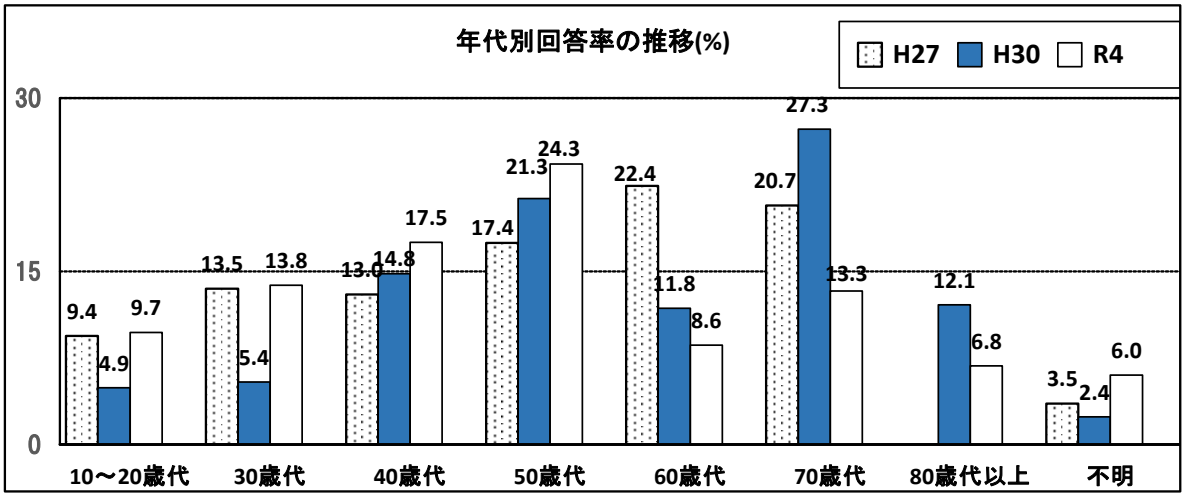

質問1　あなたの人権やくらしについてのお考えをお聞きします。

◆ 1-1　あなたはこれまでに自分の人権を侵害されたこと（いじめ、差別、馬鹿にされたなど）がありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

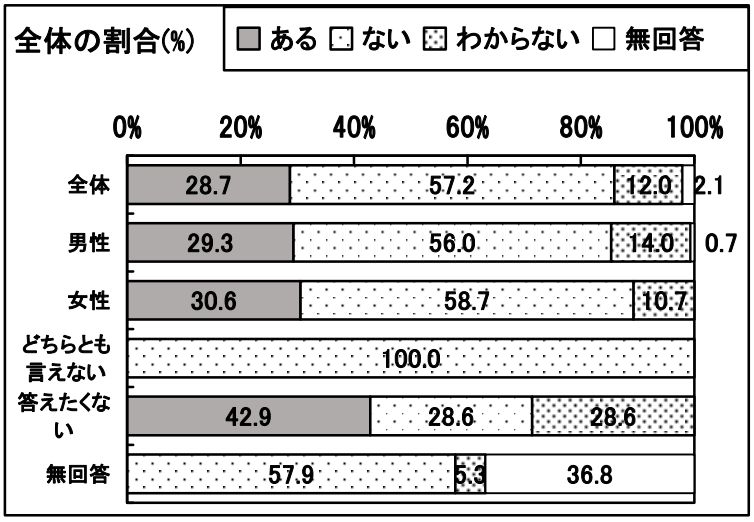

○全体の人数　（人）

	ある	ない	わからない	無回答	計
全体	110	219	46	8	383
男性	44	84	21	1	150
女性	63	121	22	0	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	3	2	2	0	7
無回答	0	11	1	7	19

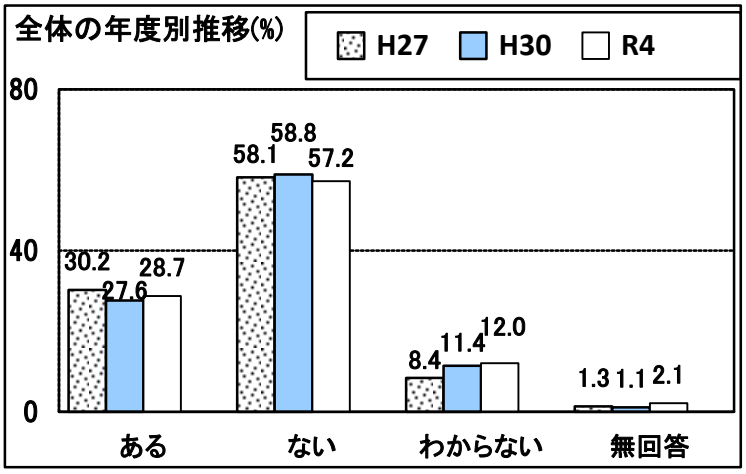

✤全体
・「ある」の回答は 28.7%で前回より 1.1%増加している。
✤性別
・「ある」の前回比は男性が 6.3%上昇。女性 2.6%減少。
・「ある」の割合は女性の方が男性より 1.3%高い。

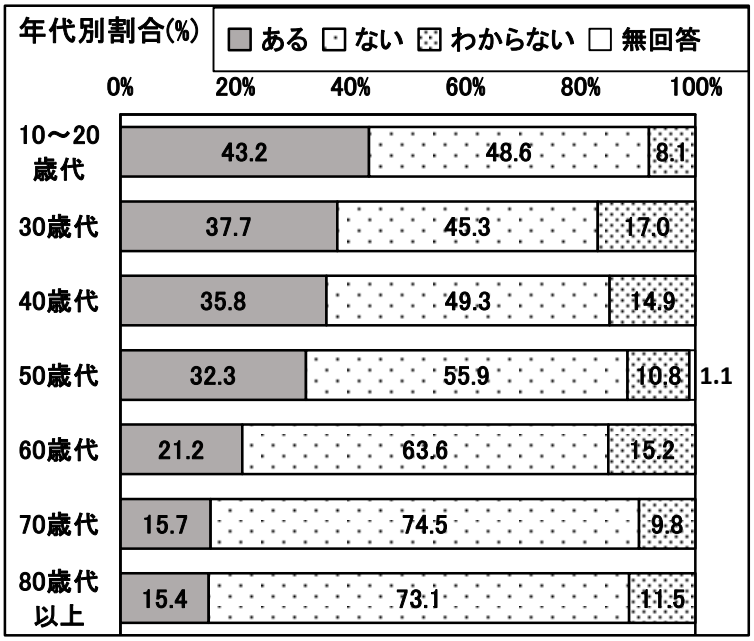

✤年代別
・「ある」との回答で最多は 10～20 歳代の 43.2%。最少は 80 歳代以上の 15.4%。

◆ 1-2　1-1 で「ある」と答えた方にお聞きします。
どのようなことで侵害されましたか。（あてはまる番号すべてに〇をしてください）

〇全体の件数　（件）

	性別のことで	年齢のことで	職業のことで	学歴のことで	障がいをもっていることで	家族のことで	同和地区のことで	その他	無回答	計
全体	13	9	22	23	7	19	1	56	1	151
男性	2	1	8	13	4	9	1	20	1	59
女性	11	7	14	8	2	10	0	34	0	86
どちらとも言えない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
答えたくない	0	1	0	2	1	0	0	2	0	6
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

✤全体
・多数回答順（上位3項目）に、「その他」、「学歴」、「職業」の順になっている。前回は「その他」、「家族」、「学歴」の順であった。
・「その他」の回答では、“容姿や身体的な見ため”“性格”などが多かった。
✤性別
・多数回答順に、男性は全体と同じ。女性は「その他」「職業」「性別」の順。性別を“答えたくない”の人は「学歴・その他」「年齢・障がい」の順である。

〇年代別件数　（件）

	性別のことで	年齢のことで	職業のことで	学歴のことで	障がいをもっていることで	家族のことで	同和地区のことで	その他	無回答	計
10～20歳代	1	2	3	4	1	2	0	8	1	22
30歳代	4	2	4	2	2	1	0	12	0	27
40歳代	2	1	4	3	1	4	1	13	0	29
50歳代	5	2	7	10	0	8	0	17	0	49
60歳代	0	2	1	1	0	2	0	2	0	8
70歳代	1	0	3	3	2	0	0	2	0	11
80歳代以上	0	0	0	0	1	2	0	1	0	4
年代不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

✤年代別　多数回答順
・10～20 歳代：「その他」、「学歴」、「職業」。
・30 歳代：「その他」、「性別」「職業」、「年齢」「学歴」「障がい」。
・40 歳代：「その他」、「職業」「家族」、「学歴」。
・50 歳代：「その他」、「学歴」、「家族」。
・60 歳代：「年齢」「家族」「その他」、「職業」「学歴」。
・70 歳代：「職業」「学歴」、「障がい」「その他」、「性別」。
・80 歳代以上：「家族、「障がい」「その他」。

◆ 1-3　1-1 で「ある」と答えた方にお聞きします。そのときどのような対応をしましたか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

○全体の件数　（件）

	だまって我慢した	法務局や人権擁護委員に相談した	相手に抗議した	市役所に相談した	身近な人に相談した	警察に相談した	有力者に相談した	弁護士に相談した	その他	無回答	計
全体	74	1	26	1	32	2	2	2	2	0	142
男性	32	0	9	1	10	2	0	2	2	0	58
女性	40	1	17	0	20	0	2	0	0	0	80
どちらとも言えない	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
答えたくない	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

✤全体
・多数回答順（上位 3 項目）に「だまって我慢した」、「身近な人に相談した」、「相手に抗議した」となっている。前回調査でも同様の順であった。
✤性別多数回答順（上位 3 項目）
・多数回答順（上位 3 項目）男女共全体と同じ順位。

○年代別件数　（件）

	だまって我慢した	法務局や人権擁護委員に相談した	相手に抗議した	市役所に相談した	身近な人に相談した	警察に相談した	有力者に相談した	弁護士に相談した	その他	無回答	計
10～20歳代	9	0	4	0	8	0	0	0	0	0	21
30歳代	15	1	6	0	4	0	1	0	0	0	27
40歳代	14	0	5	0	8	1	0	0	0	0	28
50歳代	23	0	8	1	8	1	1	1	1	0	44
60歳代	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	8
70歳代	6	0	1	0	2	0	0	1	1	0	11
80歳代以上	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

✤年代別　多数回答順（上位3項目）
・10～20 歳代:「だまって我慢した」、「身近な人に相談した」、「相手に抗議した」。
・30 歳代:「だまって我慢した」、「身近な人に相談した」、「相手に抗議した」。
・40 歳代:「だまって我慢した」、「身近な人に相談した」、「相手に抗議した」。
・50 歳代:「だまって我慢した」、「市役所に相談した」、「相手に抗議した」「身近な人に相談した」。
・60 歳代:「だまって我慢した」、「相手に抗議した」「身近な人に相談した」。
・70 歳代:「だまって我慢した」、「身近な人に相談した」、「相手に抗議した」「弁護士に相談した」「その他」。
・80 歳代以上:「だまって我慢した」。

◆ 1-4　あなたの意識のなかに差別や偏見があると思いますか。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください）

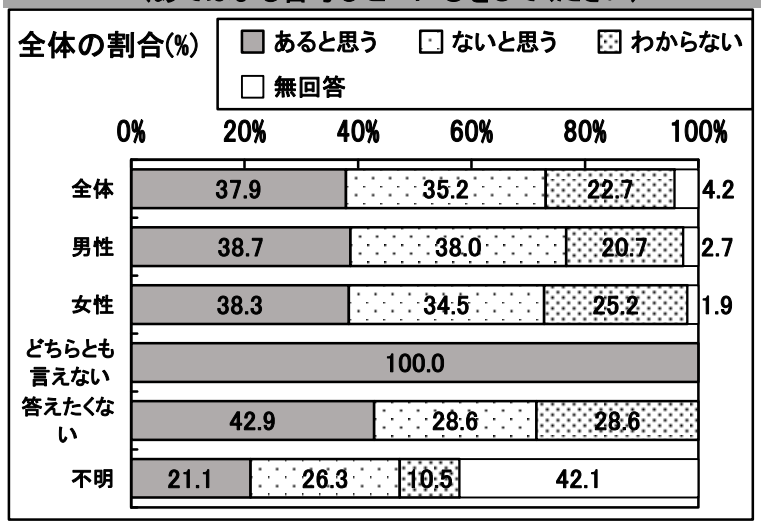

○全体の人数　（人）

	あると思う	ないと思う	わからない	無回答	計
全体	145	135	87	16	383
男性	58	57	31	4	150
女性	79	71	52	4	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	3	2	2	0	7
不明	4	5	2	8	19

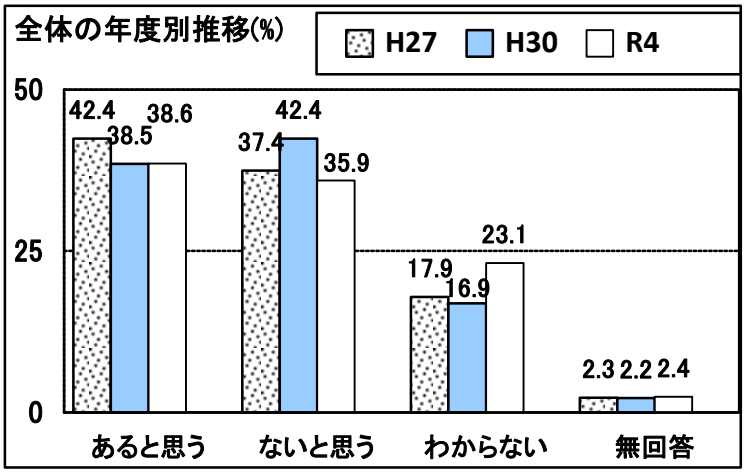

✤全体
・「ある」は 37.9%で前回より 0.6%減。
✤性別
・男性「ある」は前回より 1.8%、女性は 0.3%減少。
・「ある」の割合は男性の方が女性より 0.4%多い。

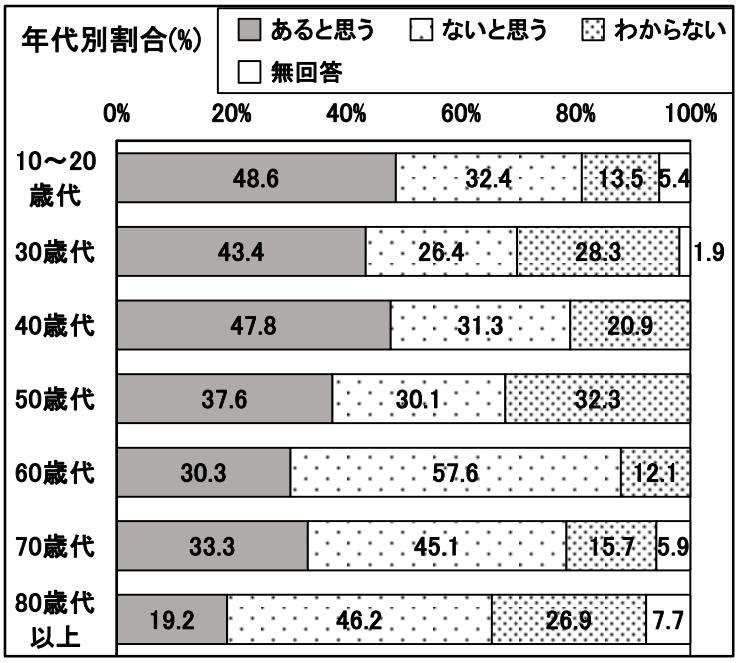

✤年代別
・「ある」と回答した人は 10～20 歳代が一番多く、反対に80歳代以上が一番少ない。

◆ 1-5　1-4 で「あると思う」と答えた方にお聞きします。どのようなことに対して差別や偏見があると思いますか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

○全体の件数　（件）

	同和地区の人に対して	障がいのある人に対して	日本に居住している外国籍住民に対して	女性に対して	男性に対して	子どもに対して	高齢者に対して	エイズなどの病気にかかっている人に対して	アイヌの人々に対して	職業に対して	学歴に対して	思想・信条に対して	他所から来た人に対して	無回答	計
全体	14	45	44	17	11	5	16	21	0	27	26	63	24	5	318
男性	5	20	20	6	3	2	4	8	0	11	11	28	16	1	135
女性	9	21	22	10	8	2	10	12	0	15	14	34	7	4	168
どちらとも言えない	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
答えたくない	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
不明	0	2	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0	8

✤全体
・多数回答順（上位 3 項目）では「思想・信条」、「障がい」、「外国籍住民」。前回調査と同じ。
✤性別多数回答順（上位 3 項目）
・男性:「思想・信条」、「障がい」「外国籍住民」、「他所から来た人」。
・女性:「思想・信条」、「外国籍住民」、「障がい」。

○年代別件数　（件）

	同和地区の人に対して	障がいのある人に対して	日本に居住している外国籍住民に対して	女性に対して	男性に対して	子どもに対して	高齢者に対して	エイズなどの病気にかかっている人に対して	アイヌの人々に対して	職業に対して	学歴に対して	思想・信条に対して	他所から来た人に対して	無回答	計
10～20歳代	1	6	2	1	0	2	0	0	0	4	3	9	2	0	30
30歳代	0	10	6	3	6	1	3	6	0	3	4	13	2	0	57
40歳代	2	9	7	1	3	0	4	4	0	6	5	14	6	2	63
50歳代	2	9	15	5	1	0	3	2	0	7	8	18	8	2	80
60歳代	1	1	6	2	1	1	2	1	0	1	0	2	2	1	21
70歳代	5	5	7	4	0	1	2	7	0	5	4	5	3	0	48
80歳代以上	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	10
年代不明	0	3	1	0	0	0	2	0	0	1	1	1	0	0	9

✤年代別（上位 3 項目）
・10～20 歳代:「思想・信条」、「障がい」、「職業」。
・30 歳代:「思想・信条」、「障がい」、「外国籍住民」「男性」「エイズ」。
・40 歳代:「思想・信条」、「障がい」、「外国籍住民」。
・50 歳代:「思想・信条」、「外国籍住民」、「障がい」。
・60 歳代:」「外国籍」、「女性」「高齢者」「思想・信条」「他所」、「同和」「障がい」「男性」「子ども」「エイズ」「職業」。
・70 歳代:「外国籍」「エイズ」、「同和」「障がい」「職業」「思想・信条」、「女性」「学歴」。
・80 歳代以上:「同和」、「障がい」、「女性」「エイズ」「学歴」「思想・信条」「他所」。

◆ 1-6　人権問題（パワハラ・セクハラ含む）について家庭などで話題になることがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

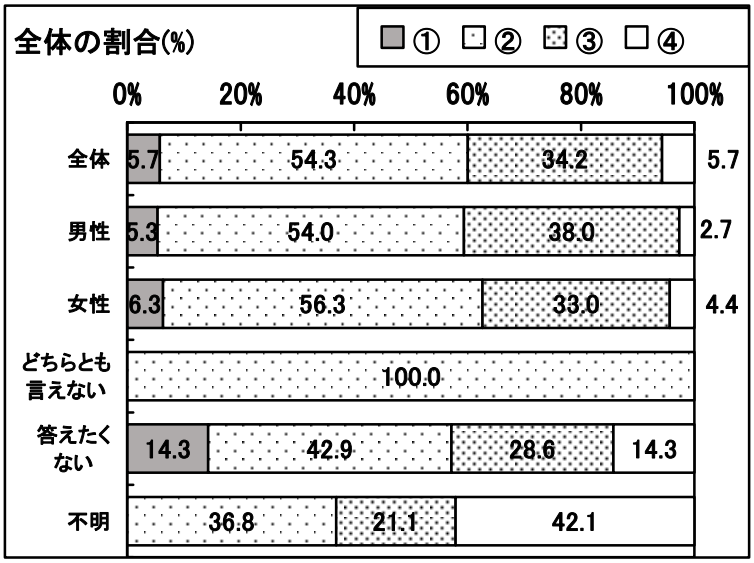

○全体の人数　（人）

	①よく話題になる	②たまに話題になることがある	③話題になることがない	④無回答	計
全体	22	208	131	22	383
男性	8	81	57	4	150
女性	13	116	68	9	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	1	3	2	1	7
不明	0	7	4	8	19

✤全体
・「たまに話題になることがある」が 54.3%で一番多くなっている。
✤性別
・全ての性別おいて「たまに話題になることがある」がほぼ 5 割を超えている。

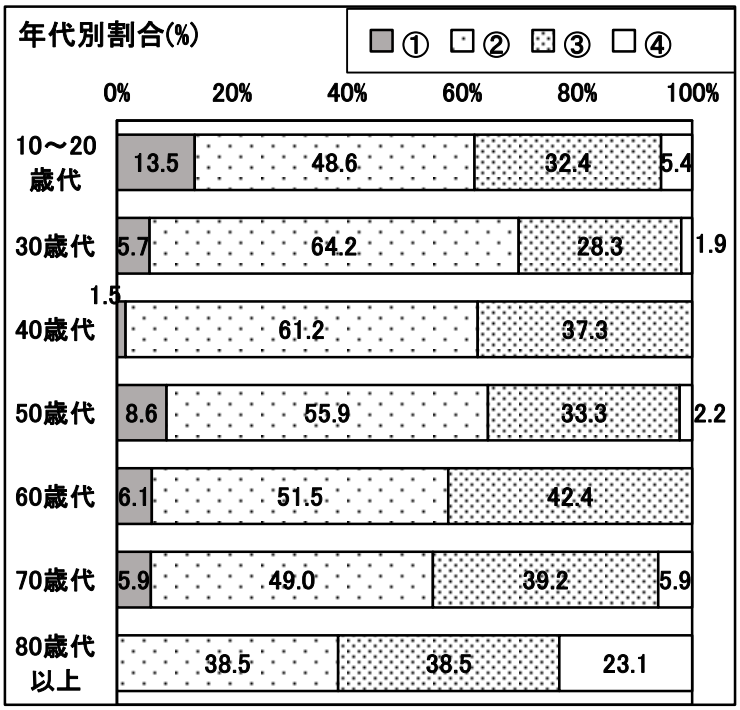

✤年代別
・全ての年代において「たまに話題になることがある」がほぼ5割、または5割を超えている。

◆ 1-7　県や市の広報などに載っている人権・同和問題について、解説や記事を読んでいますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

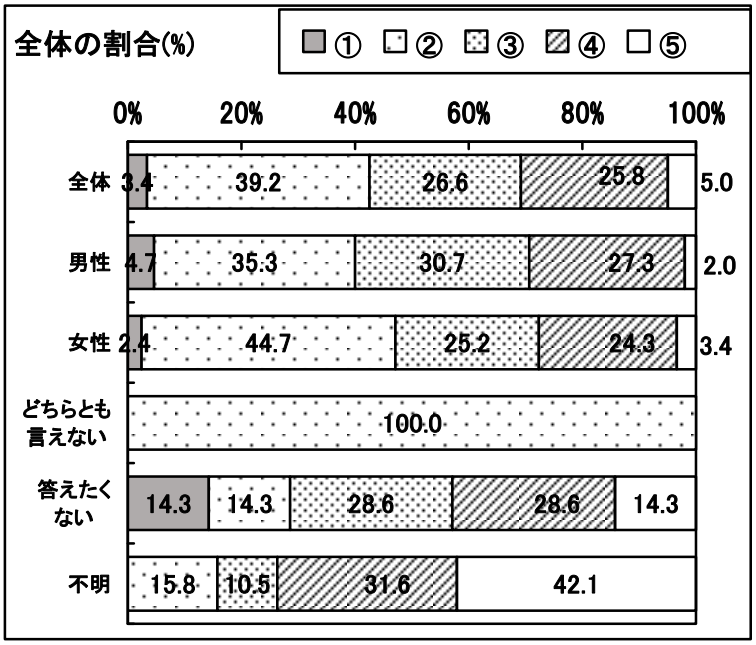

○全体の人数　（人）

	①関心を持って読んでいる	②時々読んでいる	③読まない	④記事があることを知らなかった	⑤無回答	計
全体	13	150	102	99	19	383
男性	7	53	46	41	3	150
女性	5	92	52	50	7	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	0	1
答えたくない	1	1	2	2	1	7
不明	0	3	2	6	8	19

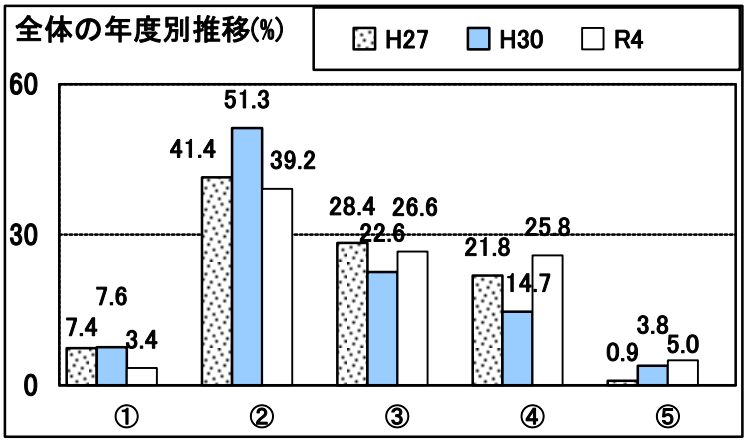

✤全体
・「読まない」は前回より 4%増加。
✤性別
・男性「読まない」は前回より 5.2%、女性は 3.7%増加。
・「読まない」の割合は男性の方が女性に比べ 5.5%多い。

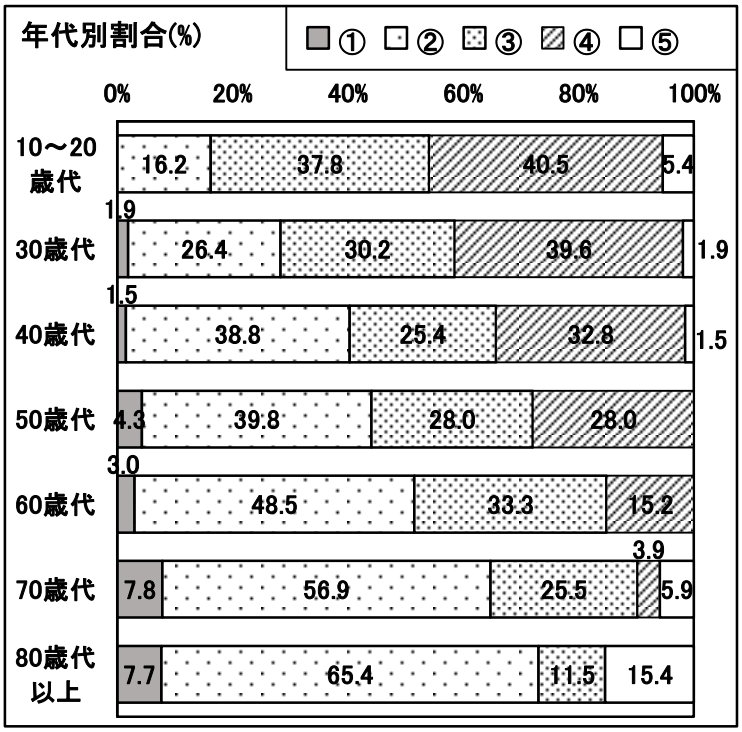

✤年代別
・年代が若いほど「読まない」人の割合が多い。

◆ 1-8 同性同士がパートナーとして暮らすことについてどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

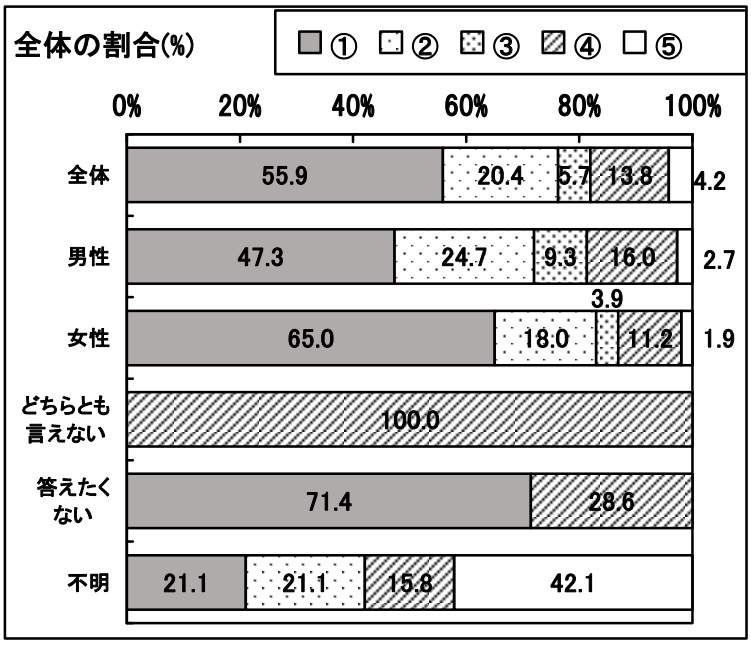

○全体の人数　（人）

	①良いと思う	②良いとは思わないが、理解できる	③良いとは思わないし、理解もできない	④わからない	⑤無回答	計
全体	214	78	22	53	16	383
男性	71	37	14	24	4	150
女性	134	37	8	23	4	206
どちらとも言えない	0	0	0	1	0	1
答えたくない	5	0	0	2	0	7
不明	4	4	0	3	8	19

✤全体
・5 割を超える人が「良いと思う」と答えている。
✤性別
・「良いと思う」と答えた人の割合は、女性の方が男性より 17.7%多くなっている。

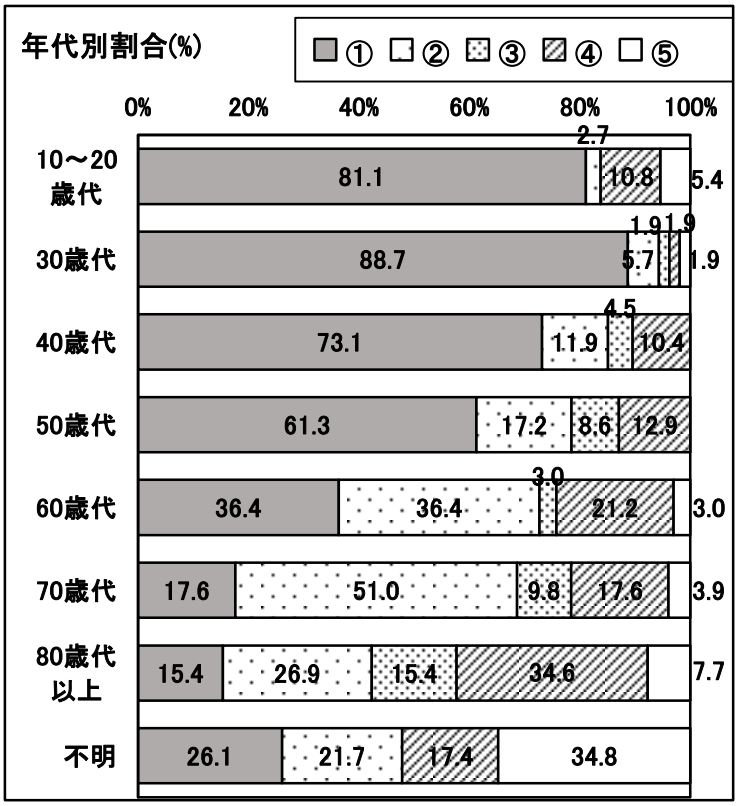

✤年代別
・年代の若い人の方が「良いと思う」の割合が高くなっている。

◆ 1-9 犯罪の被害者について、働き手を失うこと等での経済的困窮や、過剰な報道・インターネット等により精神的苦痛を受けることが問題視されています。このことについてどう思いますか。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

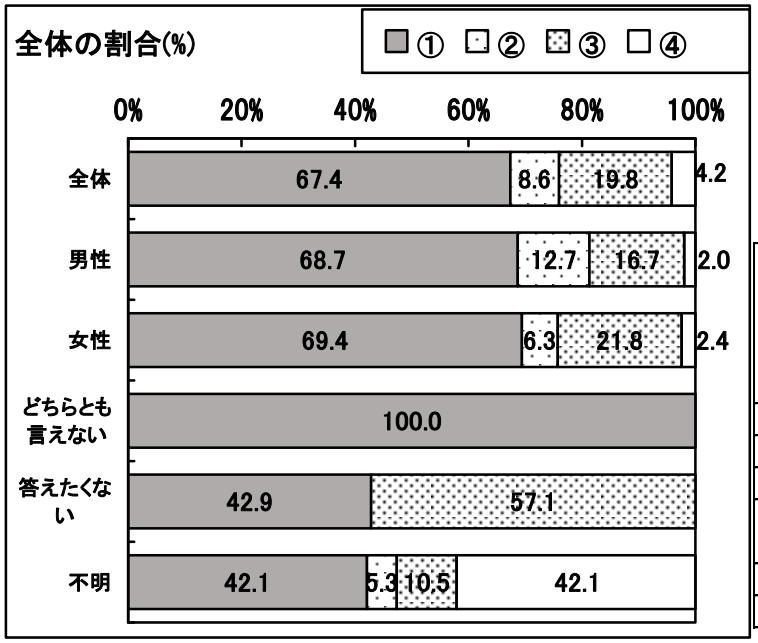

○全体の人数 （人）

	①積極的支援が必要だと思う	②気の毒だと思うが、支援までは必要ない	③わからない	④無回答	計
全体	258	33	76	16	383
男性	103	19	25	3	150
女性	143	13	45	5	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	3	0	4	0	7
不明	8	1	2	8	19

✤全体
・6 割を超える人が「積極的支援が必要」と答えている。
✤性別
・ほぼ同数の人が「積極的支援が必要」と答えている。

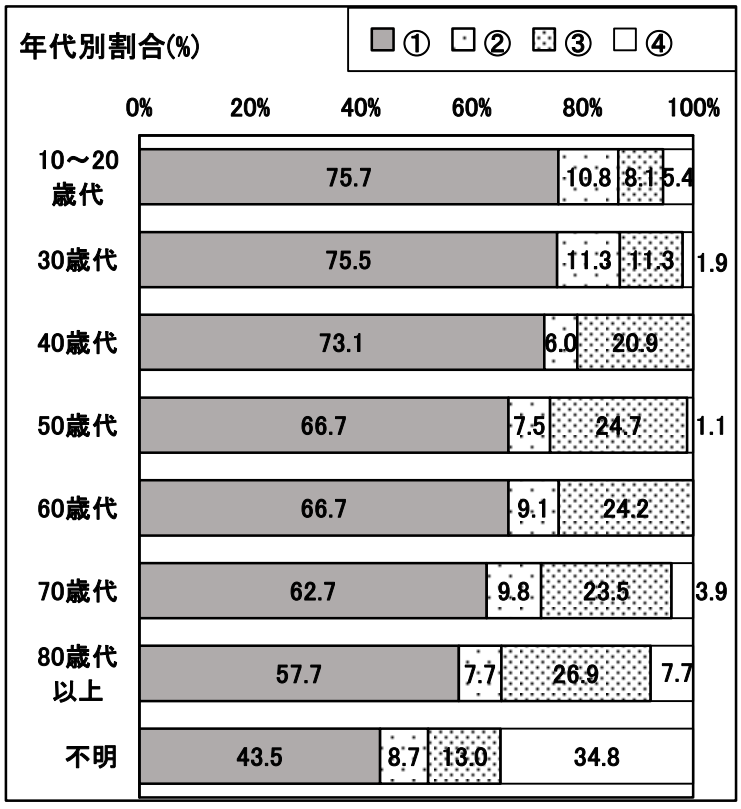

✤年代別
・全年代の6割～7割超の人が「積極的支援が必要」と答えている。

◆ 1-10　最近、特に関心のある人権問題は何ですか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

○全体の年度別件数推移　（件）

	子どもに関する問題	インターネットによる人権侵害	犯罪被害者に関する問題	刑を終えて出所した人に関する問題	同和問題	障がいのある人に関する問題	高齢者に関する問題	外国籍住民に関する問題	女性に関する問題	アイヌの人々に関する問題	HIV、ハンセン病、新型コロナなどに関する問題	その他の人権に関する問題	特にない	無回答	計
H27	262	342	184	87	42	154	162	84	101	16	73	14	117	18	1656
H30	267	228	146	81	58	123	127	70	67	11	67	18	36	43	1342
R4	178	224	83	37	23	99	66	48	73	10	66	14	34	19	974

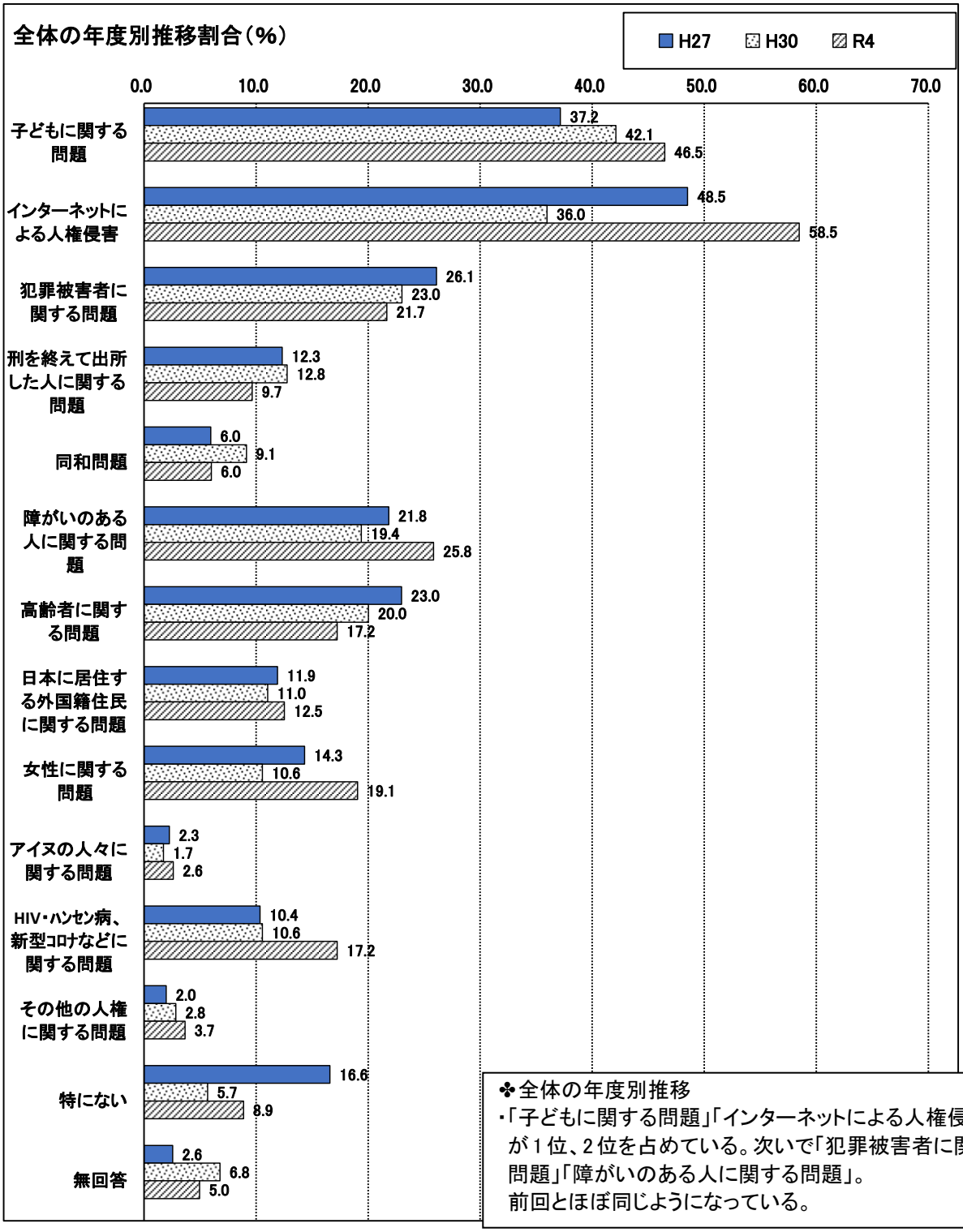

✤全体の年度別推移
・「子どもに関する問題」「インターネットによる人権侵害」が１位、２位を占めている。次いで「犯罪被害者に関する問題」「障がいのある人に関する問題」。
前回とほぼ同じようになっている。

質問2　同和問題についての考えをお聞きします。現在、部落差別についてどのような意識や実態があると思いますか。

◆ 2-1　結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

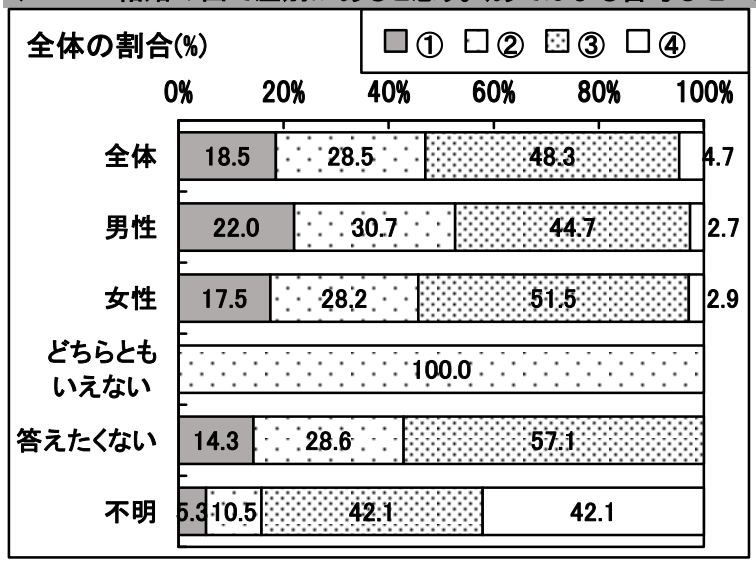

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	71	109	185	18	383
男性	33	46	67	4	150
女性	36	58	106	6	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	1	2	4	0	7
不明	1	2	8	8	19

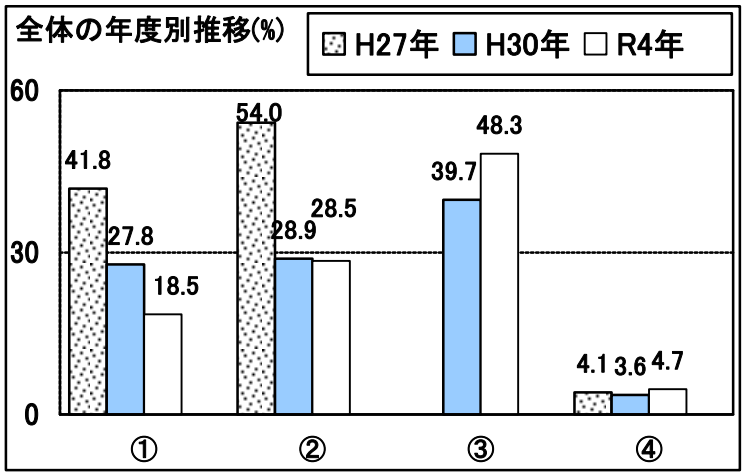

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 9.3%減少。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性 4.6%、女性は 11.9%減少。
・「そう思う」の割合は男性の方が女性より 4.5%多い。

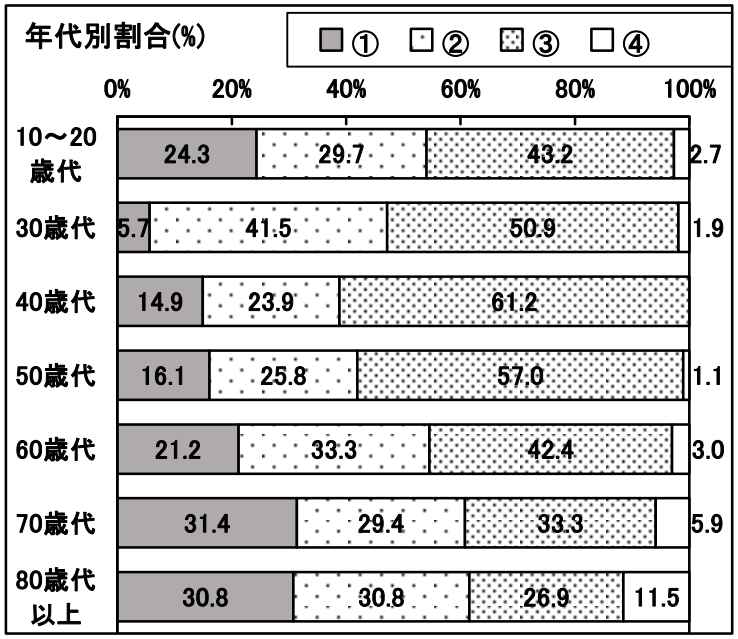

✤年代別
・「そう思う」の割合は 70 歳代が一番高い。反対に 30 歳代が一番低い。

◆ 2-2　家族や親戚に同和地区の人との結婚話が持ち上がったときの、あなたの考えをお聞きします。（あてはまる番号ひとつに〇をしてください。）

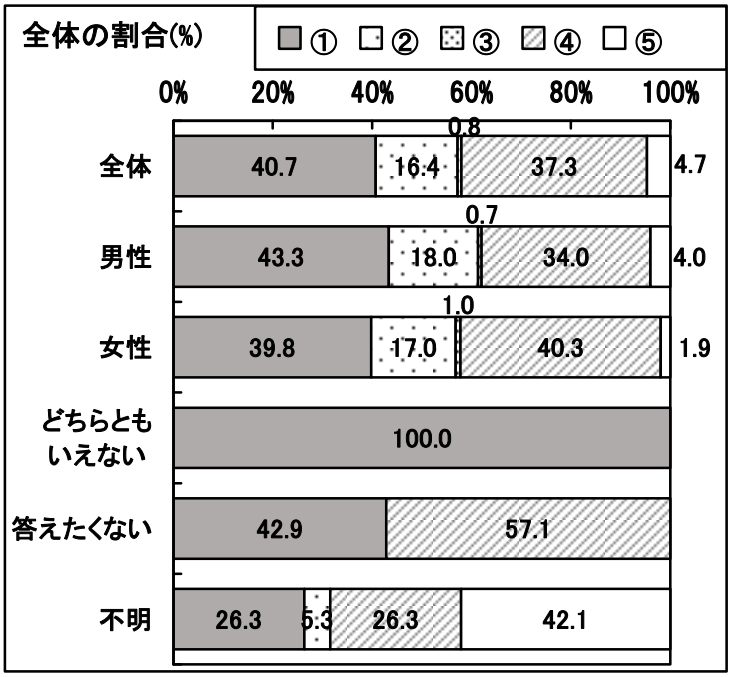

〇全体の人数　（人）

	①結婚に賛成する	②反対するが、最終的には当人同士の意思を尊重する	③最後まで反対する	④わからない	⑤無回答	計
全体	156	63	3	143	18	383
男性	65	27	1	51	6	150
女性	82	35	2	83	4	206
どちらともいえない	1	0	0	0	0	1
答えたくない	3	0	0	4	0	7
不明	5	1	0	5	8	19

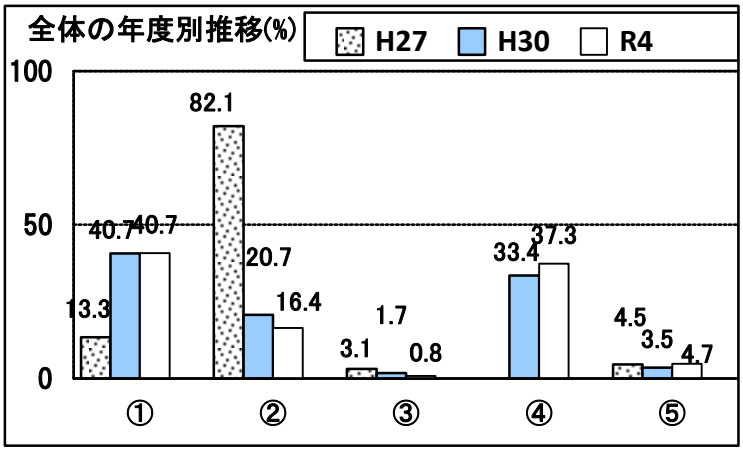

✤全体
・「結婚に賛成」「意思を尊重」の合計は57.1%。前回より4.3%下がっている。
✤性別
・男性の方が女性より「賛成する」と回答した人が3.5%上回っている。

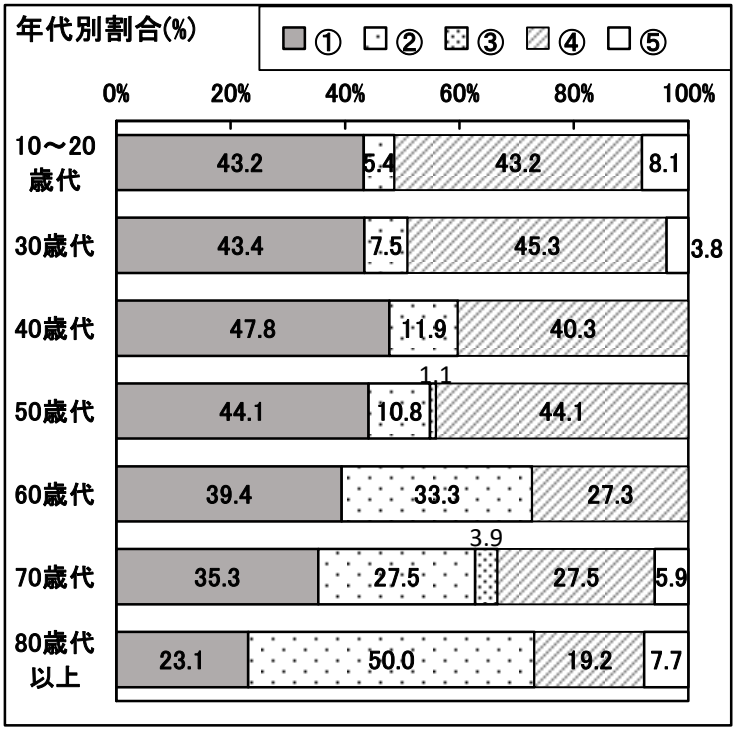

✤年代別
・40 歳代の「賛成する」の割合が一番高く、一番低いのが80 歳代以上となっている。

◆ 2－3 就労（就職）の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

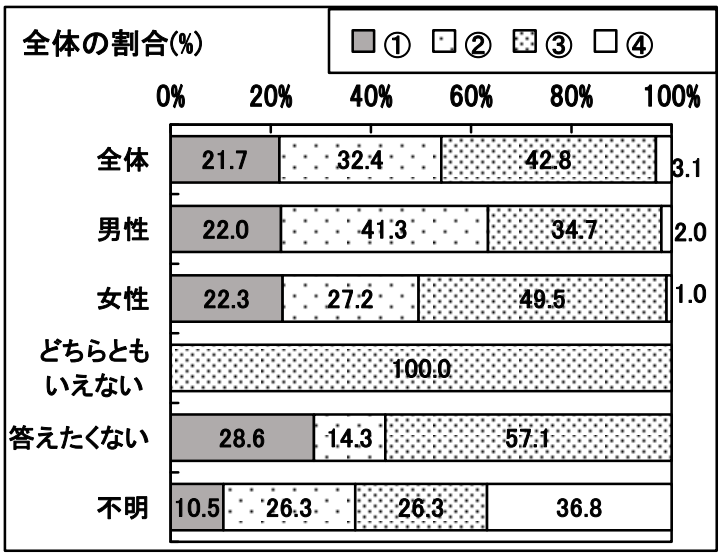

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	83	124	164	12	383
男性	33	62	52	3	150
女性	46	56	102	2	206
どちらともいえない	0	0	1	0	1
答えたくない	2	1	4	0	7
不明	2	5	5	7	19

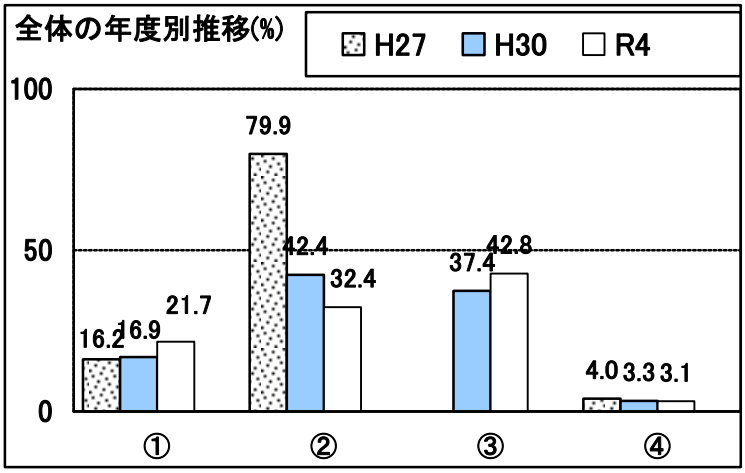

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 4.8%高くなっている。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べより男性 6.7%、女性 3.6%増加。
・「そう思う」の割合は女性の方が男性より 0.3%高い。

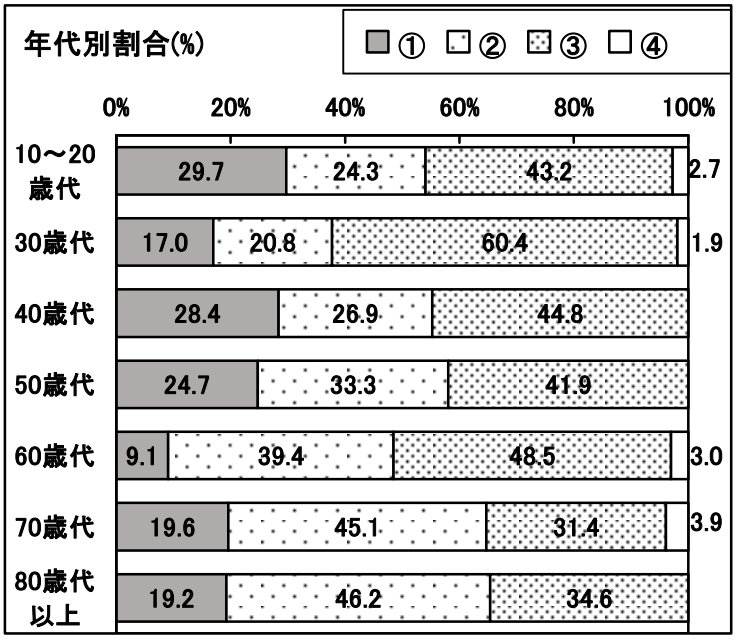

✤年代別
・10～20 歳代が「そう思う」の割合が一番高く、60 歳代が一番低い。

◆ 2－4 日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

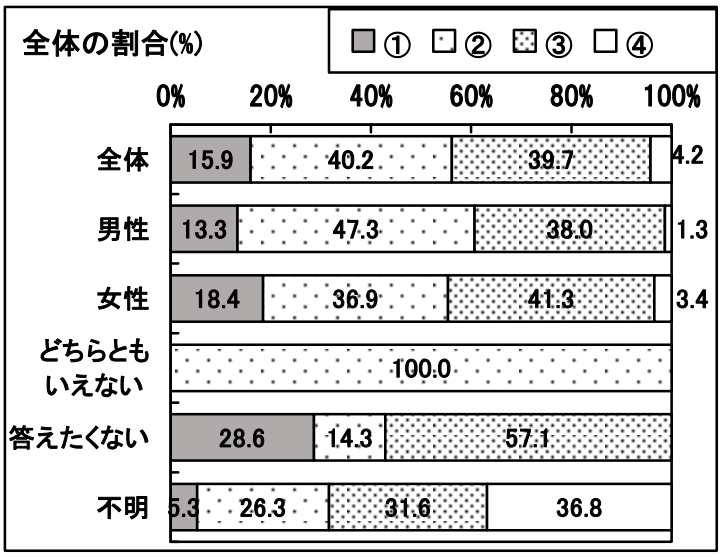

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	61	154	152	16	383
男性	20	71	57	2	150
女性	38	76	85	7	206
どちらともいえない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	1	4	0	7
不明	1	5	6	7	19

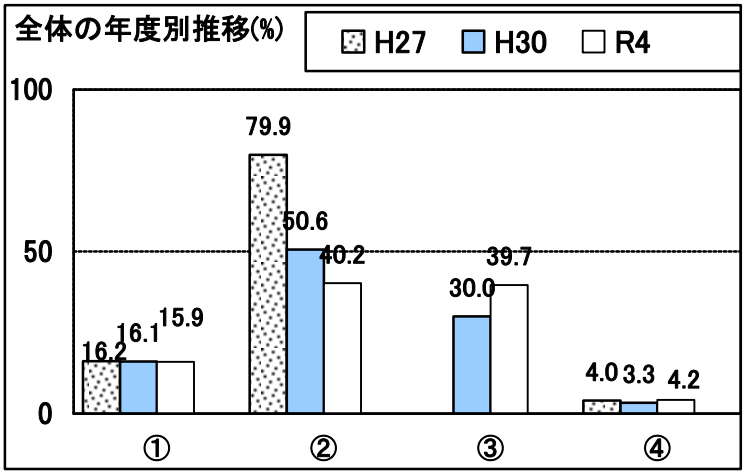

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 0.2%減少。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性は 3.9%減少、女性は 1.6%.%上昇している。
・「そう思う」の割合は女性の方が男性より 5.1%多い。

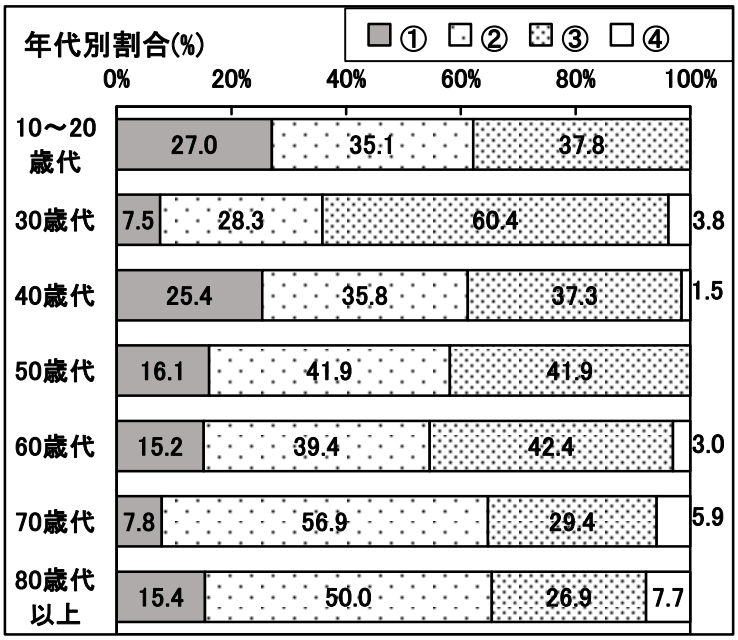

✤年代別
・10～20 歳代で「そう思う」の回答が一番高い。反対に 30 歳代が一番低い。

◆ 2－5　あなたが同和問題を初めて知ったのはいつですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

○全体の人数　（人）

	小学校入学前	小学校	中学校	高校	大学・専門学校	社会に出てから	小諸に住んでから	覚えていない	知らない	無回答	計
全体	9	185	50	19	2	28	22	37	20	11	383
男性	4	74	15	10	1	17	5	16	7	1	150
女性	4	99	33	9	0	10	15	21	12	3	206
どちらともいえない	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
答えたくない	0	3	1	0	1	1	0	0	1	0	7
不明	1	9	0	0	0	0	2	0	0	7	19

✤全体
・多数回答順（上位 3 項目）「小学校」、「中学校」、「覚えていない」の順となっている。
✤性別（多数回答順　上位 3 項目）
・男性：「小学校」「社会」「覚えていない」、
・女性：「小学校」「中学校」「覚えていない」。

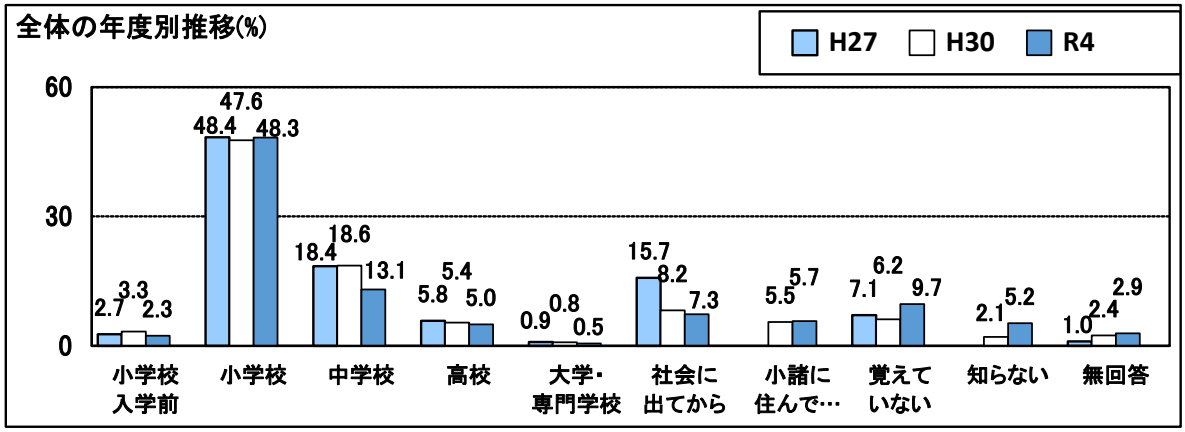

○年代別人数　（人）

	小学校入学前	小学校	中学校	高校	大学・専門学校	社会に出てから	小諸に住んでから	覚えていない	知らない	無回答	計
10～20歳代	0	19	6	0	0	2	0	6	4	0	37
30歳代	0	25	4	2	0	3	0	10	8	1	53
40歳代	1	48	2	2	0	2	1	6	4	1	67
50歳代	1	57	11	3	0	3	12	4	2	0	93
60歳代	1	11	7	5	1	2	2	2	1	1	33
70歳代	4	10	11	5	1	10	0	8	1	1	51
80歳代以上	1	3	9	2	0	4	5	2	0	0	26
年代不明	1	12	0	0	0	1	2	0	0	7	23

✤年代別
・全年代を通して、「小学校」「中学校」、次いで「覚えていない」「社会に出てから」が続いているが、50 歳代は「小学校」の次に「小諸に住んでから」となっている。

◆ 2－6 あなたはどのようにして（誰から）同和問題を知りましたか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

○全体の人数 （人）

	父母や家族から	近所の人から	学校の友達から	学校の授業で	職場の人から	講演会や研修で	県や市の広報で	テレビ、映画、書籍、新聞で	インターネットの情報で	覚えていない	その他	知らない	無回答	計
全体	50	6	19	193	8	3	11	16	4	37	3	23	10	383
男性	15	4	9	71	5	1	3	6	4	22	0	9	1	150
女性	29	2	10	112	3	2	7	10	0	15	2	12	2	206
どちらともいえない	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
答えたくない	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	7
不明	2	0	0	7	0	0	1	0	0	0	1	1	7	19

✤全体
・認知経路は「学校の授業」が最も多く、次いで「父母や家族」「覚えていない」となっている。
✤性別
・男性：「学校の授業」、「覚えていない」、「父母や家族」。
・女性：「学校の授業」、「父母や家族」、「覚えていない」。

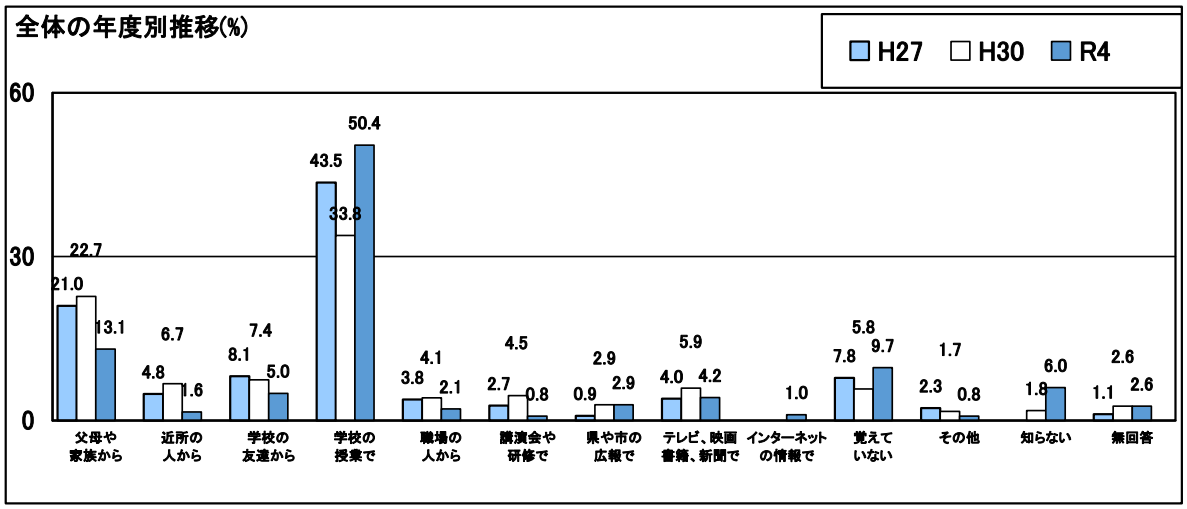

○年代別人数 （人）

	父母や家族から	近所の人から	学校の友達から	学校の授業で	職場の人から	講演会や研修で	県や市の広報で	テレビ、映画、書籍、新聞で	インターネットの情報で	覚えていない	その他	知らない	無回答	計
10～20歳代	2	0	1	22	0	0	0	0	1	6	0	5	0	37
30歳代	4	0	0	26	1	0	0	2	2	8	0	9	1	53
40歳代	1	0	2	50	1	0	1	2	0	6	1	3	0	67
50歳代	10	2	1	63	1	1	4	2	0	5	0	3	1	93
60歳代	9	0	5	12	1	0	0	2	1	2	0	1	0	33
70歳代	17	2	4	8	3	1	1	6	0	7	0	1	1	51
80歳代以上	5	2	6	3	0	1	4	2	0	3	0	0	0	26
年代不明	2	0	0	9	1	0	1	0	0	0	2	1	7	23

✤年代別
・60 歳代までは「学校の授業」の割合が高く、70 歳代おいては「父母や家族」の割合が高い。

◆ 2－7　現在、「解放子ども会」では、差別を見抜き、差別を許さない学習をしています。あなたはその活動に対してどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

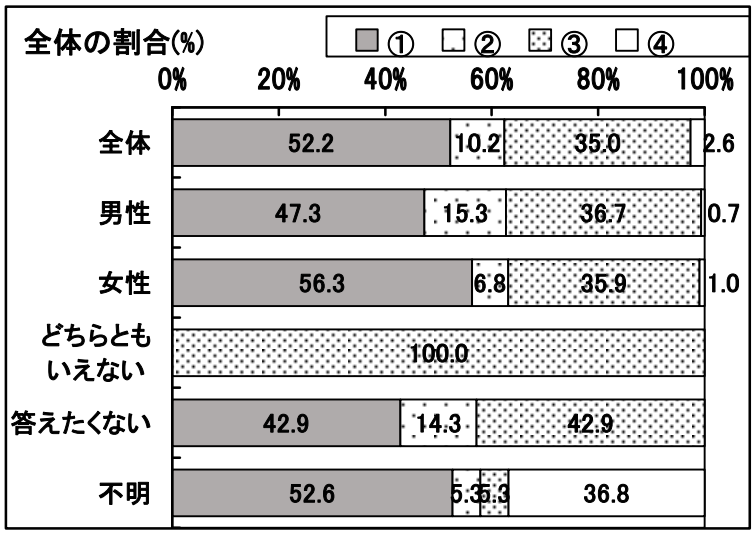

○全体の人数　（人）

	①続けたほうが良い	②やめたほうが良い	③わからない	④無回答	計
全体	200	39	134	10	383
男性	71	23	55	1	150
女性	116	14	74	2	206
どちらともいえない	0	0	1	0	1
答えたくない	3	1	3	0	7
不明	10	1	1	7	19

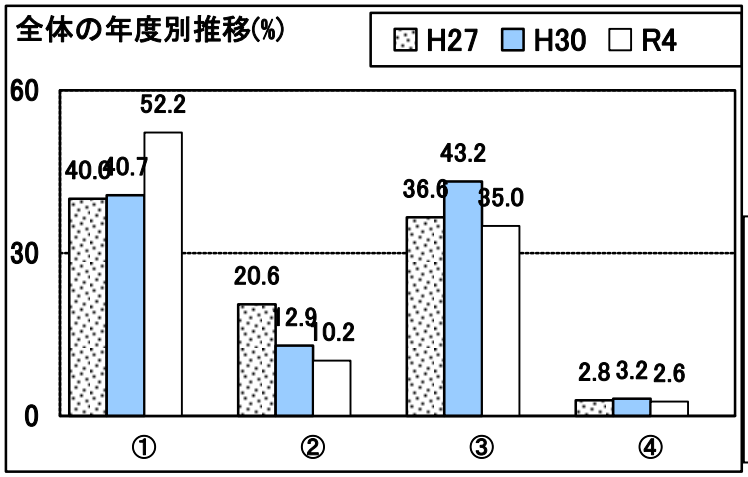

✤全体
・「続けたほうが良い」前回より 11.5%増加。
✤性別
・男性「続けた方が良い」は前回と比べ 5.7%、女性は 14.8%増加。
・「続けたほうが良い」の割合は女性のほうが男性より 9.0%多い。

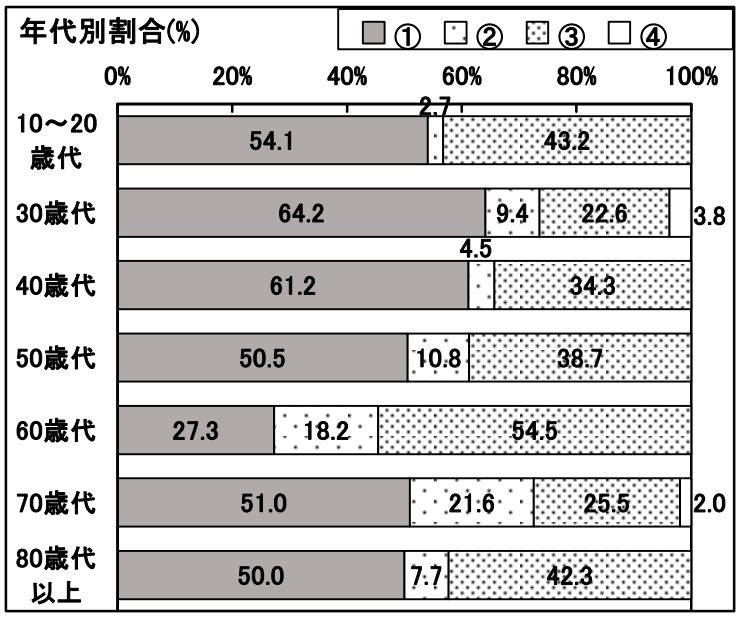

✤年代別
・60 歳代において「続けたほうが良い」が 27.3%で一番少ない。他の年代は5割から6割を超えている。

◆ 2－8 同和問題とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えをお聞きします。（あなたの考えに一番近い番号ひとつに○をしてください。）

○全体の人数　　（人）

	① 自分自身の問題として同和問題の解決のために努力したいと思う	② 同和地区の人々の気持ちや立場をもっと理解したい	③ 自分自身の問題としてとらえられず、同和問題の解決には消極的だと思う	④ 立場上取り組んでいるだけだと思	⑤ 自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない	⑥ 同和問題は同和地区の人たちの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う	⑦ その他	⑧ 知らない	⑨ 無回答	計
全体	19	78	72	6	81	8	17	94	8	383
男性	10	31	27	4	29	5	9	34	1	150
女性	8	44	44	1	46	3	8	52	0	206
どちらともいえない	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
答えたくない	0	1	0	1	0	0	0	5	0	7
不明	1	1	1	0	6	0	0	3	7	19

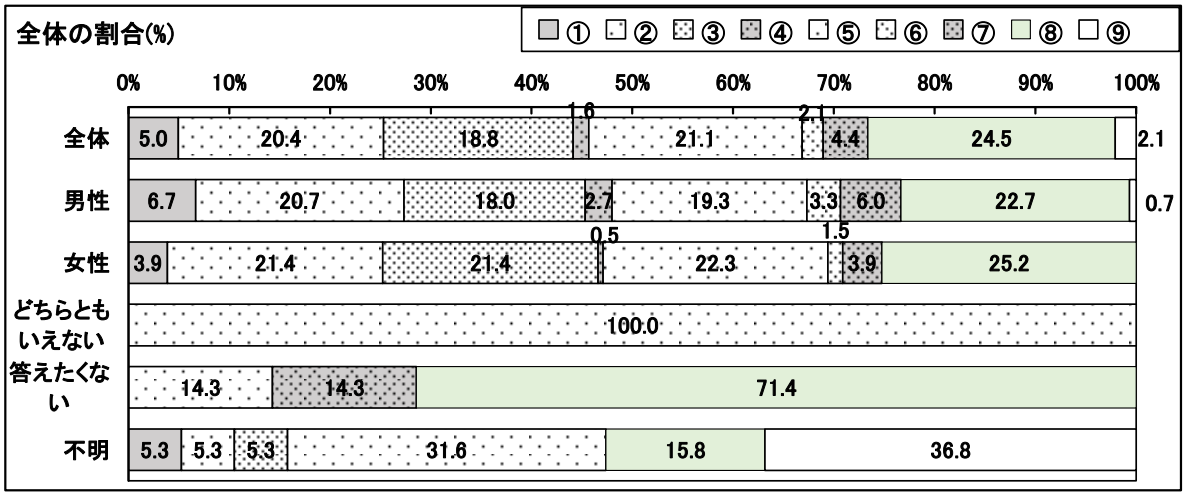

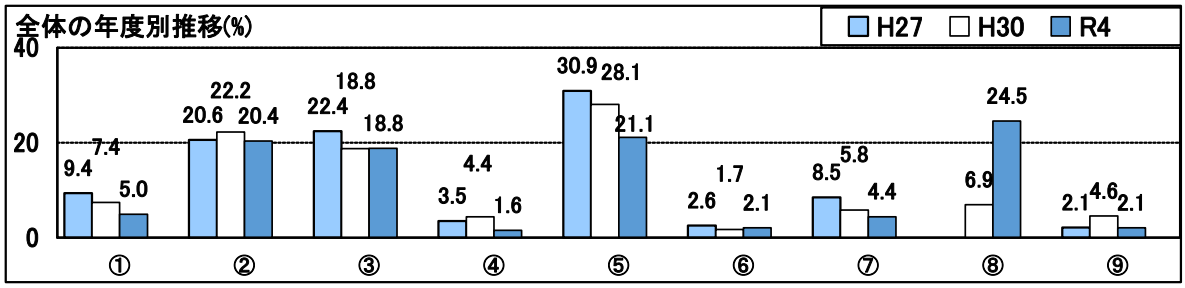

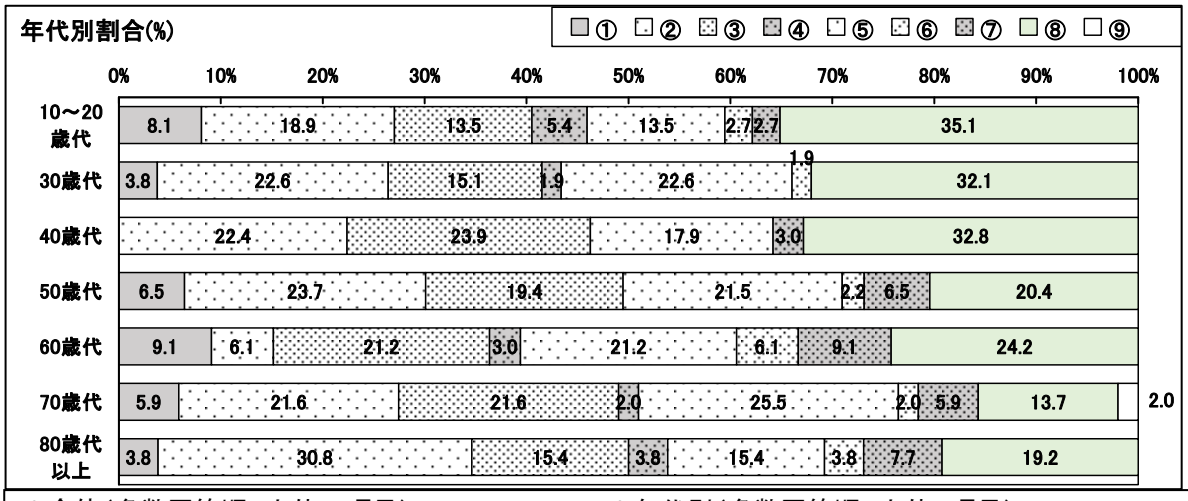

✤全体（多数回答順　上位 3 項目）
・1.⑧24.5%、2.⑤21.1%、3.②20.4%の順であった。

✤性別（多数回答順　上位3項目）
・男性：1.⑧22.7%、2.②20.7%、3.⑤19.3%であった
・女性：1.⑧25.2%、2.⑤22.3%、3.②③21.4%であった。

✤年代別（多数回答順　上位3項目）
・全年代を通して「知らない」の回答が多い。

◆ 2－9　あなたは最近3年の間に、同和地区の人々に対する差別的な発言や行動（落書きを含む）を直接見たり聞いたりしたことがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

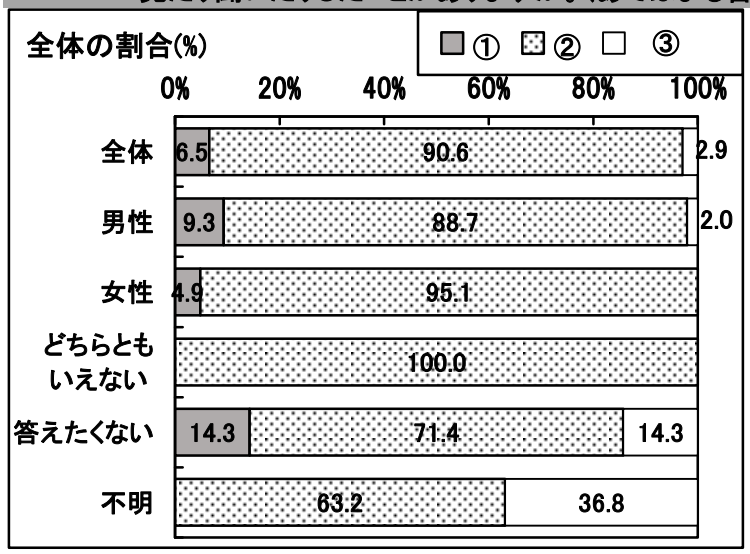

○全体の人数　（人）

	①見たり聞いたりしたことがある	②見たり聞いたりしたことがない	③無回答	計
全体	25	347	11	383
男性	14	133	3	150
女性	10	196	0	206
どちらともいえない	0	1	0	1
答えたくない	1	5	1	7
不明	0	12	7	19

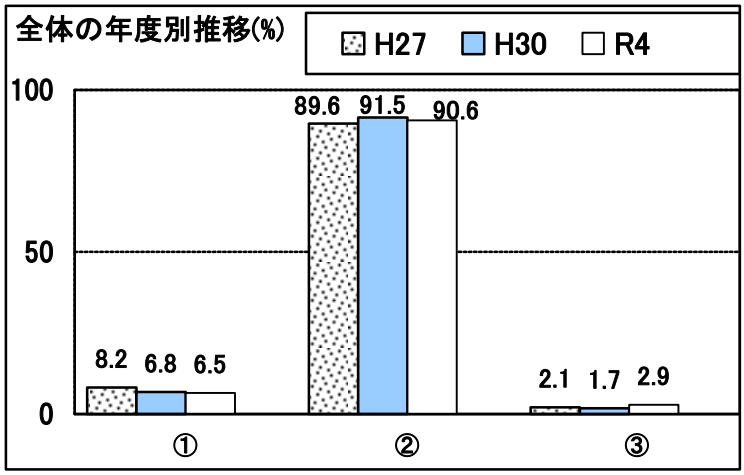

✤全体
・「ある」6.5%で、前回より 0.3%減少している。
✤性別
・男性は「ある」9.3%で前回より 0.2%、女性は 4.9%で 0.2%上昇している。
・「ある」の割合は男性の方が女性より 4.4%多い。

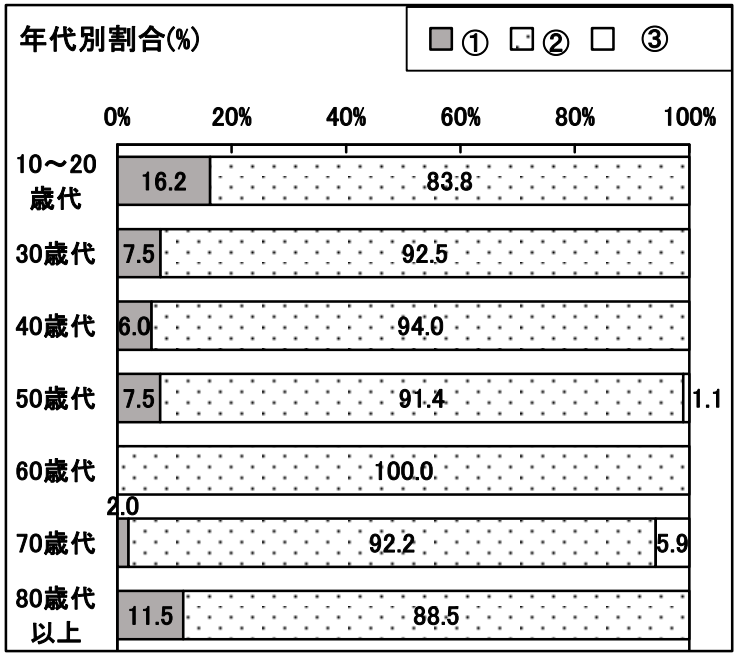

✤年代別
・10～20 歳代において、「ある」16.2%で他の年代と比べて多くなっている。

◆ 2－10　2－9で「1　見たり聞いたりしたことがある」と答えた方にお聞きします。そのとき、あなたはどうされましたか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

○全体の件数　（件）

	① 差別的な発言や行動をした人の考えを正し、反省を求め説得した	② その発言や行動は、誤りは指摘した	③ 差別と気づいていたが、誤りは指摘できなかった	④ そのときは差別と気づかずに、見過ごした	⑤ 何もしなかった	⑥ 無回答	計
全体	2	2	10	1	9	1	25
男性	0	1	5	1	6	1	14
女性	2	1	5	0	2	0	10
どちらともいえない	0	0	0	0	0	0	0
答えたくない	0	0	0	0	1	0	1
不明	0	0	0	0	0	0	0

✤全体
・多数回答順（上位3項目）③10 件、⑤9 件、①②各 2 件。
✤性別（多数回答順　上位 3 項目）
・男性：⑤6 件、③5 件、②④⑥各 1 件。
・女性：③5 件、①⑤各 2 件、②1 件。

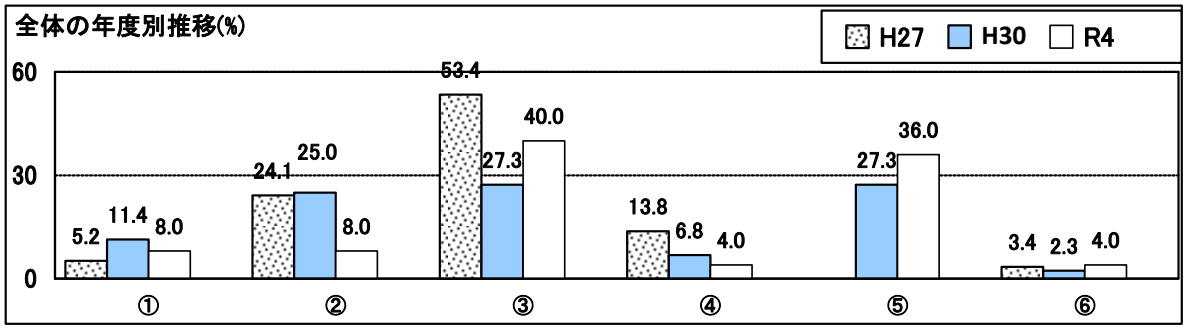

○年代別件数　（件）

	① 差別的な発言や行動をした人の考えを正し、反省を求め説得した	② その発言や行動は、誤りは指摘した	③ 差別と気づいていたが、誤りは指摘できなかった	④ そのときは差別と気づかずに、見過ごした	⑤ 何もしなかった	⑥ 無回答	計
10～20歳代	0	0	3	1	1	1	6
30歳代	0	0	1	0	3	0	4
40歳代	1	0	1	0	2	0	4
50歳代	1	0	3	0	3	0	7
60歳代	0	0	0	0	0	0	0
70歳代	0	1	0	0	0	0	1
80歳代以上	0	1	2	0	0	0	3
年代不明	0	0	0	0	0	0	0

✤年代別
・全年代を通して③と⑤が多くなっている。

質問3　障がいのある人の人権についてお聞きします。現在の状況をどのように思われますか。

◆ 3－1　生活（道路の段差や公共施設の階段など）の面で不十分な実態があると思う。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

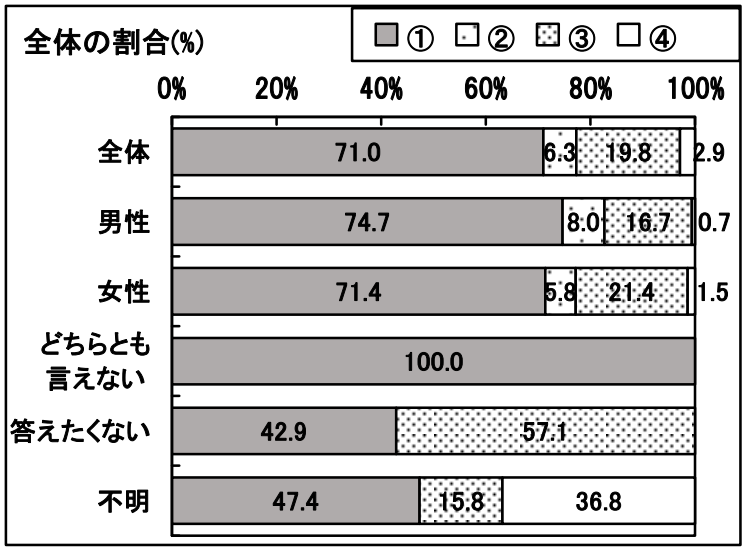

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	272	24	76	11	383
男性	112	12	25	1	150
女性	147	12	44	3	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	3	0	4	0	7
不明	9	0	3	7	19

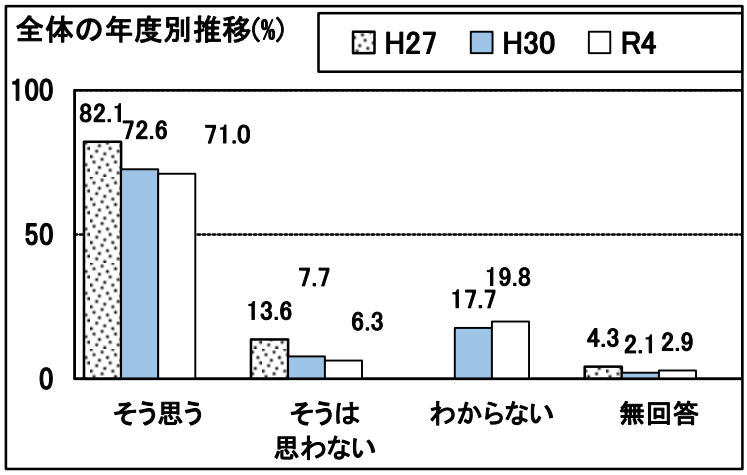

✤全体
・前回同様 7 割を超える人が「そう思う」と回答しているが、前回より 1.6%減少。

✤性別
・男性「そう思う」は前回と比べ 0.6%%増加。女性は同率であった。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性と比べ 3.3%多い。

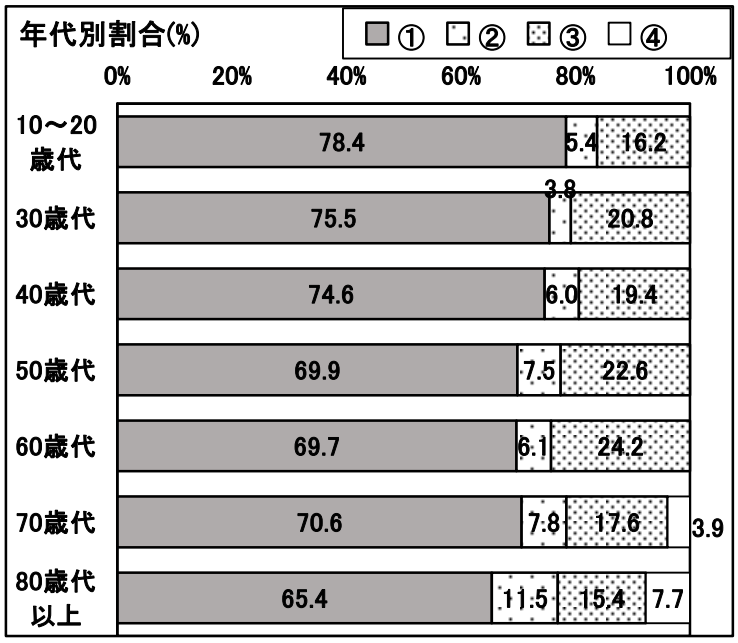

✤年代別
・全年代で 6 割から 8 割近くの人が「そう思う」と回答している。前回とほぼ同様であるが、60 歳代では 14.3%減少。80 歳代以上では 18.6%上昇している。

◆ 3－2 医療や福祉施策の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

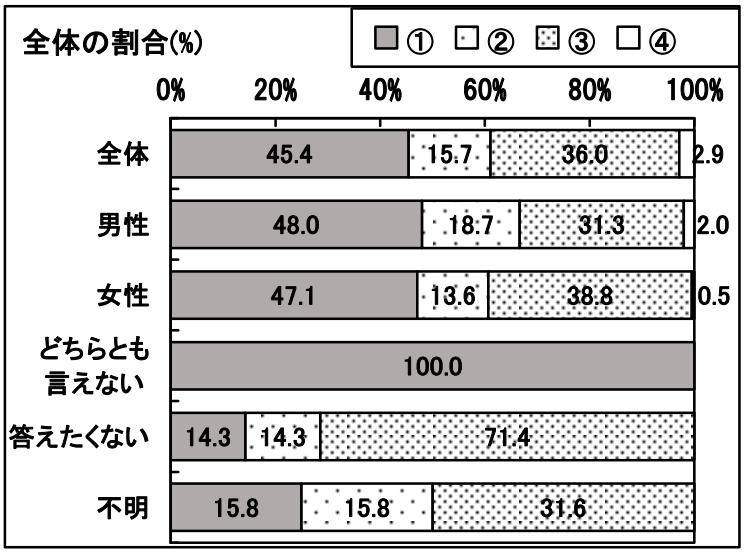

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	174	60	138	11	383
男性	72	28	47	3	150
女性	97	28	80	1	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	1	1	5	0	7
不明	3	3	6	7	19

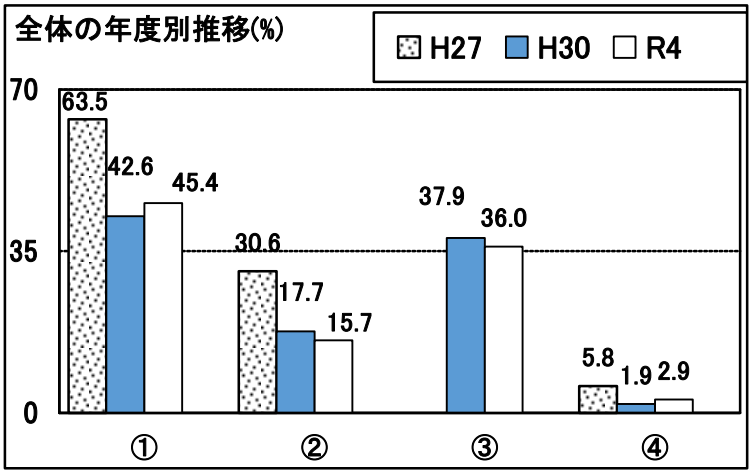

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 2.8%上昇している。

✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性は 2.7%、女性は 4.4%上昇している。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 0.9%多い。

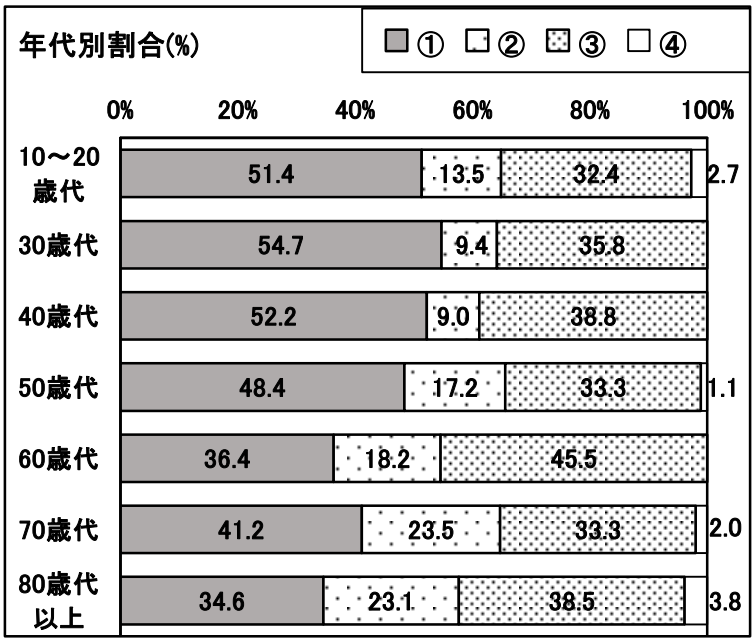

✤年代別
・30 歳代が「そう思う」の回答が一番高い。反対に 80 歳代以上が一番低い。

◆ 3－3 教育の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

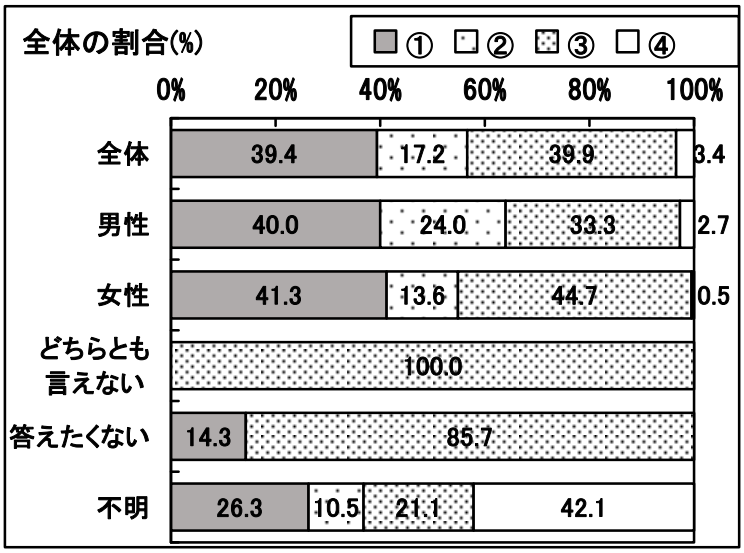

○全体の人数 （人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからな	④無回答	計
全体	151	66	153	13	383
男性	60	36	50	4	150
女性	85	28	92	1	206
どちらとも言えない	0	0	1	0	1
答えたくない	1	0	6	0	7
不明	5	2	4	8	19

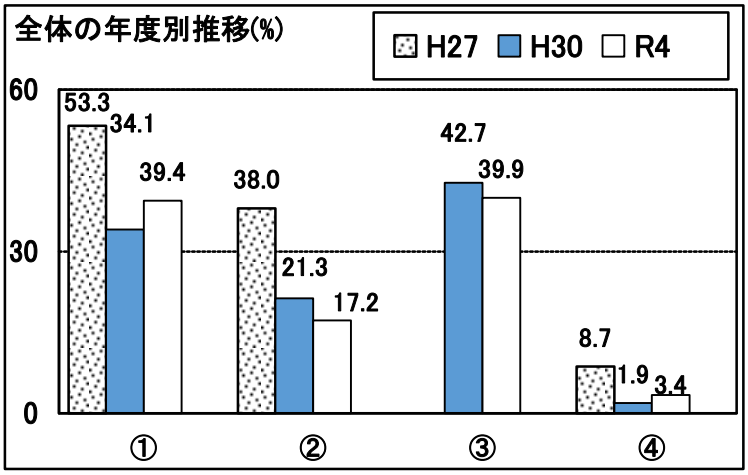

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 5.3%高くなっている。
✤性別
・男性「そう思う」の回答は前回と比べ5.7%、女性は4.6%上昇している。
・「そう思う」の割合は、女性の方が男性より1.3%多い。

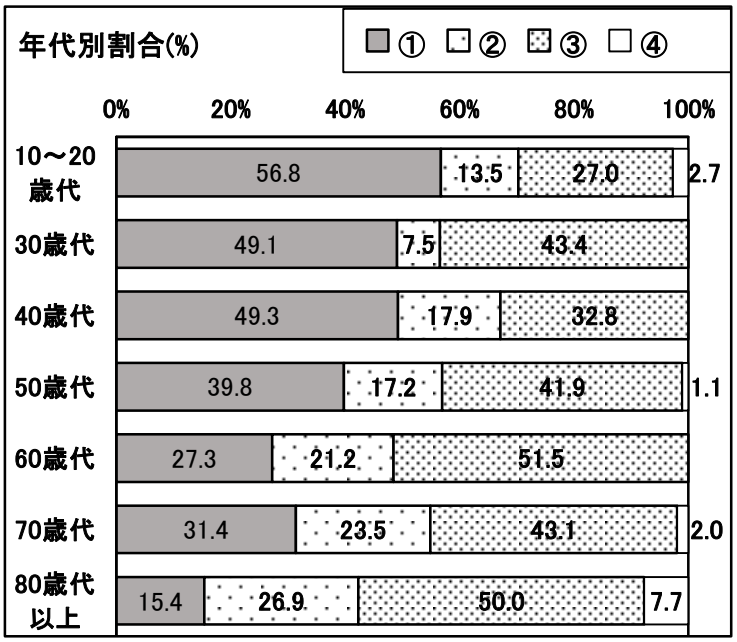

✤年代別
・年代が高くなるにつれ概ね「そう思う」の回答が低い傾向にある。

◆ 3－4　就労の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

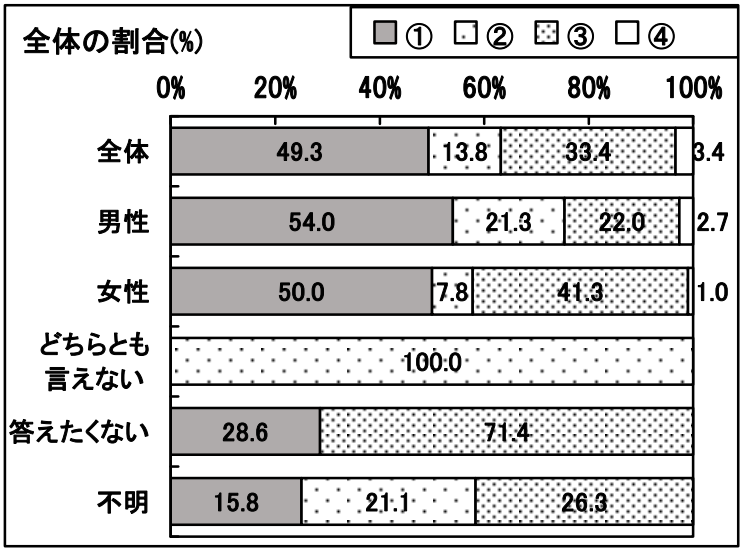

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	189	53	128	13	383
男性	81	32	33	4	150
女性	103	16	85	2	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	3	4	5	7	19

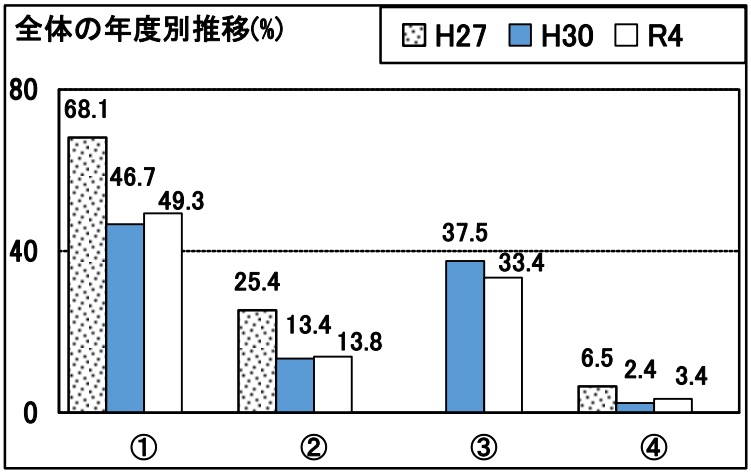

✤全体
・「そう思う」は前回より 2.6%上昇している。
✤性別
・男性「そう思う」は前回と比べ 4.4%、女性は 2.5%上昇している。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 4.0%高い。

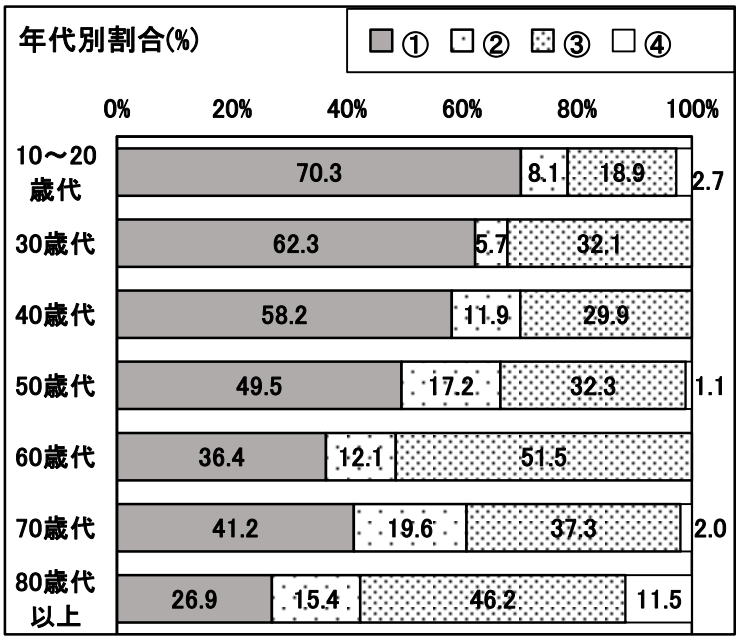

✤年代別
・年代が高くなるにつれ「そう思う」の割合が減っている。一番高いのが 10～20 歳代の 70.3%である。

◆ 3－5 結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

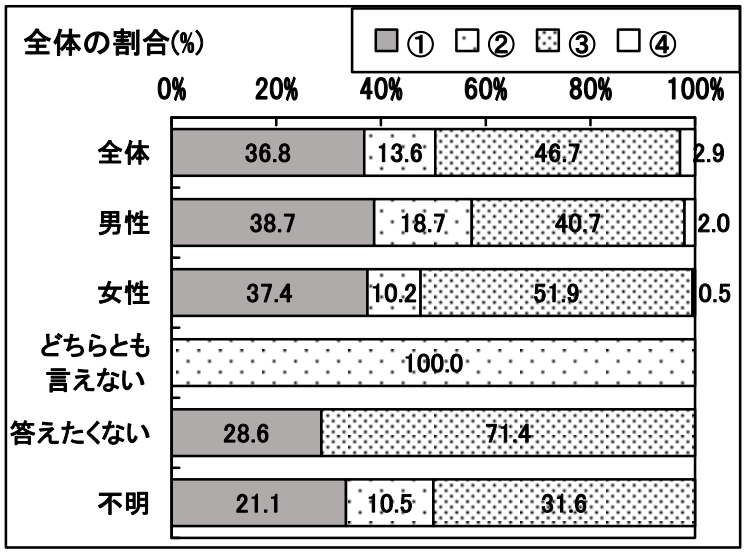

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	141	52	179	11	383
男性	58	28	61	3	150
女性	77	21	107	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	4	2	6	7	19

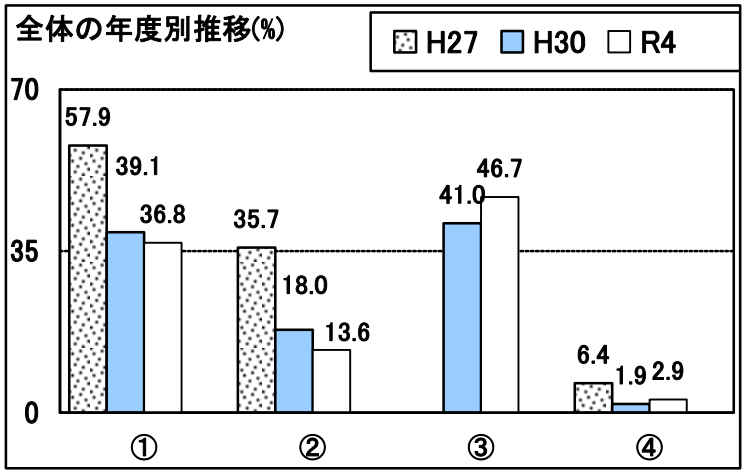

✤全体
・「そう思う」の割合は前回より 2.3%減少している。

✤性別
・男性「そう思う」は前回より 1.8%、女性は 2.5%減少している。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 1.3%多い。

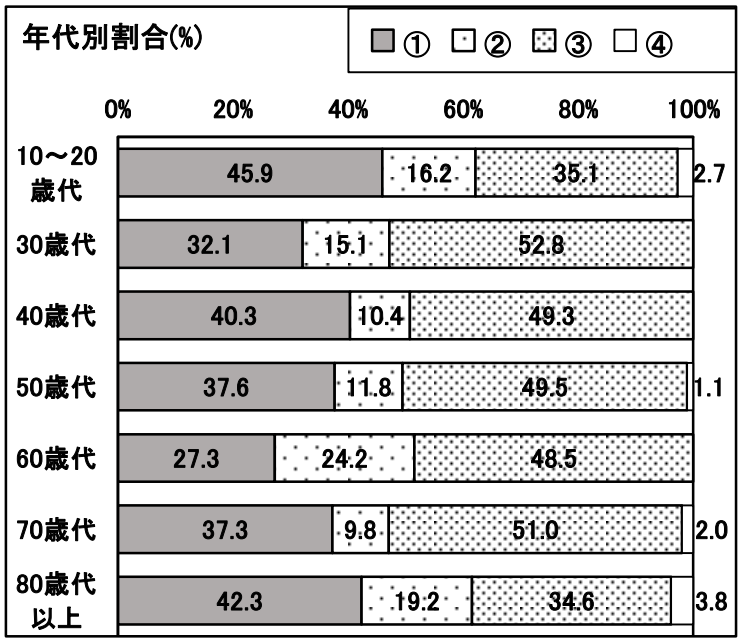

✤年代別
・10～20 歳代で「そう思う」の回答が一番高い。反対に 60 歳代が一番低い。

◆ 3－6　日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

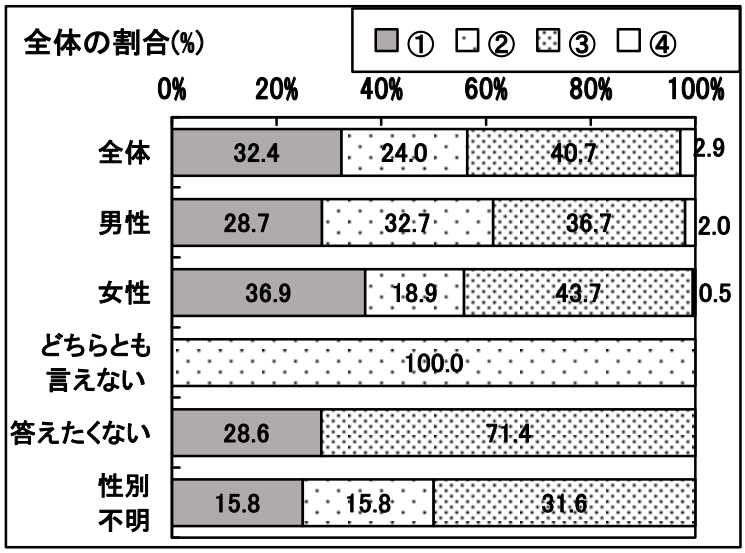

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからな	④無回答	計
全体	124	92	156	11	383
男性	43	49	55	3	150
女性	76	39	90	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	3	3	6	7	19

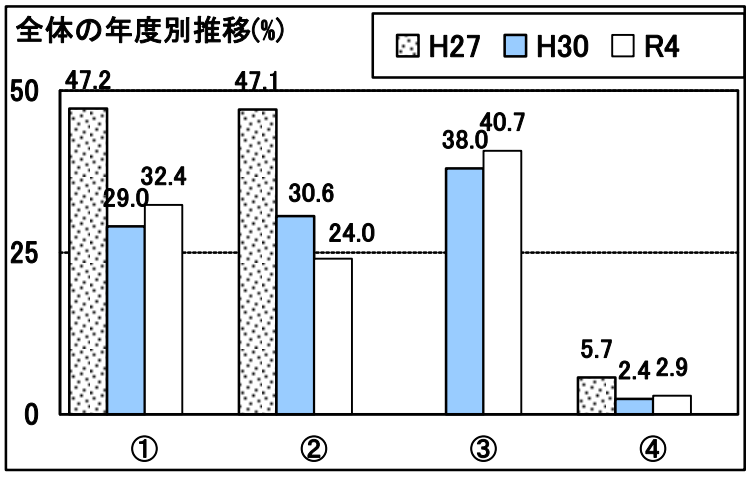

✤全体
・「そう思う」の割合は前回に比べ 3.4%上昇している。

✤性別
・男性の「そう思う」が前回に比べ 1.3%、女性は 4.0%上昇している。
・「そう思う」の割合は女性の方が男性より 8.2%多い。

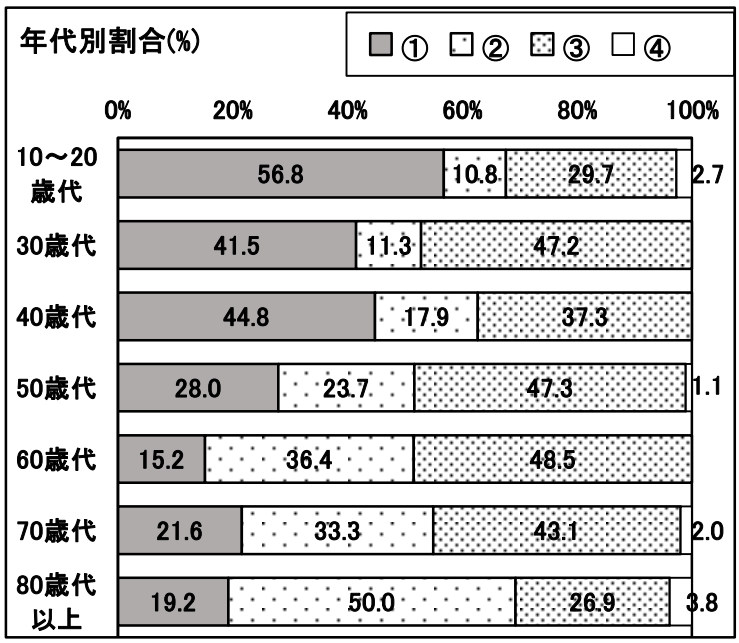

✤年代別
・10～20 歳代の「そう思う」の割合が一番高くなっている。反対に 60 歳代が一番低い。

質問４　日本に居住している外国籍住民の人権について、現在の状況をどのように思われますか。

◆ ４－１　生活（買い物などの日常生活）の面で不十分な実態があると思う。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

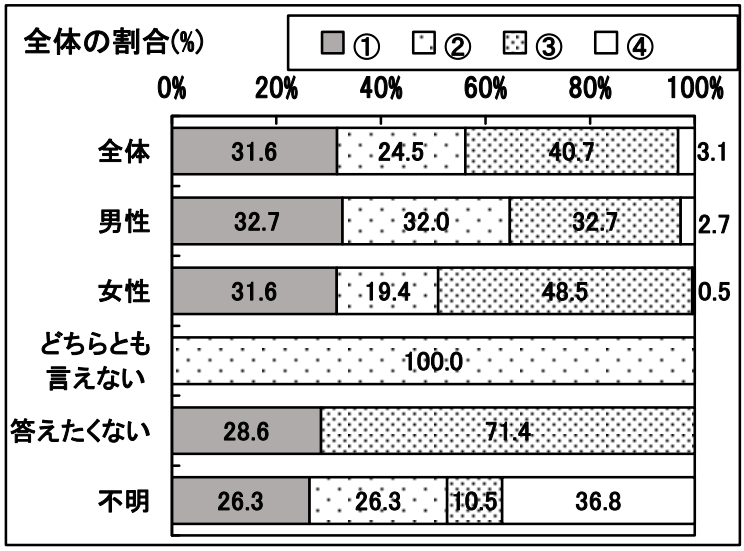

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	121	94	156	12	383
男性	49	48	49	4	150
女性	65	40	100	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	5	5	2	7	19

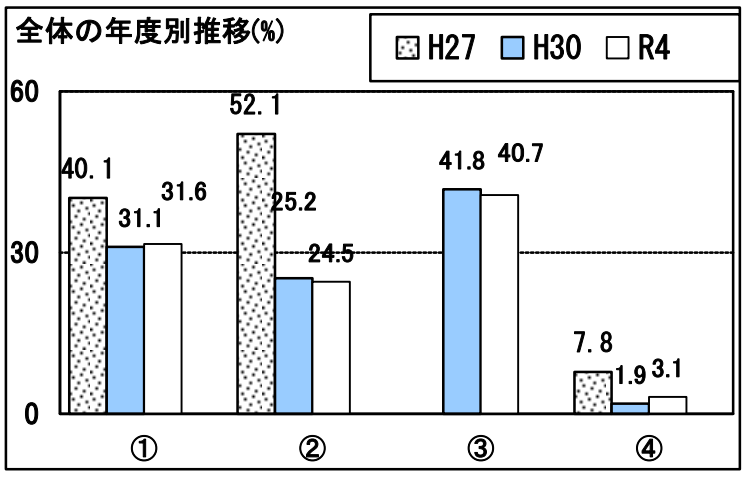

✤全体
・「そう思う」が前回より 0.5%増えている。
✤性別
・前回と比べ「そう思う」は男性 0.5%減少、女性は 0.9%増加している。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 1.1%多い。

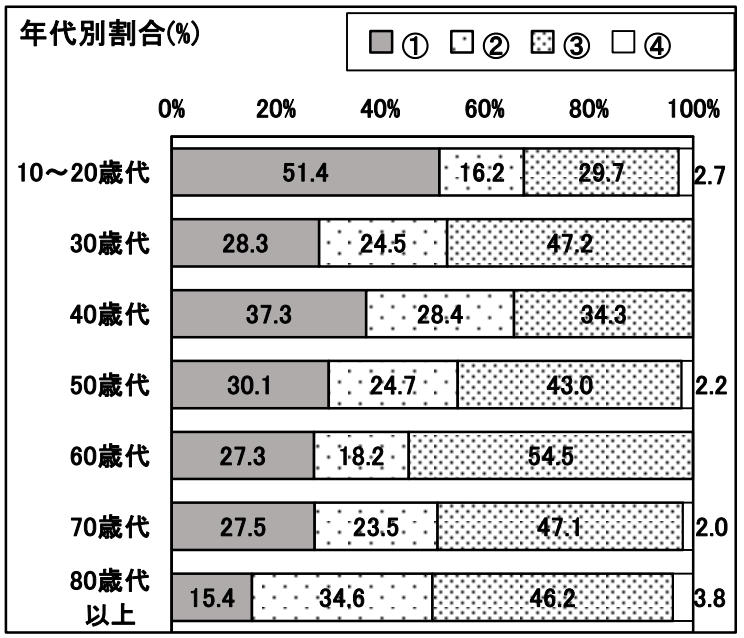

✤年代別
・「そう思う」の割合は 10～20 歳代が一番高い。反対に 80 歳代以上が一番低い。

◆ 4－2 医療や福祉施策の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

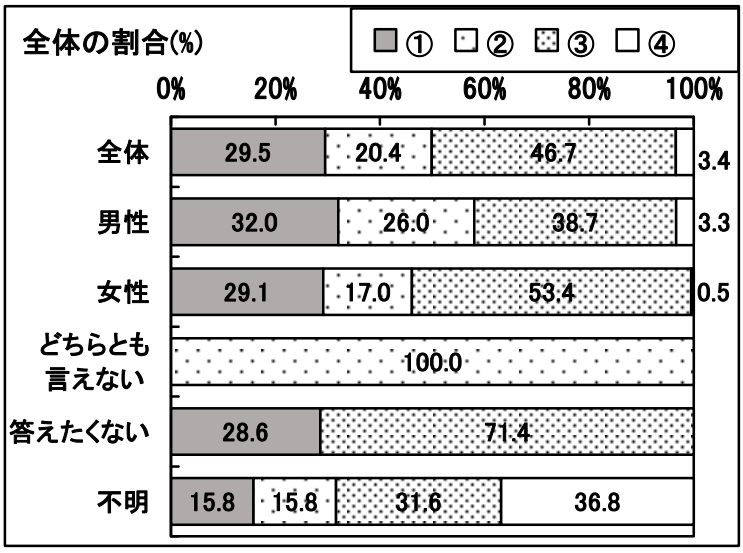

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	113	78	179	13	383
男性	48	39	58	5	150
女性	60	35	110	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	3	3	6	7	19

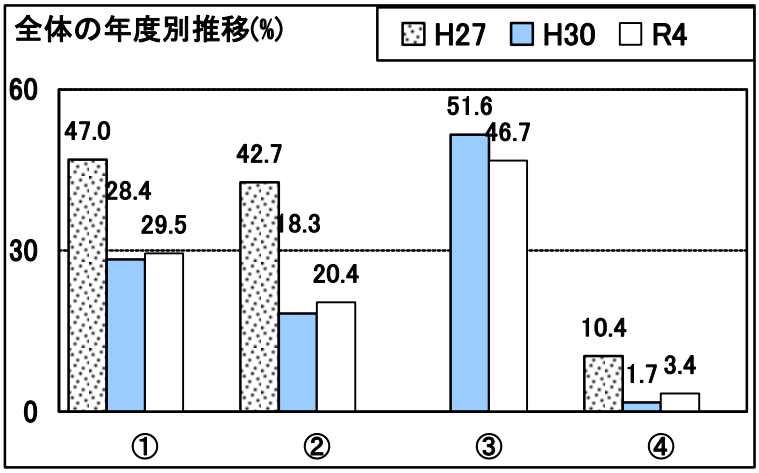

✤全体
・「そう思う」前回より 1.1%増加。
✤性別
・「そう思う」は前回に比べ男性は 0.8%減少。女性は 2.8p上昇。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 2.9%高い。

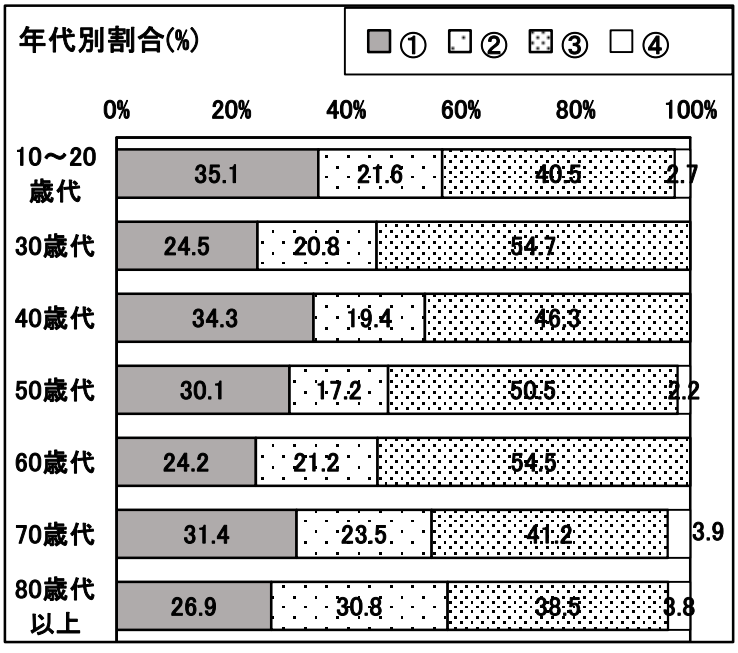

✤年代別
・「そう思う」の割合は 10～20 歳代が 35.1%で一番高い。反対に 60 歳代が 24.2%で一番低い。

◆ 4－3　教育の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

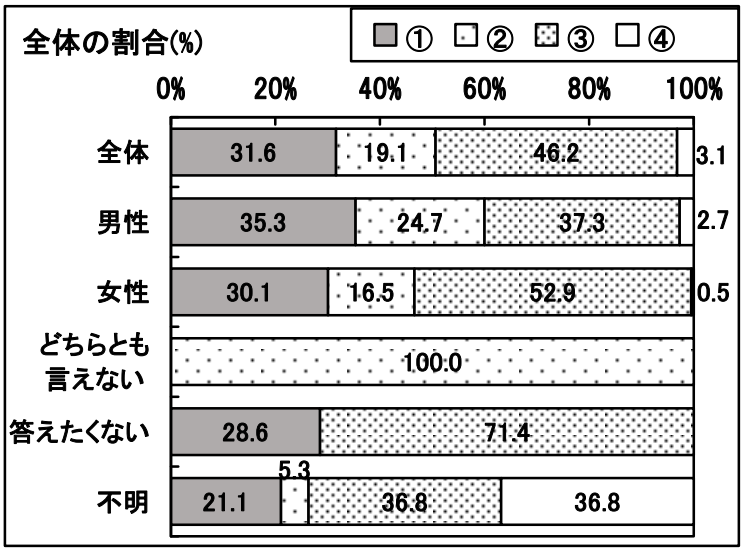

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	121	73	177	12	383
男性	53	37	56	4	150
女性	62	34	109	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	2	0	5	0	7
不明	4	1	7	7	19

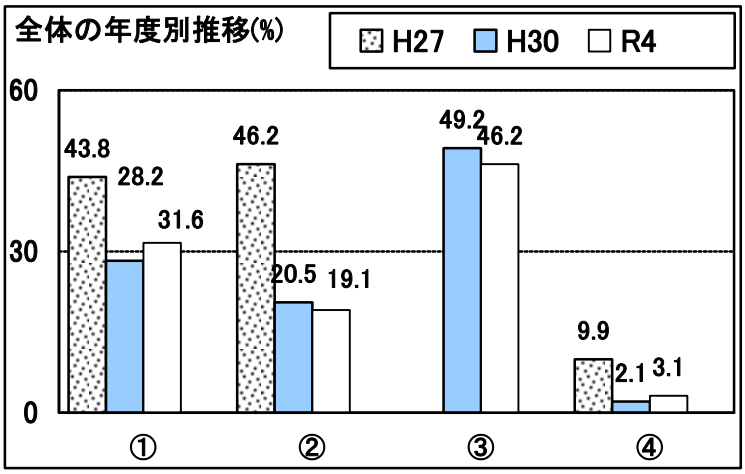

✤全体
・「そう思う」31.6%で前回より 3.4%高くなっている。

✤性別
・男性「そう思う」は前回に比べ 6.5%高くなっている。女性は前回と変わらない。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 5.2%高くなっている。

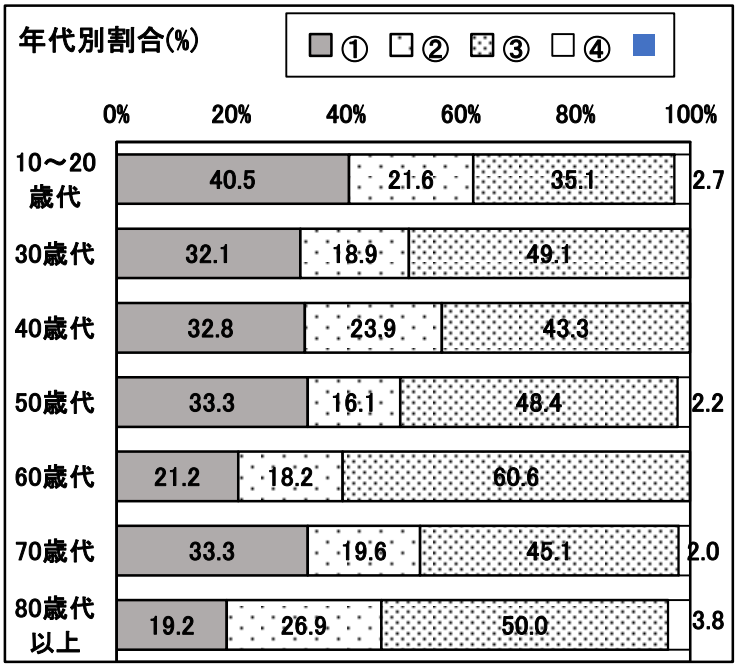

✤年代別
・10～20 歳代が「そう思う」の割合が一番高く、反対に 80 歳代以上一番低くなっている。

◆ 4－4 就労の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

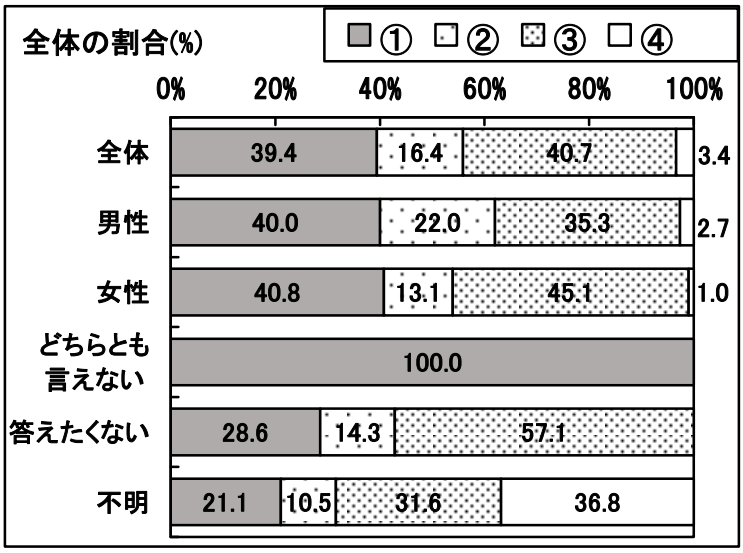

○全体の人数 （人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	151	63	156	13	383
男性	60	33	53	4	150
女性	84	27	93	2	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	2	1	4	0	7
不明	4	2	6	7	19

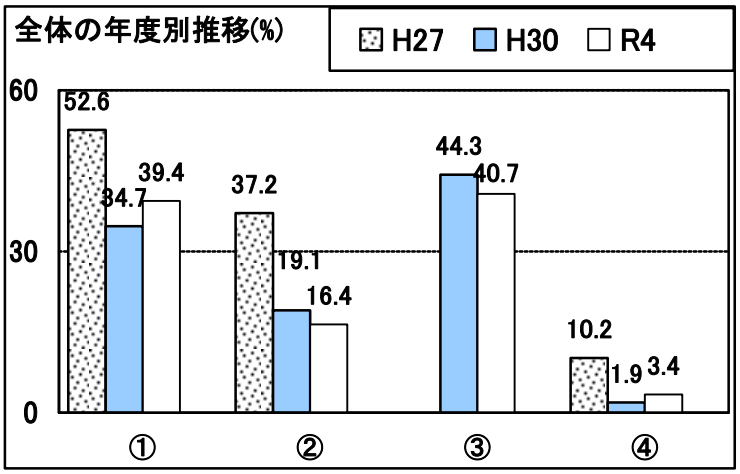

✤全体
・「そう思う」前回と比べ 4.7%増加。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性 0.2%、女性は 8.2%増加している。
・「そう思う」の割合は、女性の方が男性より 0.8%多い。

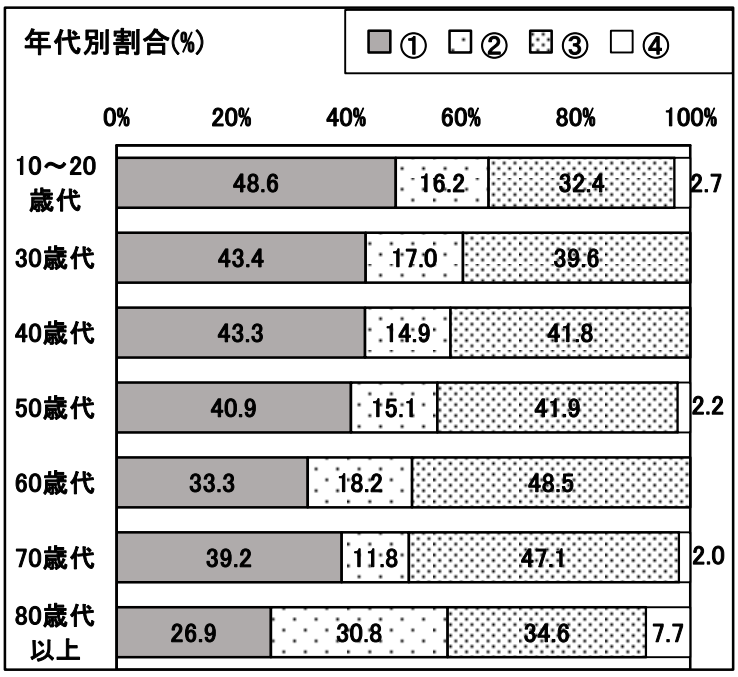

✤年代別
・「そう思う」で一番高い割合が 10～20 歳代。反対に 80 歳代以上が一番低い。

◆ 4－5 結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

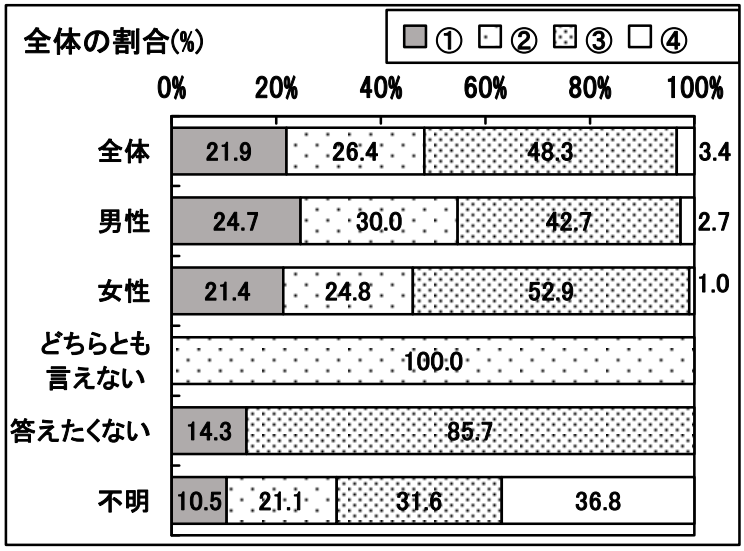

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	84	101	185	13	383
男性	37	45	64	4	150
女性	44	51	109	2	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	1	0	6	0	7
不明	2	4	6	7	19

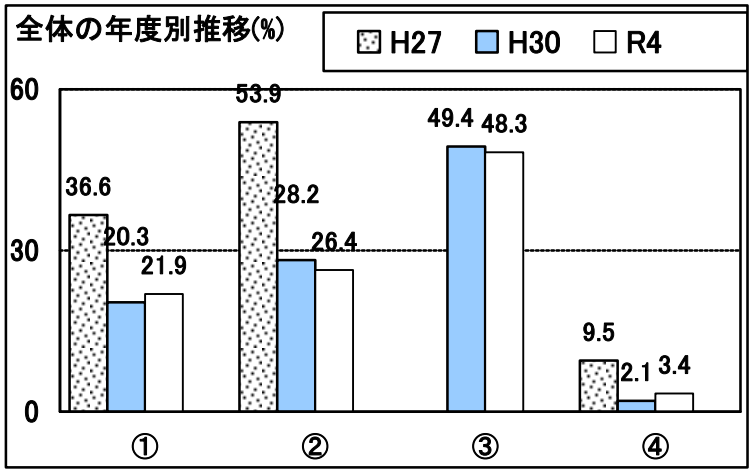

✤全体
・「そう思う」は前回と比べ 1.6%上昇。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性は 3.5%、女性は 0.8%上昇。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より.3.3%高い。

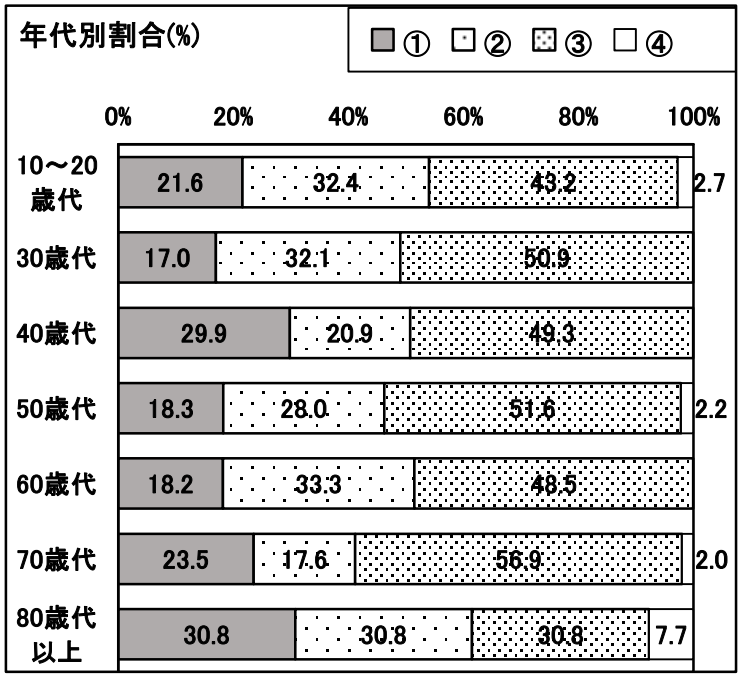

✤年代別
・「そう思う」の割合が一番高いのが 80 歳代以上で前回より 17.8%上昇している。反対に一番低いのが 60 歳代で前回より 4.5%減少している。

◆ 4－6　日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

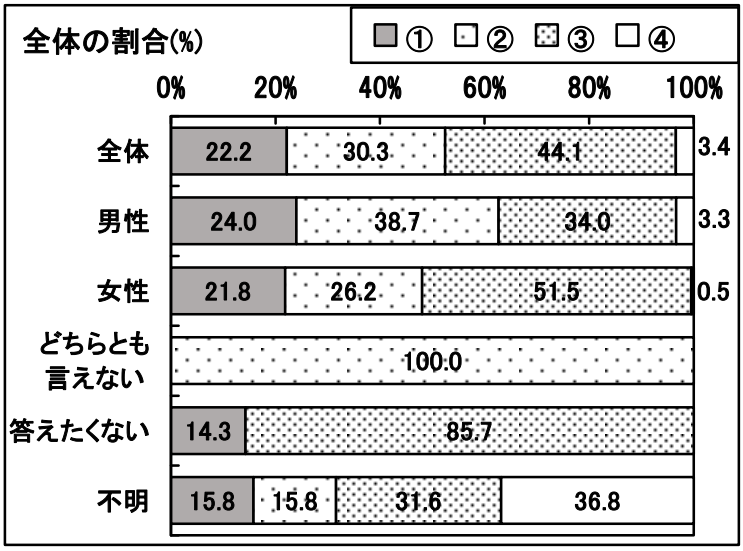

○全体の人数　（人）

	①そう思う	②そうは思わない	③わからない	④無回答	計
全体	85	116	169	13	383
男性	36	58	51	5	150
女性	45	54	106	1	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	1	0	6	0	7
不明	3	3	6	7	19

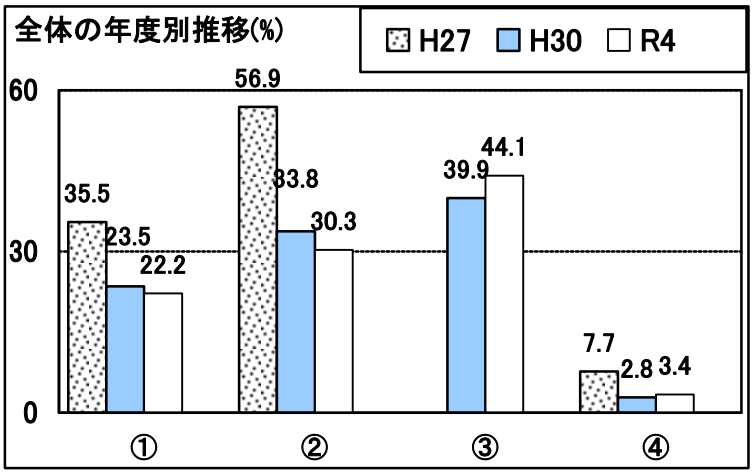

✤全体
・「そう思う」前回より 1.3%低くなっている。
✤性別
・「そう思う」は前回と比べ男性は 1.5%、女性は 1.6%減少。
・「そう思う」の割合は、男性の方が女性より 2.2%多い。

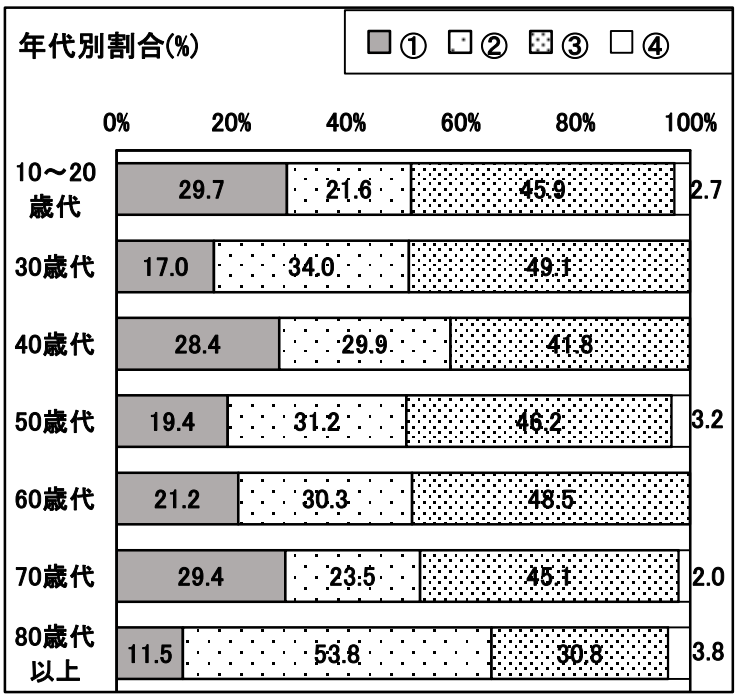

✤年代別
・10～20 歳代が「そう思う」の割合が一番高い。反対に 80 歳代以上が一番低い。

◆ 4－7　外国籍住民とのコミュニケーションの手段としての「やさしい日本語」について、ご存じですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

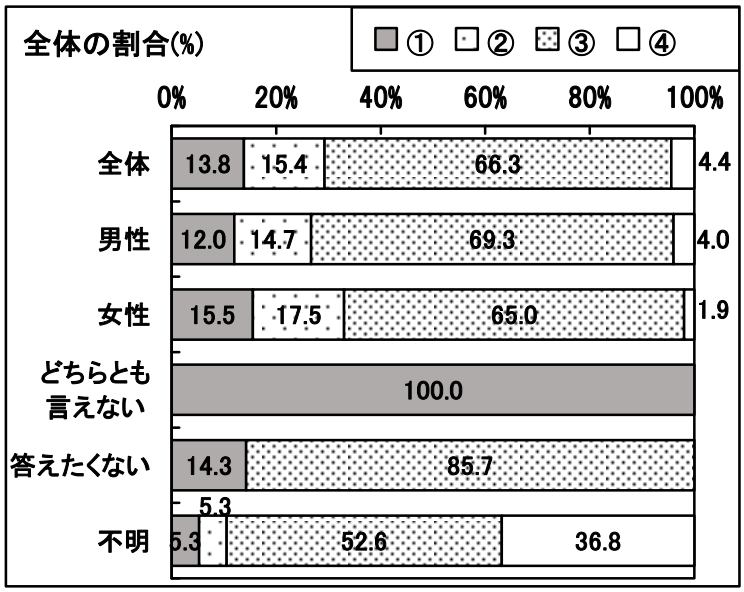

○全体の人数　（人）

	①聞いたことがある	②機会があればつかってみようと思っている	③聞いたことがない	④無回答	計
全体	53	59	254	17	383
男性	18	22	104	6	150
女性	32	36	134	4	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	1	0	6	0	7
不明	1	1	10	7	19

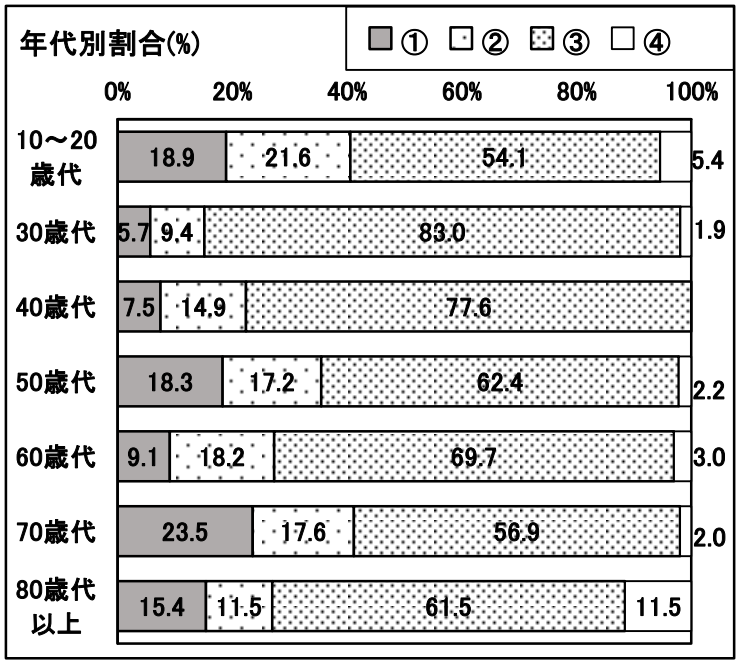

✤全体
・「聞いたことがないの割合が 6 割を超えている。
✤性別
・「聞いたことがない」は男女とも 6 割を超えて高い。
✤年代別
・「聞いたことがある」「機会があれば…」のの割合で一番高かったのが 80 歳代以上。次が 30 歳代。反対に一番低いのが 40 歳代となっている。

質問5　人権・同和問題の学習・研修、法律などについて、お聞きします。

◆ 5－1　あなたは最近3年間のうちに人権・同和問題の学習会や講演会、研修会に参加されたことがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

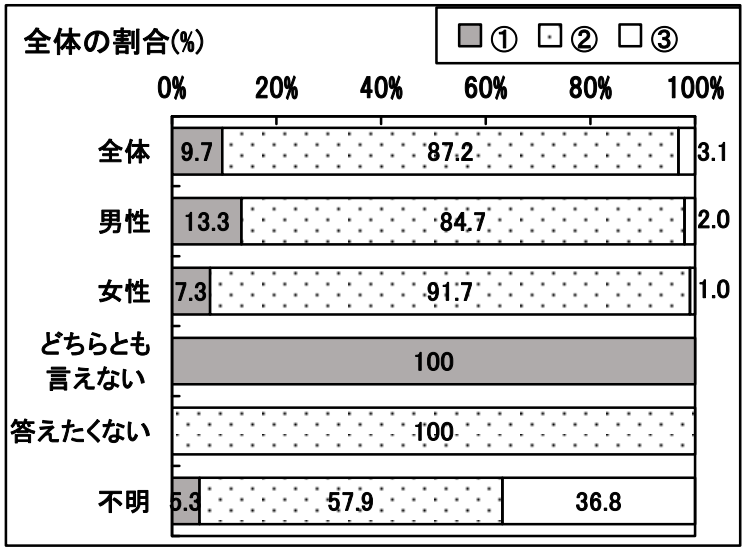

○全体の人数　（人）

	①参加したことがある	②参加したことがない	③無回答	計
全体	37	334	12	383
男性	20	127	3	150
女性	15	189	2	206
どちらとも言えない	1	0	0	1
答えたくない	0	7	0	7
不明	1	11	7	19

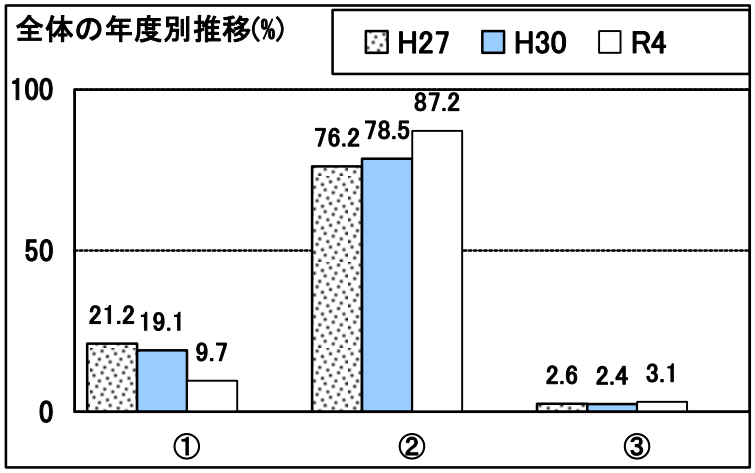

✤全体
・「参加したことがない」は前回より 8.7%増加。
✤性別
・男性「参加したことがない」は前回より 8.1%、女性は 10.7%増加。
・「参加したことがない」の割合は、女性の方が男性より 7.0%多い。

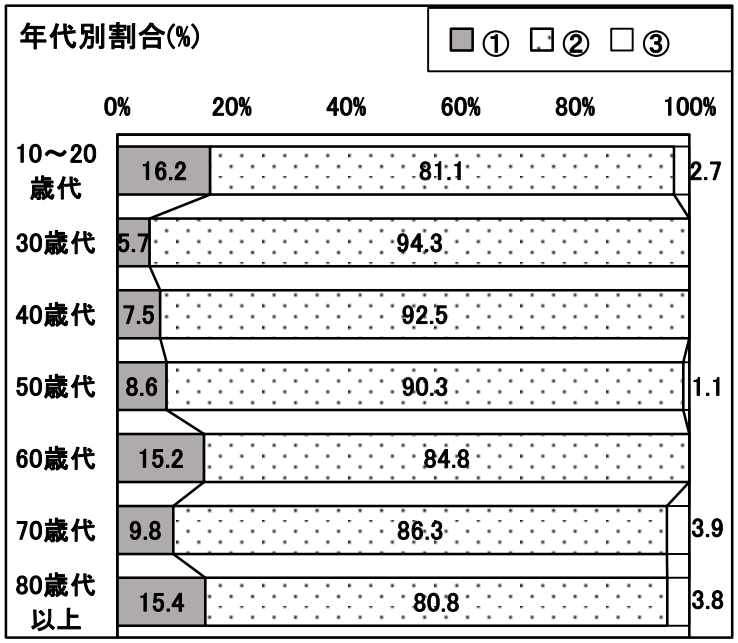

✤年代別
・全年代を通して「参加しとことがない」が高い割合となっている。

◆ ５－２　５－１で「2　参加したことがない」と答えた方にお聞きします。参加しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号に2つまで○をしてください。）

○全体の件数　（件）

	① そのような会がある ことを知らなかった	② 自分とは関係ないか ら、参加しなかった	③ 知っていたが参 加したくなかった	④ 直接呼びかけが なかった	⑤ その他	⑥ 無回答	計
全体	250	30	9	53	30	5	377
男性	93	16	3	26	13	1	152
女性	147	12	6	23	14	4	206
どちらとも言えない	0	0	0	0	0	0	0
答えたくない	3	2	0	1	1	0	7
不明	7	0	0	3	2	0	12

✤全体
・多数回答順（上位3項目）：1.①250 件、2.④53 件、3.②⑤各 30 件。
✤性別（多数回答順　上位3項目）
・男性：1.①93 件、2.④26 件、3.②16 件。
・女性：1.①147 件、2.④23 件、3.⑤14 件。

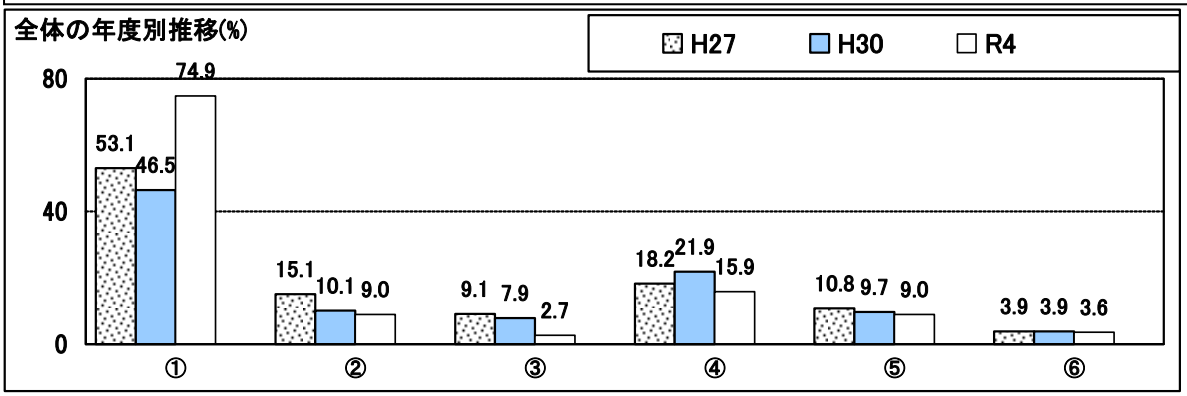

○年代別件数　（件）

	① そのような会がある ことを知らなかった	② 自分とは関係ないか ら、参加しなかった	③ 知っていたが参 加したくなかった	④ 直接呼びかけが なかった	⑤ その他	⑥ 無回答	計
10～20歳代	24	2	0	5	1	0	32
30歳代	43	5	0	7	2	1	58
40歳代	52	4	0	7	4	0	67
50歳代	61	5	5	11	10	2	94
60歳代	19	3	1	6	2	0	31
70歳代	29	9	1	12	4	1	56
80歳代以上	12	1	2	2	5	1	23
年代不明	10	1	0	3	2	0	16

✤年代別
・全年代を通して①の回答が多かった。

◆ 5－3　人権・同和問題学習会を地域や職場で実施することについて、あなたはどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

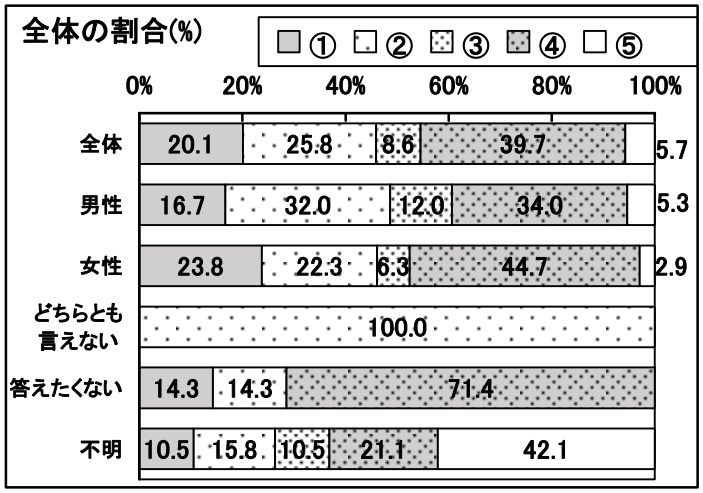

○全体の人数　（人）

	①もっと積極的に取り組むべきである	②今のままでよい	③やらない方がよい	④わからない	⑤無回答	計
全体	77	99	33	152	22	383
男性	25	48	18	51	8	150
女性	49	46	13	92	6	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	0	1
答えたくない	1	1	0	5	0	7
不明	2	3	2	4	8	19

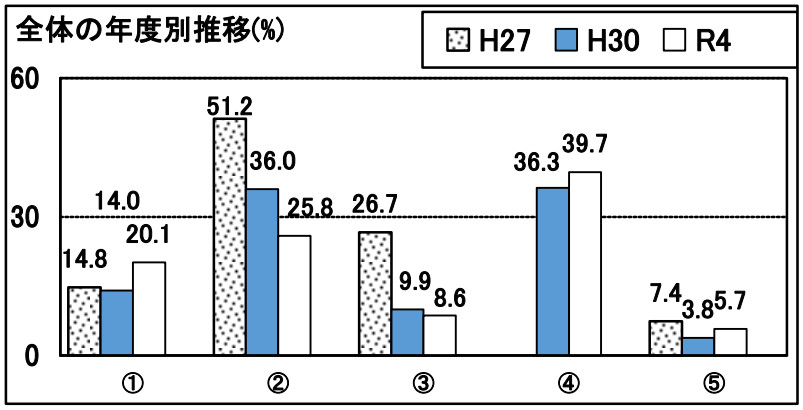

✤全体
・「積極的に…」は前回より 6.1%増加している。

✤性別
・男性の「積極的に…」は前回と比べ 5.8%、女性は 6.1%増加している。
・「積極的に…」の割合は、女性の方が男性より 7.1%高い。

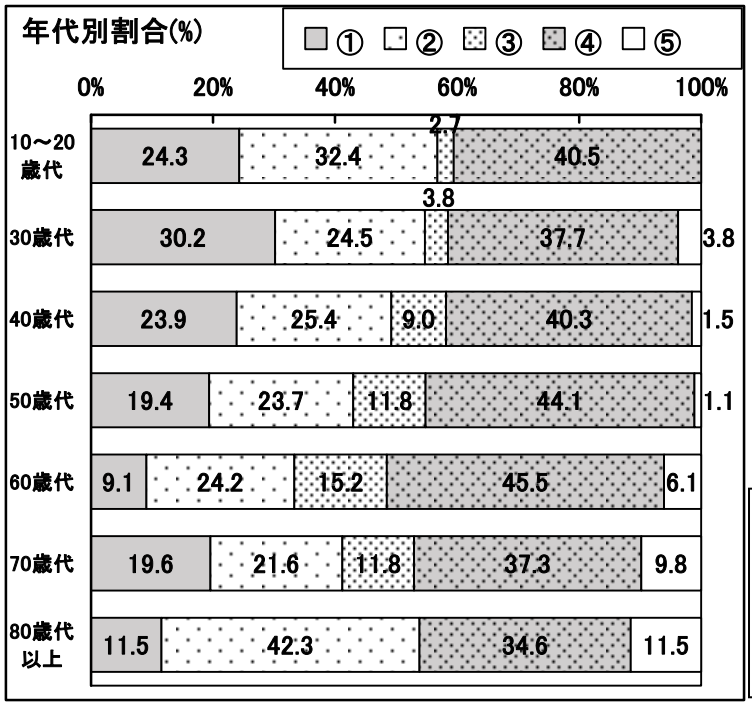

✤年代別
・30 歳代の「積極的に…」が一番高く、反対に 60 歳代が一番低い。
・「やらない方がよい」の回答は 60 歳代が一番高い

◆ ５－４　小学校・中学校で人権・同和教育が行われていることについて、あなたはどのようにお考えですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

○全体の人数　　（人）

	① 人権・同和教育はぜひともするべきである	② 人権・同和教育はするべきであると思うが、現在の進め方には問題があると思う	③ 人権・同和教育はしない方がよいと思う	④ わからない	⑤ 無回答	計
全体	184	33	36	109	21	383
男性	69	15	19	40	7	150
女性	107	17	15	62	5	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	0	1
答えたくない	2	0	0	5	0	7
不明	6	0	2	2	9	19

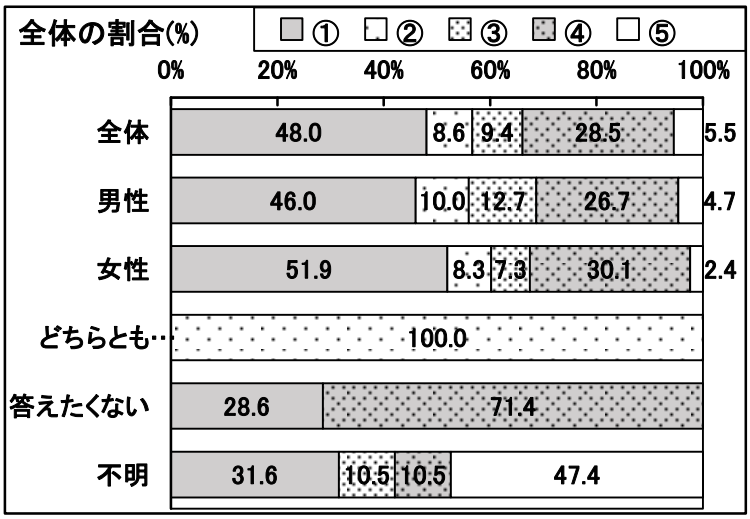

✤全体
・「ぜひするべき」48%で前回と比べ 8.4%増加している。
✤性別
・男性「ぜひするべき」は前回と比べ 6.6%、女性は 9.8%増加している。
・「ぜひするべき」の割合は、女性の方が男性より 5.9%高い。

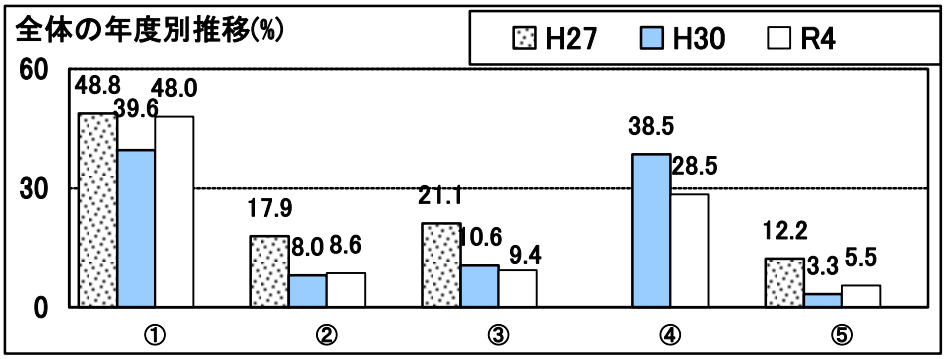

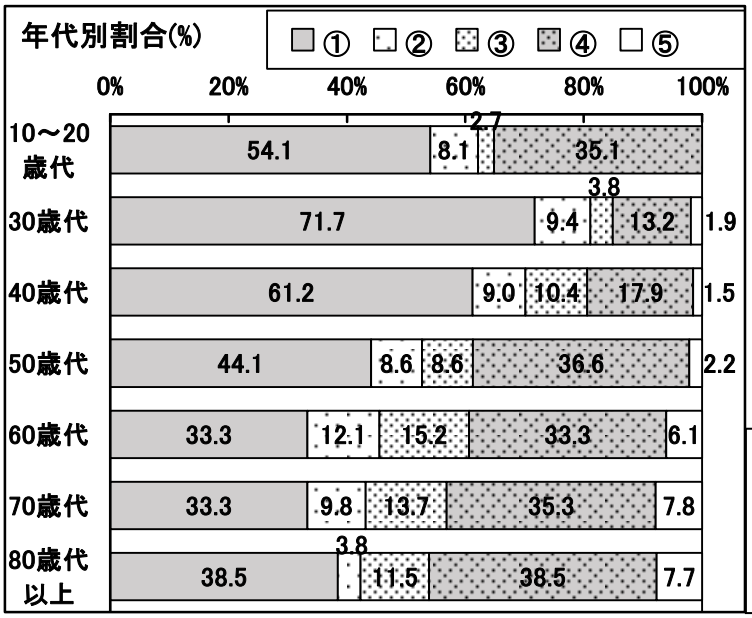

✤年代別
・「ぜひするべき」は 30 歳代が一番多い。反対に 60・70 歳代が一番少ない。
・「しない方がよい」の回答は 60 歳代が一番多い。

◆ ５－５ 「障害者差別解消法」が平成28年4月から施行されましたがご存知ですか。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

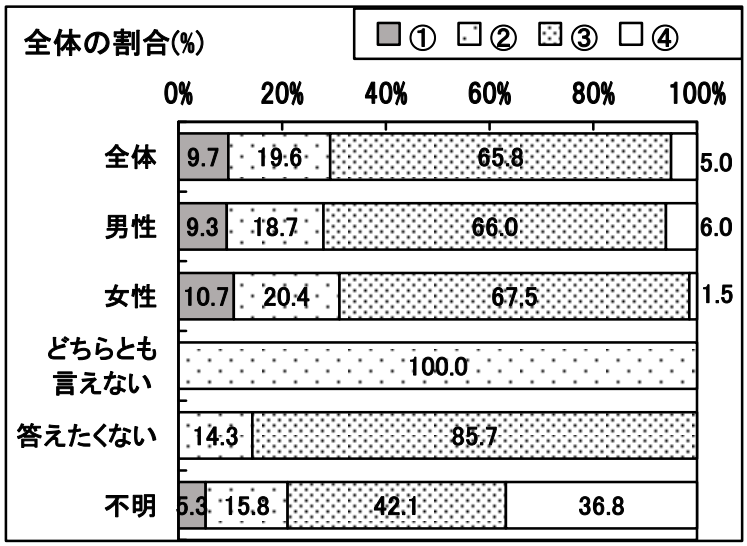

○全体の人数　（人）

	①知っている	②聞いたことがある	③知らない	④無回答	計
全体	37	75	252	19	383
男性	14	28	99	9	150
女性	22	42	139	3	206
どちらとも言えない	0	1	0	0	1
答えたくない	0	1	6	0	7
不明	1	3	8	7	19

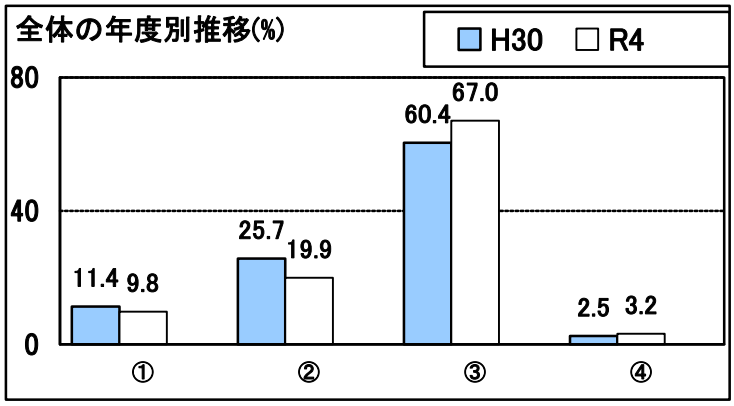

✤全体
・「知らない」との回答が前回より 5.4%増加。
✤性別
・男性「知らない」は前回と比べると 7.6%、女性は 3.6%増加。
・「知らない」の割合は、女性の方が男性より 1.5%多い。

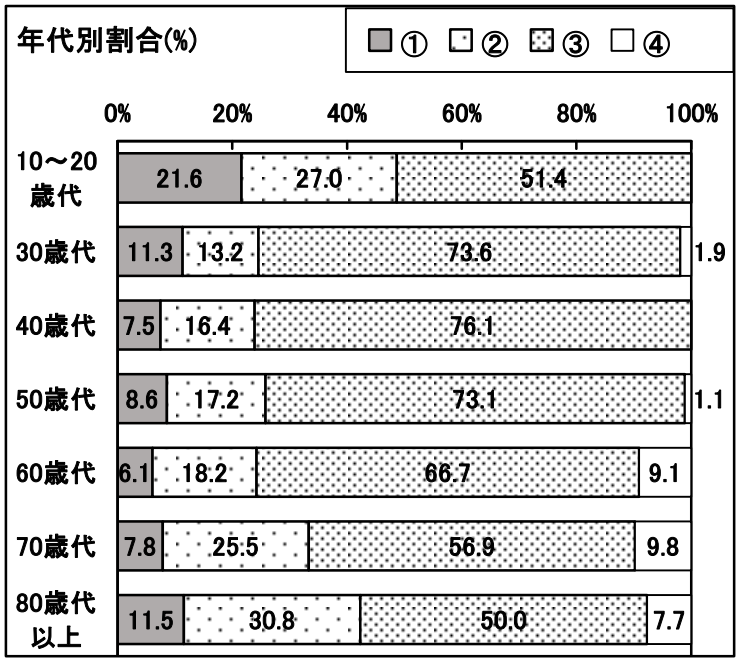

✤年代別
・40 歳代の「知らない」の割合が一番多い。反対に 80 歳代以上が一番低い。

◆ ５－６ 「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年6月から施行されましたがご存知ですか。
（あてはまる番号ひとつに〇をしてください。）

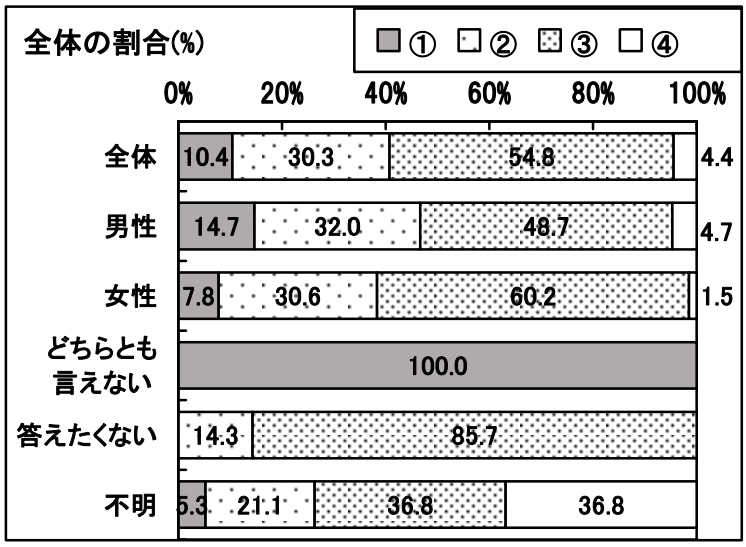

〇全体の人数 （人）

	①知っている	②聞いたことがある	③知らない	④無回答	計
全体	40	116	210	17	383
男性	22	48	73	7	150
女性	16	63	124	3	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	0	1	6	0	7
不明	1	4	7	7	19

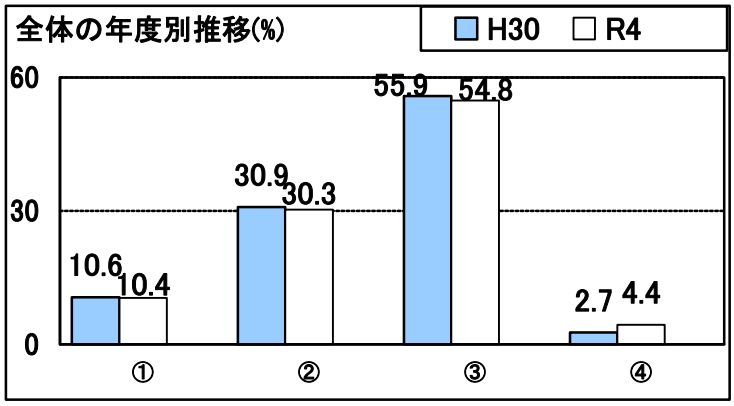

✤全体
・「知らない」は前回と比べ 0.4%上昇。
✤性別
・男性「知らない」は前回と比べ 6.8%減少。女性は 4.8%上昇。
・「知らない」の割合は、女性の方が男性より 11.5%多い。

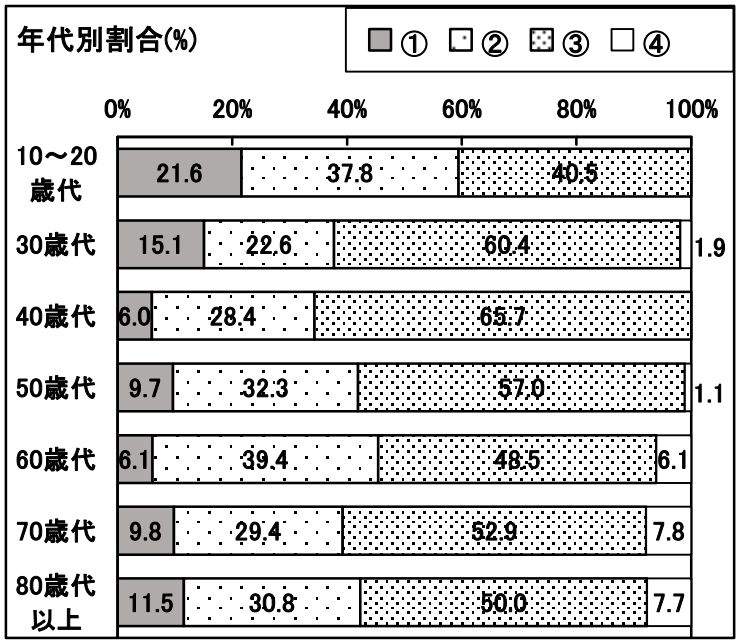

✤年代別
・「知らない」と回答した人は 40 歳代が一番多い。反対に 10～20 歳代が一番少ない。

◆ ５－７ 「部落差別解消法」が平成28年12月から施行されましたがご存知ですか。
（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

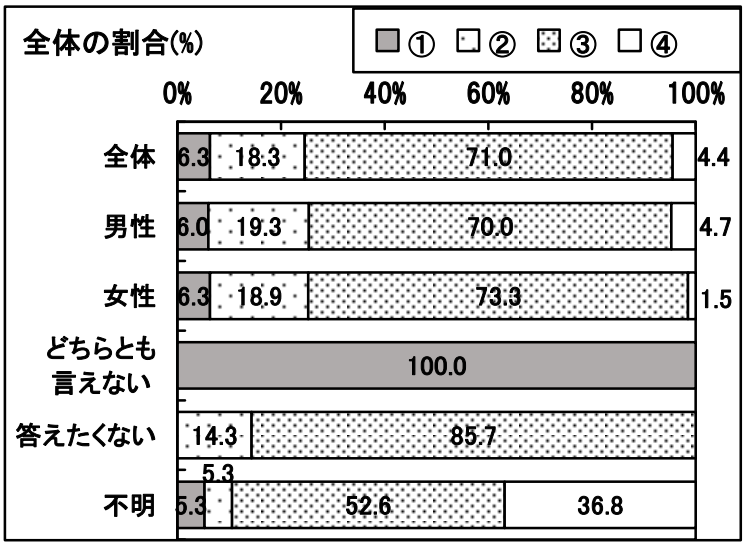

○全体の人数　（人）

	①知っている	②聞いたことがある	③知らない	④無回答	計
全体	24	70	272	17	383
男性	9	29	105	7	150
女性	13	39	151	3	206
どちらとも言えない	1	0	0	0	1
答えたくない	0	1	6	0	7
不明	1	1	10	7	19

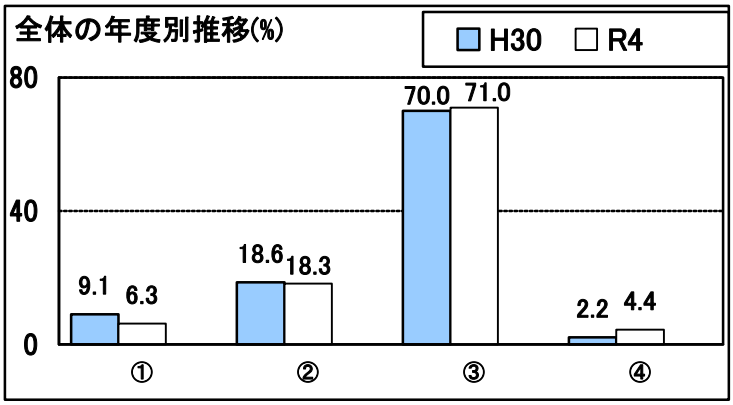

✤全体
・「知らない」の回答は前回比 1.0%増加。
✤性別
・男性「知らない」は前回と比べ 0.1%減少、女性は 1.5%上昇。
・「知らない」の割合は、女性の方が男性より 3.3%多い。

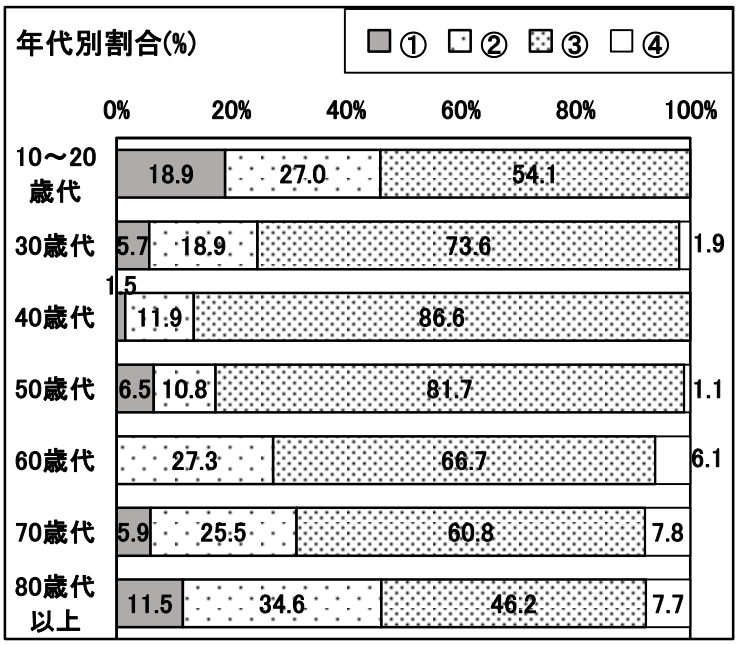

✤年代別
・40 歳代が「知らない」の割合が一番多い。反対に 80 歳代以上が一番少ない。

◆ ５－８　人権が保障される社会を実現するための施策についてお聞きします。
行政の施策としてどのような取り組みが必要だと思いますか。（特に重要だと思われる番号、3つ以内に〇をしてください。）

〇全体の件数　（件）

	①地域・会社で人権に関する啓発、研修を充実させる	②学校において、人権教育を充実させる	③社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	④行政機関が人権侵害を受けた人や社会的弱者である人を支援、救済して行く	⑤公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ	⑥悪質な人権侵害を行った人や団体などに、法的な規制をする	⑦現状の社会で十分人権は保障されたおり、新たな取り組みは不要である	⑧何をやっても効果は期待できない	⑨その他	⑩わからない	⑪無回答	計
全体	94	180	104	132	67	142	12	22	16	41	24	834
男性	36	71	42	58	32	65	7	9	7	13	7	347
女性	54	99	59	66	33	71	4	12	7	25	10	440
どちらとも言えない	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
答えたくない	1	2	1	4	1	0	0	1	0	2	0	12
不明	2	7	1	4	1	6	1	0	2	1	7	32

✤全体　多数回答順（上位 3 項目）
・1..②「学校において…」180 件、⑥「悪質な…」142 件、3.④「行政機関が…」132 件。
✤性別（多数回答順　上位 3 項目）
・男性：1.⑥「学校において…」71 件、2.⑥「悪質な…」65 件、3.④「行政機関が…」58 件。
・女性：1.⑥「学校において…」99 件、2.⑥「悪質な…」71 件、3.④「行政機関が…」66 件。

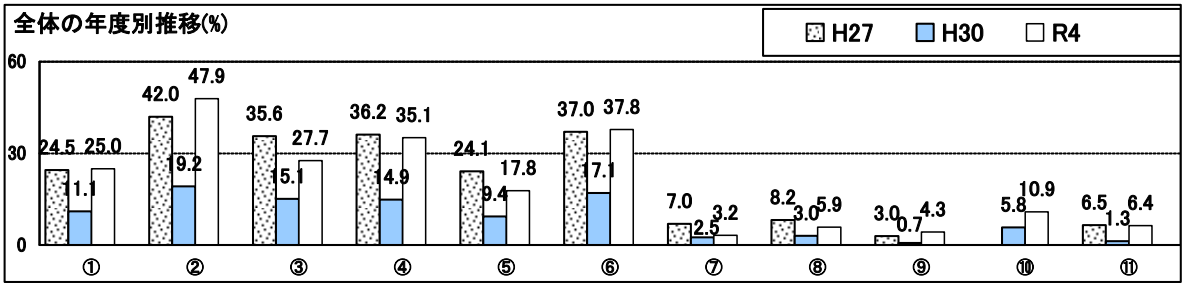

〇年代別件数　（件）

	①地域・会社で人権に関する啓発、研修を充実させる	②学校において、人権教育を充実させる	③社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる	④行政機関が人権侵害を受けた人や社会的弱者である人を支援、救済して行く	⑤公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ	⑥悪質な人権侵害を行った人や団体などに、法的な規制をする	⑦現状の社会で十分人権は保障されたおり、新たな取り組みは不要である	⑧何をやっても効果は期待できない	⑨その他（具体的に）	⑩わからない	⑪無回答	計
10～20歳代	11	15	7	12	6	8	1	3	1	6	1	71
30歳代	19	29	18	13	9	13	1	4	1	4	3	114
40歳代	21	37	21	19	12	23	1	5	6	4	2	151
50歳代	18	40	25	36	15	42	1	4	6	13	2	202
60歳代	6	14	8	12	1	17	3	3	0	4	3	71
70歳代	10	22	16	21	15	24	3	2	0	6	4	123
80歳代以上	7	13	7	14	8	8	0	1	0	3	2	63
年代不明	2	10	2	5	1	7	2	0	2	1	7	39

✤年代別
・全年代をとおして②「学校に…」の項目が多くなっている。次いで「悪質な…」「行政機関が…」と続いている。

調査票

人権・同和問題に関する市民意識調査ご協力のお願い

日頃、市政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

小諸市では、平成７年度に「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を制定し、一人ひとりがお互いを認め合い、支え合い、活き活きと輝いて暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進してきました。

現在は、「第６次小諸市部落差別等あらゆる差別をなくす総合計画」に基づいて取り組みを進めていますが、その計画期間が令和５年度で終了することから、新しい計画の策定に向けて準備を進めています。

この、新しい計画策定にあたり、より多くの市民のみなさまのご意見を反映させていただくため、アンケート調査を実施することといたしました。

このアンケートは、小諸市にお住いの１８歳以上の方の中から、1,000 人の方を無作為に選ばせていただき、回答をお願いするものです。無記名形式であり、ご回答いただきました内容はすべて統計的に処理されます。他の目的に使用されることはありません。率直なご意見をお聞かせください。

ご多用の折、大変恐縮ではありますが、ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和４年１１月　　小諸市長　小　泉　俊　博

＊ご記入にあたって＊

１．調査票は、あて名の方ご本人がお答えください。（お名前を記入する必要はありません。）ただし、ご本人の考えを聞いて、ご家族の方が記入していただいても結構です。

２．お答えは、調査票に**直接ご記入ください。**

３．記入後は、お手数ですが、**調査票を**同封の返信用封筒に入れて、**令和４年１２月２３日（金）**までにポストへ投函をお願いします。

【お問合せ先】
小諸市 市民生活部 人権政策課 人権同和男女共同参画係
〒384-8501　小諸市相生町三丁目３番３号
電　話　0267（22）1700（内線 2311）
ＦＡＸ　0267（23）8857
メール　seisaku@city.komoro.nagano.jp

「差別をなくす総合計画」及び「男女共同参画プラン」は
小諸市公式 HP をご覧ください　小諸市 人権政策 男女共同参画　検 索

人権・同和問題に関する市民意識調査（調査票）

統計的に分析するため、あなたご自身のことについて、お伺いします。回答にご協力をお願いします。あてはまる番号ひとつに○をしてください。

あなたの性別は　1　男性　　2　女性　　3　どちらともいえない　　4　答えたくない

あなたの年齢は　1　１０～２０歳代　　2　３０歳代　　3　４０歳代
4　５０歳代　　5　６０歳代　　6　７０歳代　　7　８０歳代以上

１．人権・同和問題について

【質問１】　あなたの人権やくらしについての考えをお聞きします。

1-1　あなたはこれまでに自分の人権を侵害されたこと（いじめ、差別、馬鹿にされたなど）がありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　ある　　2　ない　　3　わからない

1-2　1-1 で「1　ある」と答えた方にお聞きします。どのようなことで侵害されましたか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

1　性別のことで　　2　年齢のことで
3　職業のことで　　4　学歴のことで
5　障がいをもっていることで　6　家族のことで
7　同和地区のことで
8　その他（具体的に　　）

1-3　1-1 で「1　ある」と答えた方にお聞きします。そのときどのような対応をしましたか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

1　だまって我慢した　　2　法務局や人権擁護委員に相談した
3　相手に抗議した　　4　市役所に相談した
5　身近な人に相談した　　6　警察に相談した
7　有力者に相談した　　8　弁護士に相談した
9　その他（具体的に　　）

1-4　あなたの意識のなかに差別や偏見があると思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　あると思う　　2　ないと思う　　3　わからない

1-5　1-4で「1　あると思う」と答えた方にお聞きします。どのようなことに対して差別や偏見があると思いますか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

1　同和地区の人に対して　　2　障がいのある人に対して
3　外国籍住民に対して　　4　女性に対して
5　男性に対して　　6　子どもに対して
7　高齢者に対して
8　HIV、ハンセン病、新型コロナなどに感染している人に対して
9　アイヌの人々に対して　　10　職業に対して
11　学歴に対して　　12　思想・信条に対して
13　他所から来た人に対して

1-6　人権問題（パワハラ・セクハラ含む）について家庭などで話題になることがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　よく話題になる　　2　たまに話題になることがある
3　話題になることがない

1-7　県や市の広報などに載っている人権・同和問題について、記事を読んでいますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　関心を持って読んでいる　　2　時々読んでいる
3　読まない　　4　記事があることを知らなかった

1-8　同性同士がパートナーとして暮らすことについてどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　良いと思う　　2　良いとは思わないが、理解できる
3　良いとは思わないし、理解もできない　　4　わからない

1-9　犯罪の被害者について、働き手を失うこと等での経済的困窮や、過剰な報道・インターネット等により精神的苦痛を受けることが問題視されています。このことについてどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　積極的支援が必要だと思う
2　気の毒だと思うが、支援までは必要ない
3　わからない

1-10　最近、特に関心のある人権問題は何ですか。（あてはまる番号すべてに○をしてください。）

1　子どもに関する問題　　2　インターネットによる人権侵害
3　犯罪被害者に関する問題　　4　刑を終えて出所した人に関する問題
5　同和問題　　6　障がいのある人に関する問題
7　高齢者に関する問題　　8　外国籍住民に関する問題

9　女性に関する問題　　10　アイヌの人々に関する問題
11　HIV、ハンセン病、新型コロナなどに関する問題
12　その他の人権に関する問題（具体的に　　）
13　特にない

【質問２】　同和問題についての考えをお聞きします。
現在、部落差別についてどのような意識や実態があると思いますか。

2-1　結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

2-2　家族や親戚に同和地区の人との結婚話が持ち上がったときの、あなたの考えをお聞きします。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　結婚に賛成する
2　反対するが、最終的には当人同士の意思を尊重する
3　最後まで反対する
4　わからない

2-3　就労（就職）の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

2-4　日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

2-5　あなたが同和問題を初めて知ったのはいつですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　小学校入学前　　2　小学校　　3　中学校
4　高校　　5　大学・専門学校　　6　社会に出てから
7　小諸に住んでから　　8　覚えていない　　9　知らない

2-6　あなたはどのようにして（誰から）同和問題を知りましたか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）
1　父母や家族から　　2　近所の人から
3　学校の友達から　　4　学校の授業で
5　職場の人から　　6　講演会や研修会で
7　県や市の広報で　　8　テレビ、映画、書籍、新聞で
9　インターネットの情報で　　10　覚えていない
11　その他（具体的に　　）
12　知らない

2-7　現在、「解放子ども会」では、差別を見抜き、差別を許さない学習をしています。あなたはその活動に対してどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　続けたほうが良い
2　やめたほうが良い（理由：　　）
3　わからない

2-8　同和問題とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えをお聞きします。（あなたの考えにもっとも近い番号ひとつに○をしてください。）

1　自分自身の問題として同和問題の解決のために努力したいと思う
2　同和地区の人々の気持ちや立場をもっと理解したいと思う
3　自分自身の問題としてとらえられず、同和問題の解決には消極的だと思う
4　立場上取り組んでいるだけだと思う
5　自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う
6　同和問題は同和地区の人たちの問題だから、自分とは直接関係ない問題だと思う
7　その他（具体的に　　）
8　わからない

2-9　あなたは最近3年の間に、同和地区の人々に対する差別的な発言や行動（落書き、インターネットを含む）を直接見たり聞いたりしたことがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　見たり聞いたりしたことがある　　2　見たり聞いたりしたことがない

2-10　2-9で「1　見たり聞いたりしたことがある」と答えた方にお聞きします。そのとき、あなたはどうされましたか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　差別的な発言や行動をした人の考えを正し、反省を求め説得した
2　その発言や行動は、誤りだと指摘した
3　差別と気づいていたが、誤りは指摘できなかった
4　そのときは差別と気づかずに、見過ごした
5　何もしなかった

【質問３】　障がいのある人の人権についてお聞きします。現在の状況をどのように思われますか。

3-1　生活（道路の段差や公共施設の階段など）の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

3-2　医療や福祉施策の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

3-3　教育の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

3-4　就労の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

3-5　結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

3-6　日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

【質問４】　日本に居住している外国籍住民の人権について、現在の状況をどのように思われますか。

4-1　生活（買い物などの日常生活）の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-2　医療や福祉施策の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-3　教育の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-4　就労の面で不十分な実態があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-5　結婚の面で差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-6　日常的な態度や言葉、交際などで差別があると思う。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　そう思う　　2　そうは思わない　　3　わからない

4-7　外国籍住民とのコミュニケーションの手段としての「やさしい日本語」について、ご存じですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　聞いたことがある　　2　機会があれば使ってみようと思っている
3　聞いたことがない

【質問５】　人権・同和問題の学習・研修、法律などについて、お聞きします。

5-1　あなたは最近 3 年間のうちに人権・同和問題の学習会や講演会、研修会に参加されたことがありますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　参加したことがある　　2　参加したことがない

5-2　5-1 で「2　参加したことがない」と答えた方にお聞きします。参加しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号に２つまで○をしてください。）

1　そのような会があることを知らなかった
2　自分とは関係ないから、参加しなかった
3　知っていたが参加したくなかった
4　直接呼びかけがなかった
5　その他（具体的に　　）

5-3　人権･同和問題学習会を地域や職場で実施することについて､あなたはどう思いますか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　もっと積極的に取り組むべきである
2　今のままでよい
3　やらない方がよい（理由　　）
4　わからない

5-4　小学校・中学校で人権・同和教育が行われていることについて、あなたはどのようにお考えですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　人権・同和教育はぜひともするべきである
2　人権・同和教育はするべきであると思うが、現在の進め方には問題があると思う
（具体的に　　）
3　人権・同和教育はしない方がよいと思う
（理由　　）
4　わからない

5-5　「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されましたがご存知ですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　知っている　　2　聞いたことがある　　3　知らない

5-6　「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年 6 月に施行されましたがごぞんじですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　知っている　　2　聞いたことがある　　3　知らない

5-7　「部落差別解消推進法」が平成 28 年 12 月に施行されましたがごぞんじですか。（あてはまる番号ひとつに○をしてください。）

1　知っている　　2　聞いたことがある　　3　知らない

5-8　人権が保障される社会を実現するための施策についてお聞きします。
行政の施策としてどのような取り組みが必要だと思いますか。（特に重要だと思われる番号、３つ以内に○をしてください。）

1　地域・会社で人権に関する啓発、研修を充実させる
2　学校において、人権教育を充実させる
3　社会の不合理な格差を解消するための施策を充実させる
4　行政機関が人権侵害を受けた人や社会的弱者である人を支援、救済するための施策を充実させる。
5　公務員など公的機関に勤める職員が、人権意識をしっかり持つ
6　悪質な人権侵害を行った人や団体などに、法的な規制をする
7　現状の社会で人権は十分保障されており、新たな取り組みは不要である
8　何をやっても効果は期待できない
9　その他
（具体的に　　）
10　わからない

◎ **部落差別をはじめあらゆる差別のない明るい社会づくりに向けて、日頃思っていること、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。**

ご協力ありがとうございました。

発行日　　令和７年２月

小諸市　市民生活部　人権政策課

〒384-8501
長野県小諸市相生町三丁目３番３号
電話：0267-22-1700　FAX：0267-23-8857
メールアドレス　seisaku@city.komoro.nagano.jp